

官報 号外 平成十九年四月十二日

○第一百六十六回 衆議院会議録 第二十一号

平成十九年四月十二日(木曜日)

議事日程 第十六号

平成十九年四月十二日

午後一時開議

第一 国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)	日程第二 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
第二 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)	日程第三 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律案(内閣提出)
第三 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律案(内閣提出)	日程第四 地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第四 地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出)	日程第五 産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
第五 産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)	日程第六 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案(内閣提出)
第六 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案(内閣提出)	日程第七 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案(内閣提出)
第七 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案(内閣提出)	日程第八 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律案(内閣提出)
第八 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律案(内閣提出)	日程第九 漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第九 漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案(内閣提出)	日程第一 国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
○本日の会議に付した案件	日程第二 地方公務員の育児休業等に関する法律案(内閣提出)
日程第一 国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)	○議長(河野洋平君) 日程第一、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
	日程第二 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
	日程第三 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律案(内閣提出)
	日程第四 地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出)
	日程第五 産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
	日程第六 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案(内閣提出)
	日程第七 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案(内閣提出)
	日程第八 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律案(内閣提出)
	日程第九 漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案(内閣提出)
	日程第一 国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
	日程第二 地方公務員の育児休業等に関する法律案(内閣提出)
	○議長(河野洋平君) 日程第一、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
	日程第二 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
	日程第三 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律案(内閣提出)
	日程第四 地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出)
	日程第五 産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
	日程第六 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案(内閣提出)
	日程第七 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案(内閣提出)
	日程第八 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律案(内閣提出)
	日程第九 漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 御報告することがあります。
永年在職議員として表彰された元議員石野久男君は、去る三月十九日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。
石野久男君に対する弔詞は、議長において昨日既に贈呈いたしております。これを朗読いたします。

(総員起立)

衆議院は多年憲政のために尽力し特に院議長 科学技術振興対策特別委員長の要職にあられた正四位勲一等石野久男君の長逝を哀悼しつつしんで弔詞をささげます

〔佐藤勉君登壇〕
〔本号末尾に掲載〕

○佐藤勉君 ただいま議題となりました四法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、各案の要旨について申し上げます。

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案は、昨年八月八日の人事院からの意見の申し出を踏まえ、一般職の国家公務員について、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、育児短時間勤務の制度の新設を行

うとともに、部分休業の対象となる子の上限を小学校就学の始期に達する子までに引き上げ、部分休業の名称を育児時間とするものであります。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案は、地方公務員について、国家公務員と同様、育児短時間勤務の制度の新設を行

うとともに、部分休業の対象となる子の上限を小学校就学の始期に達する子までに引き上げるものであります。

国家公務員の自己啓発等休業に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

は、昨年八月八日の人事院からの意見の申し出を踏まえ、一般職の国家公務員について、職員の自発的な大学等における修学または国際貢献活動のための休業制度の新設を行うものであります。

地方公務員法の一部を改正する法律案は、地方公務員について、国家公務員と同様、自発的な大学等における課程の履修または国際貢献活動のための休業制度の新設を行うものであります。

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案外三案

以上の四案は、去る三月二十八日本委員会に付託され、翌二十九日菅総務大臣から提案理由の説明を聴取り、四月十日質疑を行い、これを終局いたしました。次いで、採決いたしましたところ、四案はいずれも全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、四案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 四案を一括して採決いたしました。

四案の委員長の報告はいずれも可決であります。四案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、四案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第五 産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案(内閣提出)

日程第七 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法

○議長(河野洋平君) 日程第五、産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案、日程第六、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案、日程第七、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案、右三案を一括して議題とした。勇君。

た中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案につきましては、企業規模や地域により業況に格差が見られる中、我が国経済の活力源である地域、中小企業の活性化を図ることが喫緊の課題であることにかんがみ、産地の技術、地域の特色ある農林水産品、観光資源など、地域の強みである地域資源を活用します。委員長の報告を求めます。経済産業委員長上田勇君。

産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案及び同報告書

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案及び同報告書

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

し、資金面、ノウハウ面等での支援措置を講ずるものであります。

次に、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案につきましては、人口減少社会の到来、国際競争の激化等、経済成長の制約要因を克服し、我が国の産業活力の再生を図るため、事業者が行う経営資源の外部からの導入や異分野の経営資源の融合による事業革新、サービス産業に属する事業者の生産性向上のための取り組みを支援する措置、地域の中小企業等の事業再生の円滑化のため、つなぎ融資に対する債務保証制度や裁判権等の通常実施権を登録する制度の創設等の措置に資するため、包括的ライセンス契約による特許権等の通常実施権を登録する制度の創設等の措置を行った結果、賛成多数をもって、また、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案につきましては、採決の結果、全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、三法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されました。

○議長(河野洋平君) これより採決に入ります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多數。よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第六につき採決いたします。本案は委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔本号末尾に掲載〕

日程第八 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第八、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長塩谷立君。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

○塩谷立君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、地域公共交通の活性化及び再生を総合的、一体的かつ効率的に推進するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、第一に、主務大臣は、地域公共交通の活性化及び再生を総合的、一体的かつ効率的に推進するため、地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針を定めること、第二に、市町村は、基本方針に基づき、単独で

官 報 (号外)

または共同して、当該市町村の区域内について、地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するための地域公共交通総合連携計画を作成すること。

第三に、地域公共交通総合連携計画を作成しようとする市町村は、地域公共交通総合連携計画の作成に関する協議及び地域公共交通総合連携計画の実施に係る連絡調整を行うため、当該市町村、関係する公共交通事業者等、道路管理者、地域公共交通の利用者等で構成される協議会を組織することができるのこと、

第四に、地域公共交通総合連携計画に定められた軌道運送高度化事業、道路運送高度化事業、海上運送高度化事業、乗り継ぎ円滑化事業及び鉄道再生事業の実施計画について、国土交通大臣の認定制度等及び軌道法等の関係法律に基づく特許、許可、認可等の特例措置等を創設すること。

第五に、複数の旅客運送事業に該当し、同一の車両または船舶を用いて一貫した運送サービスを提供する新地域旅客運送事業の事業計画について、国土交通大臣の認定制度及び鉄道事業法等の関係法律に基づく事業許可等の特例措置を創設すること

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 日程第九、漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案(内閣提出)並びに雇用基本法案及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案(大島教君外一名提出)、労働者の募集及び採用における年齢に係る均等な機会の確保に関する法律案(加藤公一君外二名提出)及び若年者の職業の安定を図るために特別措置等に関する法律案(山井和則君外二名提出)の趣旨説明

〔西川公也君登壇〕

○西川公也君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、水産資源の状況の悪化、漁業生産構造の脆弱化等、水産業をめぐる情勢の変化に対応し、漁業生産力の向上等に資するため、漁船漁業の構造改革を推進するとともに、漁業取り締まりを強化する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、四月十日松岡農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、昨十一日質疑を行いました。質疑終了後、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 日程第九、漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案(内閣提出)並びに雇用基本法案及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案(大島教君外一名提出)、労働者の募集及び採用における年齢に係る均等な機会の確保に関する法律案(加藤公一君外二名提出)及び若年者の職業の安定を図るために特別措置等に関する法律案(山井和則君外二名提出)の趣旨説明

〔西川公也君登壇〕

○西川公也君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、水産資源の状況の悪化、漁業生産構造の脆弱化等、水産業をめぐる情勢の変化に対応し、漁業生産力の向上等に資するため、漁船漁業の構造改革を推進するとともに、漁業取り締まりを強化する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、四月十日松岡農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、昨十一日質疑を行いました。質疑終了後、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 提出者園田康博君。

○園田康博君 私は、ただいま議題となりました雇用基本法案につきまして、提出者を代表し、趣旨説明を行います。

このため、働く希望を持つすべての人の就業の実現を図ることを明確化するとともに、青少年の応募機会の拡大、雇用情勢が特に厳しい地域への支援の重点化等のために必要な措置を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申

我が国では、経済産業の構造改革を経て、終身雇用、年功序列、内部労働市場での雇用調整、企業による職業訓練といった日本型雇用モデルが崩れていきました。また、長引いた不景気を背景に、企業が労働コストを削減する中で、パートやアルバイト、派遣、有期雇用といった非正規雇用の割合がふえきました。雇用が不安定になり、だれもがいつ何どきリストラされるかもしれない、労働条件が切り下げられるかもしれないといった不安を抱えるようになりました。こうした中で、結婚し、家庭を持ち、定年まで勤め上げるといった将来への展望を持ちたくても持てない人がふえているのでございます。

旧来のモデルが崩壊し、雇用が不安定になつてしまつた今、国を挙げて新たな雇用モデルを構築することが求められています。民主党は、長期安定雇用を基本とし、すべての労働者が生涯にわたりて生きがいを持つて働き、豊かで安心して暮らすことのできる社会を目指しています。それを実現するためには、その時々の雇用情勢に対応する形で、対策を継ぎはぎした雇用対策法ではなく、我が国の雇用政策に関する基本方針と基本理念、基本的施策を定める雇用基本法を新たに制定する必要があると考えます。

以下、法案の概要を説明いたします。

第一に、雇用に関する施策の基本理念を定めます。

すべての労働者が、公正な労働条件のもと、人との尊厳を重んじられ、安心して働くことができる環境を整備すること、適切な職業能力の開発等の機会を与えられ、その有する能力を有効に發揮し、充実した職業生活を送ることができるようになります。

そして、雇用に関する施策は、長期の安定化することができるようになります。

雇用を基本とし、労働者が安心して働き、その有する能力を効果的に發揮することができるようになります。

とともに、労働者が人生の各段階において、その働き方を多様な就労形態の中から主体的に選択することができます。

講ずるに当たっては、労働者の職業選択の自由を尊重しなければならず、また、事業主の雇用の管理についての自主性を尊重するよう配慮しなければならないものとすることを定めています。

第二に、国、地方公共団体について、基本理念にのつとて雇用に関する施策を策定し、実施する責務を定めています。

また、事業主は、労働者が安心して働き、その有する能力を効果的に發揮することができるようになります。

第三に、政府は、雇用に関する施策の総合的な計画的な推進を図るために、雇用基本計画を策定し、これを閣議決定し、公表することとしております。

第四に、国は、十二の分野について基本的施策を講ずることとしております。

国は、若年者への就業支援、女性への就業支援、高齢者等への就業支援、障害者への就労支援、被生活保護者等への就業支援、地域雇用開発の促進、職業能力開発の促進、外国人の労働に関する環境の整備、公正な働き方の確保、安全と健康の確保、ワークライフバランスの確保、求人の開拓や雇用情報の収集、提供等を含めた雇用機会の確保について、必要な措置を講ずることを定めます。

ています。

このように、我が国が目指す雇用のあり方について明確な方針と施策を講ずる責任を法律で定めることにより、しっかりとまじめに働けば普通の生活が送れる、そうした雇用状況をつくり出せる

と考へております。

本法案の趣旨を御理解いただき、御賛同いただけますようお願いを申し上げ、私の趣旨説明を終わせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(河野洋平君) 提出者山井和則君。

〔山井和則君登壇〕

○山井和則君 私は、ただいま議題となりました

労働者の募集及び採用における年齢に係る均等な

機会の確保に関する法律案について、提出者を代

表して、趣旨説明を行います。

バブル崩壊後の長期にわたる不景気の時代は就

職氷河期と言われておりました。その当時に学校

を卒業した皆さんは、本人の努力にもかかわらず

就職ができない、あるいは常用雇用、いわゆる正

社員を希望してもパートやアルバイトの仕事にし

かつけなかつた人が多かつたのであります。その

いわゆるロストジェネレーションと言われる世代

では、今もなお、雇用が不安定な状況が続いてい

ます。

景気が回復し新卒者の採用がふえても、社会に

出でから十数年たつた方々の雇用情勢は依然として厳しい状況が続いている。また、出産、育児や復学などのために一たん離職し、再び就職しようとするとする方にとつて、募集、採用における年齢要件は就労への妨げとなつてしまします。さらに、

高齢化が進む中で、高齢であつても働く意欲のあ

る方が働く場をふやすことが今求められています。

す。

こうした状況の改善のためには、年齢にかかわ

りなく均等な機会を確保し、働く人がその有する

能力を効果的に發揮することの妨げとなつている雇

用慣行の是正を図る法律が何としても必要です。

内閣提出の雇用対策法等改正案では、募集、採

用の年齢差別の禁止に関し、現行法の努力義務を

義務規定にする改正が盛り込まれています。しか

し、差別禁止の適用範囲が省令で定められるこ

になつておらず、実際には骨抜きになつてお

ります。そこで、何よりも、民主党案で

は、当然、公務員も年齢差別禁止の法律対象になつておらず、政府案では、今までの再三の民主党からの批判にもかかわらず、この

期に及んでも対象から公務員を除外してい

ます。

民間企業に対して、募集、採用の年齢差別禁止

を義務化するという厳しい改正を行つておきな

がら、いつまでたつても公務員だけは募集、採用

の年齢差別禁止の対象から除外する。これを言行

不一致、骨抜き法案と言わずして何と言うでしょ

うか。

与党議員に申し上げたい。こんな法律一つに、

公務員を対象とできずに除外規定を設けて、何が

公務員制度改革ですか。民主党は、当然、公務員

も対象とするとともに、募集、採用における年齢

差別の禁止の実効性を上げるために、以下の点を

法案に盛り込みました。

まず第一に、厚生労働大臣は、労働者の募集及び採用においてその年齢にかかわりなく均等な機会を確保するための施策の基本となるべき方針を定めるものとします。

第二に、事業主は、労働者の募集及び採用について、その年齢にかかわりなく均等な機会を与えておかなければならないこととします。

ただし、労働基準法等によって特定の年齢層に属する者の就業が禁止されたり、制限されたりしている場合などは、この限りではありません。

第三に、都道府県労働局長は、募集、採用における年齢差別について労使で紛争が生じ、当事者の双方または一方からその解決について援助を求められた場合には、紛争当事者に対し、必要な助言、指導または勧告をすることができるとしています。

民主党は、募集、採用における年齢差別を禁止する法案を二〇〇三年と二〇〇四年の二度にわたって提出してきました。しかし、いずれも与党の反対によって審議未了で廃案になつておりました。

そもそも、政府・与党がこれまでの民主党の法案について真剣に対応しておれば、今回の内閣提案を待つまでもなく、既に多くの若者の雇用が改善されていました。残念でなりません。

また、政府は、今回、ようやくこの問題の重要性に気づき、政府案が提出されました。その内容は全く不十分であります。

本法案のみではありません。今国会に提出された、格差是正の目玉と言われている内閣によるパート労働法改正法案でも、民主党が過去に提出した改正案の後追いである上に、肝心の正社員との差別禁止対象のパート労働者の要件、三要件が極めて厳しく、委員会審議においても、本当に差別禁止対象のパート労働者は存在するのか、どこ

に存在するのかが一向に明らかにならず、法案の格差が広がっています。いつまでたつても雇用が不安定であれば、将来を展望することもままならない場合などは、この限りではありません。

政府の提出法案には、このように、格差是正の目玉である差別禁止の対象者が今までに存在するかどうかわからない、実効性が低い骨抜き法案であることが明らかになっております。

それらしいメニューは民主党案の後追いで入ります。しかし、中身は全くの骨抜きであり、実効性が乏しいと言わざるを得ません。これでは、格差是正どころか、格差は拡大するばかりであります。

結びに当たり、多くの議員にこの民主党の年齢差別禁止法案の重要性を御理解いただき、あわせて、年齢を含めてありとあらゆる差別のない社会をつくり、一人一人が持つて生まれた能力を最大限發揮できる環境を整える一歩とするため、本法案にぜひとも御賛同いただこうことを願つて、私の趣旨説明を終わります。

以上。(拍手)

○議長(河野洋平君) 提出者太田和美君。
〔太田和美君登壇〕

○太田和美君 民主党の太田和美です。

私は、ただいま議題となりました若年者の職業の安定を図るために特別措置等に関する法律案について、提出者を代表して、趣旨説明を行います。

また、政府は、今回、ようやくこの問題の重要性に気づき、政府案が提出されました。その内容は全く不十分であります。

本法案のみではありません。今国会に提出された、格差是正の目玉と言われている内閣によるパート労働法改正法案でも、民主党が過去に提出した改正案の後追いである上に、肝心の正社員との差別禁止対象のパート労働者の要件、三要件が極めて厳しく、委員会審議においても、本当に差別禁止対象のパート労働者は存在するのか、どこ

に存在するのかが一向に明らかにならず、法案の格差が広がっています。いつまでたつても雇用が不安定であれば、将来を展望することもままならない場合などは、この限りではありません。

また、さまざまな理由から、就労するのでもなく、就学するのでもなく、社会から隔離してしまった方々を放置しておくのではなく、安定化のため持てないというような状況に陥り、少子化の一因となっています。

こうした方々を放置しておくのではなく、安定した職業につけるよう集中的に支援していくことが必要です。若年者の雇用問題に精通した若年者等職業カウンセラーが、若年者からの相談を広く受けつけ、個々の状況をよく把握した上で、必要な場合は個別就業支援計画を策定し、その計画に基づいて職業指導、実習職業訓練の促進など幾つかのステップを踏んで、きめ細やかな支援を実施していきます。こうした施策を特別の措置として、およそ五年間にわたつて実施することを定める法案を策定しました。

以下、本法案の概要を説明いたします。

第一に、この法律で定める施策の対象は、十五歳以上四十歳未満の者であつて、そのうち、契約の期間を定めないで雇用される者、自営業者、学校教育法で定める高等学校の生徒や大学の学生である者等を除くこととします。いわゆる就職氷河期に社会に出た世代で職業の安定を図る必要がある方への支援を行うために、対象者をこのように定めました。

政府は、今まで日本版デュアルシステム、トライアル雇用、ジョブカフェ、さらにはジョブ・バースポートなど、さまざまな若年者向け支援策を実施してきましたが、安定した雇用につくのが最も困難な方たちには支援が不十分です。

私たちには、若年者の職業の安定を目指した法律を制定することにより、おのおのの置かれた状況に応じた支援を的確に実施できるようになると考えます。

何とぞ御賛同のほどよろしくお願ひいたします。

第二に、若年者等職業カウンセラーは、対象若年者等の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行ふとともに、安定した職業につくことが困難な者と認めるときは、本人の希望、適性、職業経験その他の事情を踏まえた上で、個別就業支援計画を作成することとします。

第三に、若年者等職業カウンセラーは、対象若年者等の個別就業支援計画に基づき、適切かつ効果的に職業指導を行うこととします。こうした指導を円滑に実施するために、職業指導を受ける対象若年者等に対して手当を支給することとします。

第四に、対象若年者等が職業指導のほかに、実践的な職業能力の開発及び向上を図るために効果的であると認められるときは、事業主による実習職業訓練の実施計画を策定し、認定を受け、若年者等職業カウンセラーの紹介により対象若年者等を雇い入れ、実習職業訓練を実施することができるものとします。政府は、実習職業訓練を行なう事業主に対して、必要な助成及び援助を行うものとします。

政府は、今まで日本版デュアルシステム、トライアル雇用、ジョブカフェ、さらにはジョブ・バースポートなど、さまざまな若年者向け支援策を実施してきましたが、安定した雇用につくのが最も困難な方たちには支援が不十分です。

私たちには、若年者の職業の安定を目指した法律を制定することにより、おのおのの置かれた状況に応じた支援を的確に実施できるようになると考えます。

何とぞ御賛同のほどよろしくお願ひいたします。

雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)並びに雇用基本法案(大島敦君外二名提出)、労働者の募集及び採用における年齢に係る均等な機会の確保に関する法律案(加藤公一君外二名提出)及び若年者の職業の安定を図るための特別措置等に関する法律案(山井和則君外二名提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(河野洋平君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。石崎岳君。

(石崎岳君登壇)

○石崎岳君 自由民主党の石崎岳でございます。

私は、自由民主党及び公明党を代表して、たゞいま議題となりました内閣提出の雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案について、質問をさせていただきます。(拍手)

人口減少社会の到来や団塊世代の大量退職など、雇用をめぐる環境は大きく変化し、今日ほど雇用のあり方が盛んに議論されている時代はかつてなかったと思います。活力ある経済社会の維持向上のために、特に女性や若者、高齢者や障害者など、働く意欲がありながらも就労の機会を得られていない多くの方が意欲を持つて働ける社会をつくること、また雇用情勢の地域差の是正が極めて大切であります。そうした意味で、今回の改正は大きな意味を持つものと認識をしておりま

す。

雇用対策につきましては、基本的な方向性のみならず、それをいかに実現していくか、実効性の確保が極めて重要であります。政府案では、国が行うべき雇用施策として、雇用対策法の中で、若者、女性、高齢者、障害者等の方々の就業促進と

いうことが盛り込まれており、具体的には、障害者雇用促進法などの個別の法律や、若者についての今般の改正などに基づいて具体的な施策が実施されていくものと考えておりますが、実効性の確保ということについて、厚生労働大臣の御見解を伺います。

また、民主党提出の雇用基本法案におきましては、施策の方向性は規定しておりますが、それを具現化する考え方や方策が明らかではなく、実効性に甚だ疑問があると思いますが、大臣の御見解をお伺いいたします。

次に、若者の応募機会の拡大について伺います。

若者の雇用につきましては、失業率が依然として約八%と高水準にあり、また、フリーターとして働いている方も二百万人近くおり、若者が今後の社会の担い手であることを考えますと、深刻な問題であると認識しております。

政府は、これまで、フリーター二十五万人常用雇用化プラン等の取り組みを行ってきておりますが、さらに、今般の改正によって、若者の応募機会の拡大について事業主の努力義務とするところとであります。また、卒業時に正社員として就職できなかつたフリーターを企業に積極的に採用していく必要もあります。

民主法案では、年齢制限禁止の例外事由を法律上四項目に限定しており、硬直的ではないかと考えます。政府案においては、例外事由を厚生労働省令で定めることとし、機動的に見直すことができるようになります。例外事由を定めるに当たっては、若年者の積極的な雇用という点や、企業の雇用管理の実態も踏まえて例外事由を定めるべきだと思いますが、厚生労働大臣の見解をお伺いいたします。

次に、労働者の募集及び採用における年齢制限の禁止の義務化についてお伺いをいたします。

これについては、現行の雇用対策法でも努力義務

務とされておりますが、与党内での議論により、努力義務では不十分だとして、与党から政府に対する特例一時金の給付日数の削減が盛り込まれておりますが、季節労働者の問題も含めて、私の地元の北海道では雇用情勢は依然として大変厳しい人を雇い、企業において長期雇用をしつつ人材を育てていくシステムは大きなメリットがあると思いますし、年齢制限を全面的に禁止してしまうことになれば、各企業で大きな混乱が生じると考えられます。また、卒業時に正社員として就職できなかつたフリーターを企業に積極的に採用していく必要があります。

雇用保険法の改正案において、季節労働者に対する特例一時金の給付日数の削減が盛り込まれておりますが、季節労働者の問題も含めて、私の地元の北海道では雇用情勢は依然として大変厳しい状況にあります。北海道に限らず、同じように雇用情勢が厳しい地域がある中で、これらの地域における雇用対策についてどのように取り組まれていくのか。また、今回の改正では、雇用情勢が特に厳しい地域を雇用開発促進地域に指定する予定であります。政府案においては、雇用政策と産業政策の連携が極めて重要だと認識をしておりますが、厚生労働大臣の見解をお伺いいたします。

冒頭にも申し上げましたが、雇用政策は実効性がかかるであります。人口減少期においても労働力を確保し、国力を維持するために、今回の法改正によって雇用政策が効果的に推進されることを期待し、私の質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

(國務大臣柳澤伯夫君登壇)

○國務大臣(柳澤伯夫君) 石崎議員にお答え申します。

まず、雇用対策の実効性の確保という点につき

ましてお尋ねがございました。

御指摘のとおり、雇用対策を行う場合、雇用対策の基本的方向のみならず、それを実現するための具体的措置を明確にすることが重要だと考えております。

したがいまして、今般の改正におきましては、雇用対策の方向性に加えて、具体的な施策として、青少年の応募機会の拡大、あるいは外国人の適正な雇用管理等を盛り込んでいるところであります。また、その他の施策につきましては既存の個別法等を通じて推進してまいりますが、経済社会の変化等に対応し、必要な場合には、これら個別法令の改正などによりまして施策の推進を図つていただきたいと考えております。

なお、民主党提出の雇用基本法案は、基本的理念や施策の方向性が規定されている法律案であります。その実効性等につきましては、これから国会における御議論によつて明らかにされいくのではないかと考えております。

次に、若者の応募機会の拡大の努力義務についてのお尋ねがございました。

この努力義務の履行に關しましては、事業主が適切に対処するための必要な指針の策定、事業主に対する必要な助言、指導によりまして、若者の雇用機会の確保を実効あるものとしていく所存でございます。

なお、平成十三年の法改正におきまして、募集、採用時の年齢制限緩和に関する事業主の努力義務を定め、そのもとでの指針に沿つて、ハローワークにおいて積極的に指導助言を行つてまいりましたが、これらによりまして、年齢不問求人が大幅に増加いたしました。この経験からも、今回

の改正には相当の効果が期待できるものと考えております。

募集、採用における年齢制限禁止の義務化の意義についてお尋ねがございました。

は、これまでのハローワークにおける指導の結果、年齢不問求人の割合が約五〇%まで上昇し、義務化を導入し得るいわゆる基盤ができましたところでございまして、与党からの御提案も今回いたしました。この改正によりまして、政府の目標す、意欲と能力のある限り年齢にかかわりなく働くことができる社会の実現に大きく資するものと考えております。

次に、募集、採用の年齢制限禁止に係る例外事由についてお尋ねがありました。

今回の改正により年齢制限の禁止が義務化されますが、合理的な理由があつて例外的に年齢制限が認められる場合を厚生労働省令で規定することといたしております。

現行法に基づく年齢指針では除外事由として十項目を定めておりますが、新たに定めます省令においては、企業の雇用管理の実態も踏まえまして、必要最小限の場合に限定する方向で検討していくことを考えております。

この努力義務の履行に關しましては、事業主が適切に対処するための必要な指針の策定、事業主に対する必要な助言、指導によりまして、若者の雇用機会の確保を実効あるものとしていく所存でございます。

次に、外国人雇用状況報告についてお尋ねがありました。

近年、我が国で就労する外国人の数は増加しており、その就労状況を見ますと、雇用が不安定なこと、社会保険への未加入が多いこと等の問題があります。また、労働市場に悪影響を及ぼす不法就労者も依然として多い状況にございます。

このため、今般、外国人雇用状況報告を義務化し、外国人労働者について就労状況を把握した上

で、雇用管理の改善や不法就労の防止等に的確に対処することとしたところであります。

地域における雇用対策についてお尋ねがありました。

地域雇用開発促進法では、従来、やや広範に法の適用対象地域を定めておりましたが、今回、支援対象地域をより重点化する等のため本法案を提出したところであります。

具体的には、雇用情勢が特に厳しい地域は引き続き支援対象とし、事業所の設置、整備に伴う雇い入れ等について助成を手厚くするとともに、雇用情勢が厳しい中で雇用創造に向けた意欲が高い地域におきましては、地域の協議会が提案する雇用創造のための事業を選抜し、その事業を地域に委託する形での支援を実施するなどの施策を行うことを盛り込んでいます。

最後に、雇用政策と産業政策の連携についてお尋ねがありました。

地域における雇用の確保と産業振興は密接な関係にありまして、相互に連携協力していくことが不可欠であることは御指摘のとおりでございました。

このため、今回の改正案におきましても、地域雇用対策と産業集積の形成、活性化を促進するための措置とを総合的かつ効果的に講ずるよう努めることといたしております。これに基づきまして、地域の活性化のための関係施策の連携等を実効ある形で進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 三井辨雄君。

(三井辨雄君登壇)

○三井辨雄君 民主党的三井辨雄です。

ただいま議題となりました政府提案の雇用対策法及び地域雇用開発促進法改正案、民主党提案の

雇用基本法案及び労働者の募集及び採用における年齢に係る均等な機会の確保に関する法律案、若年者の職業の安定を図るために特別措置等に関する法律案につきまして、厚生労働大臣並びに民主党提出者に質問いたします。(拍手)

我が国は、景気が回復し、企業の売り上げに対する利益率が過去最高と言われておりますが、働く人々はその恩恵を受けるどころか、労働分配率は低く抑えられ、賃金も消費も伸びております。

雇用基本法案及び労働者の募集及び採用における年齢に係る均等な機会の確保に関する法律案につきまして、厚生労働大臣並びに民主党提出者に質問いたします。

が克服されるどころか、雇用の格差、医療の格差、地域の格差、教育の格差など、一層の格差が社会全体に広がっているのが現実であります。もはや、格差拡大は抜き差しならぬところまで来ています。

今こそ、まやかしの再チャレンジ論、焼き直しの成長力底上げ戦略ではなく、働く人すべてが健康に安心して意欲を持つて働くことのできる日本社会のあり方が問われております。厚生労働大臣の格差社会の現状に対する御認識について、冒頭、お伺いしたいと思います。

また、今日の若年労働者を中心とする非正規雇用の増加に象徴される不安定雇用の増大、個人消費の冷え込み、格差拡大という悪循環を断ち切り、我が国のさまざまな変化的確に対応する雇用労働政策を展開するためにも、現行の雇用対策法の手直し程度ではもはや十分ではありません。

今回、政府が民主党のように国の雇用政策の基本を定めるべき雇用基本法案を策定できなかつたのはなぜなのか、厚生労働大臣にお尋ねいたしました。また、民主党提出者には、今回の雇用基本法案提出に至つたその精神をお伺いいたします。

次に、格差拡大状況における経営者のあり方と雇用政策の関係についてお尋ねいたします。

財界の総理大臣とも呼ぶべき日本経団連の御洗会長は、格差問題についてこう述べられております。「個人の努力だけでは乗り越えられないような格差は、できる限り解消すべきだ。若年層の雇用問題は、一九九〇年代後半に経済がデフレに陥つたことに起因する。雇用問題の解決のためにも、経済を安定的に成長させていくことが必要だ。」と。

私も、現在の日本でこれ以上、働く人たちや下

請中小企業が景気回復を実感することなく、個人の努力や自己責任だけで乗り越えられない格差があることは、日本経済の将来を危うくするものであると考へております。

特に、派遣労働などの非正規社員の増加は、偽装請負の横行などに象徴されるように、企業の雇用責任のみならず、社会的責任を極めてあいまいなものにし、雇用不安を増大させております。若者を中心に所得が伸びない、消費が伸びない、結婚できない、少子化がさらに加速するという経済社会の悪循環に拍車をかけるものであります。個人の努力だけでは乗り越えられない格差を固定化する原因となつてゐるのです。

さきの小泉政権の規制緩和路線で派遣労働契約の期間制限を緩和したことや、残業代不払いを合法化するホワイトカラー工賃ゼンブション導入しようという、格差を拡大し、かつ正当化する考えは論外であります。

こうした点につきまして、厚生労働大臣の認識と御見解をお尋ねいたします。

今回の雇用対策法改正案では、現行の報告制度と異なり、すべての事業主等に対して、特別永住者を除くすべての外国人の就職、離職の都度、その氏名、在留資格の有無及び在留資格があるときはその名称及び在留期限、国籍等を厚生労働大臣に報告するよう義務づけるとともに、この義務に違反したときは罰則を科すとなつております。

また、改正案の第二十九条によれば、本報告制度によって厚生労働省が取得した情報は法務省に提供することなのでしょうか。また、厚生労働大臣には、改正案が予定する報告制度がなぜ必要な党の提出者には、公務員にも適用する趣旨についてお伺いいたします。

いか、外国人の雇用管理の改善及び再就職の促進といかかる関係にあるのか、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の対象であるか否か、御見解を伺いたいと思います。

次に、募集、採用における年齢差別禁止の問題についてお伺いいたします。

年齢を問わない求人がふえれば、就職氷河期に希望の職につけなかつた若年層のみならず、子育てを終えた女性や働く意欲のある高齢者など、多くの人が就職できる機会が広がることが期待されるわけです。実際、厚生労働省の調べでも、ハローワークの求人のうち年齢制限をしない求人の割合がこし二月には五〇%になつたとのことであります。二〇〇四年三月には年齢不問の求人が全体の二〇%だつたことを考えれば、私ども民主党が募集・採用における年齢差別禁止法案を提出したかいがあつたというものであります。

さて、政府・与党は、今回、民主党案を追いかける形で、募集・採用時の年齢制限禁止を努力義務から義務化する雇用対策法の改正案を提出されました。しかし、その適用される範囲は省令で定める形になつており、どのような場合に法的義務がかかるのか、全く明確ではありません。十個も並べてある現行指針、募集・採用における年齢差別禁止とは名ばかりの内容を単に省令に格上げするだけでは、これが安倍内閣の最大のメインテーマ、再チャレンジだということなのでしょうか。

若年層の就職支援策にパンチがないようでは、政府の改正案の意義が問われます。安倍総理は所信表明演説で、格差を感じる人に光をと力説されました。ところが、全国二十カ所で展開されてきた若年者就労支援のためのジョブカーフェア事業は、モデル事業終了に伴い予算が大幅に削減され、これからは各都道府県が事業費を捻出しなければならないという状況になつております。

加えて、政府案はなぜ公務員を適用除外としているのでしょうか。公務員の募集・採用こそ、年齢で差別せず、能力で判断するべきと考えますが、再チャレンジを標榜する政府の基本的な考え方を厚生労働大臣にお伺いいたします。また、民主党の提出者には、公務員にも適用する趣旨についてお答え願いたいと思います。

次に、若年者雇用についてお伺いいたします。働く喜びや誇りを感じて仕事ができるか、未来に希望を感じられる働きができるのか、これこそ若年者雇用に求められる政治的課題であると思います。

若年層の非正規雇用がふえて何が問題か、その理由については大きく二つあると考えます。一つは、安定した職業につけないことにより格差が固定化することであり、もう一つは、人件費削減のため、労働力の請負、派遣化が進んできた結果、技術や技能の継承も危うくなつてゐることであります。地場中小企業を中心に、幾ら募集をかけても求職者、特に若手が集まらない状況も生まれてまいります。

究極的には、民主党が提案しているように、正社員とパートなど非正規社員との均等待遇の実現、期間の定めのある雇用契約は期間の定めに合理性があるものに限定する、そして、たとえ失敗しても、誇りを失わない生活を維持できる最低賃金を確保し、さらに、ミスマッチを解消すべく、若年層の職業能力訓練に国を擧げて取り組む以外に問題解決の道はないのであります。

若年層の就職支援策にパンチがないようでは、政府の改正案の意義が問われます。安倍総理は所信表明演説で、格差を感じる人に光をと力説されました。ところが、全国二十カ所で展開されてきた若年者就労支援のためのジョブカーフェア事業は、モデル事業終了に伴い予算が大幅に削減され、これからは各都道府県が事業費を捻出しなければならないという状況になつております。

加えて、政府案はなぜ公務員を適用除外としているのでしょうか。公務員の募集・採用こそ、年齢で差別せず、能力で判断するべきと考えますが、再チャレンジを標榜する政府の基本的な考え方を厚生労働大臣にお伺いいたします。また、民主党の提出者には、公務員にも適用する趣旨についてお答え願いたいと思います。

でしようか。厚生労働大臣の見解をお聞かせください。民主党提案者には、若年者の職業の安定を図るための特別措置等に関する法律案と政府のジョブカフェ事業の相違についてお答えください。

こうした政府の財政上の制約は、雇用における地域間の格差拡大にもつながっており、雇用の受け皿となる主要産業のない地域、特に公共事業に依存してきた地域の経済・雇用状況は一層厳しくなっており、雇用の地域間格差は今後さらに拡大していく傾向にあると考えます。

これを裏づけるように、内閣府が先般発表いたしました二〇〇四年度の県民所得の都道府県別のトップは東京都で四百五十五万九千円、二位は愛知県などとなつておりますが、最下位は沖縄県の百九十八万七千円と、二百五十七万円の格差が生じております。

雇用対策について国と地方公共団体が連携を深めていることは、ぜひやらなければならぬといふことがあります。しかし、厚生労働大臣及び民主党の提案者が連携を深めようとしていることは、なぜひやらなければならないといふことがあります。

雇用対策について国と地方公共団体において国が担う役割とは何なのか、厚生労働大臣及び民主党の提案者の御見解をお伺いいたします。

雇用状況が厳しい状況であればあるほど、格差は正も、雇用だけでは吸収できないというのが実態であります。日本の格差社会という現状を救うために、喫緊に必要な働き方とは何か、厚生労働大臣及び民主党提案者のお考えをお伺いいたしました。

働くことを通じて人間の尊厳を実現するには、少子高齢化や団塊の世代の大量退職により人手不足になるといった便宜的な話だけでは総合的な雇用対策とはなりません。働く人たちが健康で、しかも、自分自身の創造性を主体的に展開し、か

つ、生き生きと個性を發揮しながら、一人一人が社会の主役になることができる働き方を原則とするのが真の雇用対策ではないでしょうか。

その意味においても、政府改正案は、国の雇用政策の基本を示す雇用対策法と呼ぶには大変不十分であり、格差是正や雇用不安、社会不安の解消にはほど遠いものと言わざるを得ません。日本の働き方、ひいては日本の将来について、私ども民主党は、国民生活を担う政治の責任において、じっくり議論を深めていくことをお誓い申し上げます。

また、自民党、与党さんからの批判がありました民主党案について、民主党の答弁者はぜひお答えくださいと申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

〔国務大臣柳澤伯夫君登壇〕

○国務大臣(柳澤伯夫君) 三井議員からは、まず第一に、社会の現状に対する認識についてのお尋ねをいただきました。

我が国社会における所得格差の動向につきましては、主として高齢化の進展や世帯の細分化などによって説明することができる面が多いと考えております。また、雇用情勢につきましては、有効求人倍率などに地域差があることは認識をいたしております。しかし、雇用情勢との関係で見ると、全体として改善が進んでいる中で、地域差や正規、非正規雇用の問題、さらには若者の雇用問題といった課題が残されているということを認識いたしております。

外国人雇用状況報告の義務化の必要性等についてお尋ねがありました。

近年、我が国で就労する外国人の数は増加しておりまして、その就労状況を見ますと、雇用が不安定なこと、社会保険への未加入が多いこと等の問題があります。また、労働市場に悪影響を及ぼす不法就労者も依然として多い状況にあると認識

納得して働くことができる環境づくりに努めているところでございます。

次に、国の雇用政策の基本を定める法律の制定についてのお尋ねがございました。

この文字はございませんけれども、雇用対策の基本的方向が定められておりまして、今回の改正におきましても、雇用政策を人口減少等に対応して行うべきことを法目的として追加いたしますとともに、国の実施すべき施策として、青少年、女性、高齢者、障害者等の就業促進対策、外国人雇用対策、地域雇用対策等を明記するなど、規定の内容の充実を図つているところでございます。

社会の格差の観点から、労働市場の規制緩和に対する認識についてのお尋ねがございました。経済の活性化等の観点から規制改革は重要でございますけれども、その一方で、労働分野の規制は、そのほとんどが労働者の労働条件や雇用の安定性と密接にかかるものであることに留意する必要があると考えております。

このため、規制改革を進めるに当たりましては、改革の結果、労働者の保護に欠けることにならないか、生活の不安感を引き起こさないか等の観点から、労使を初めとする関係者の意見を踏まえながら十分検討した上で対応する必要があると認識をいたしております。

現行法に基づく年齢指針では除外事由として項目を定めておりますが、新たに定めます省令につきましては、企業の雇用管理の実態を踏まえながら、必要最小限の場合に限定する方向で検討をしてまいる所存です。

募集、採用時の年齢制限禁止に関し、公務員を適用除外としていることについてお尋ねがございました。

募集、採用時の年齢制限禁止に関し、公務員を適用除外としていることについてお尋ねがございました。

国家公務員、地方公務員につきましては、国家公務員法、地方公務員法におきまして平等取り扱いの原則が定められておりまして、職員の採用に当たっても、合理的な理由のない差別は禁止されているものと承知をいたしております。このように、国家公務員、地方公務員については、別途、法的枠組みが既に整備されていることから、本法

しております。

このため、外国人労働者につきましては、雇用管理の改善等の推進、不法就労の防止の必要性がありまして、一般、外国人雇用状況報告を義務化し、きめ細かい事業主指導等により、これらの問題に的確に対処してまいることいたしている次第であります。

なお、本報告制度により得た情報は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の対象となるものと考えております。

募集、採用の年齢制限禁止の義務化に係る適用範囲についてお尋ねがありました。

募集、採用時の年齢制限禁止の義務化に当たつては、合理的な理由があつて例外的に年齢制限が認められる場合について、社会経済情勢の変化に応じて必要な見直しを行うことができるよう、法律で限定するのではなく、厚生労働省令で規定することとした次第です。

現行法に基づく年齢指針では除外事由として項目を定めておりますが、新たに定めます省令につきましては、企業の雇用管理の実態を踏まえながら、必要最小限の場合に限定する方向で検討をしてまいる所存です。

募集、採用時の年齢制限禁止に関し、公務員を適用除外としていることについてお尋ねがございました。

募集、採用時の年齢制限禁止に関し、公務員を適用除外としていることについてお尋ねがございました。

国家公務員、地方公務員につきましては、国家公務員法、地方公務員法におきまして平等取り扱いの原則が定められておりまして、職員の採用に当たっても、合理的な理由のない差別は禁止されているものと承知をいたしております。このように、国家公務員、地方公務員については、別途、法的枠組みが既に整備されていることから、本法

案においては適用除外としているところであります。

若年者雇用対策についてお尋ねがありました。

御指摘のジョブカフェにつきましては、厚生労働省と経済産業省との連携によりまして実施したこところであります。が、経済産業省の大部分の事業は平成十八年度をもって終了したところであると承知をいたしております。

厚生労働省といたしましては、年長フリーランスの常用雇用化の支援に重点を置いたフリーランス十五万人常用雇用化プランの推進、若者に対する地域の支援拠点である地域若者サポートステーションの大幅な拡充、雇用対策法改正による若者の応募機会の拡大などに取り組むこといたしておりまして、我が国の将来を担う若者の雇用機会の確保に努めてまいります。

地域雇用対策における国の役割についてお尋ねがありました。依然として雇用情勢に地域差が見られる中で、国としては、雇用情勢が特に厳しい地域への支援に加え、地域の特性を最もよく把握している地方公共団体が行う、地域における魅力的な雇用の場の創出のための自発的な取り組みを支援することが重要であると考えております。そのため、本改正法案を提出したところであります。雇用情勢が厳しい地域を重点に従来以上に地方公共団体の連携を図りながら、地域における雇用機会の創出を支援してまいりたいと考えております。

最後に、格差を是正するために必要な働き方という難しい問題についてお尋ねがありました。この点につきましては、雇用情勢が厳しい地域におきましても、私どもはまず雇用機会の確保を図ることが基本と考えております。そのため

に、地域雇用開発促進法の改正によりこの課題に取り組むこといたしているところであります。これに加えまして、今回の労働法制の改正における雇用ができる限り良質なものになり、ひいては格差の固定化を防ぐことに資することを期しているところでございます。

以上でございます。(拍手)

(大島敦君登壇)

○大島敦君 民主党の大島敦です。

お尋ねがございました。

パート労働者、契約社員、派遣社員といった非正規雇用は、正規雇用との賃金や労働条件の格差が大きく、不安定な働き方だと考えております。働くだけ働くほど豊かになれない、結婚もできない、いわゆるワーキングプアの状況から抜け出せないこともあります。そこで、民主党は、雇用に関する基本方針を打ち出し、その考え方に基づいて、国を挙げて課題として取り組む必要があると考え、新たに雇用基本法を制定することを提案いたしました。

我が国は、従来の日本型雇用慣行が変わっている中で、産業競争力を維持するための人材育成をいかに図っていくか、そして公的年金制度を維持するため賃金総額をいかに確保していくかとい

充、若年者、高齢者、女性、障害者等、それぞれの雇用状況を改善するために行う施策、仕事と生活の調和、いわゆるワークライフバランスを実現するための施策等を盛り込みました。法律で基本理念と基本的施策を明確に定め、それに従つて

き上げや、パートタイム労働法の改正による均衡処遇の実現あるいは正規雇用への転換促進等を提案いたしております。これらにより確保された雇用ができる限り良質なものになり、ひいては格差の固定化を防ぐことを期しているところでございます。

また、民主党の募集・採用における年齢差別禁止法について、公務員にも適用するその趣旨についての質問がございました。

日本では、雇用慣行の影響もあり、年齢や性別など、個人の力ではどうしようもないことで就業のチャンスを奪われている方がいらっしゃいます。能力のある若者、高齢者や女性が労働市場に参入できないことは、日本の経済社会の発展にとって損失と考えます。そうした差別を解消することは、多くの人々に就業のチャンスを保障するという意味で、大変意義深いことです。

年齢差別の禁止は、日本の将来像とも深くかかわる重要な問題です。労働者の募集・採用において、形式的な年齢ではなく、実質的なその人の能力を十分に吟味し、採用の可否を決定していただくことは、公正な社会の実現に資するものであります。

今回の政府案は、民間の事業主に、労働者の募集及び採用について、厚生労働省令で定めるところにより、その年齢にかかわりなく均等な機会を設けなければならないとしております。二〇〇三

年、二〇〇四年に二回提出した民主党法案において、ようやく義務規定が課せられることになります。現在、人件費削減のため、労働力の請負、派遣化が進んでおり、労働者の賃金は抑えられていますが、賃金総額が少なくなければ、雇用

され、たところではありますが、厚生労働省令の内容によつては実効力を伴わないおそれも否定できません。

しかも、この政府案は、公務員の募集・採用について適用除外となっています。実際、国家公務員の採用は、競争試験による場合、一定の年齢制限を設けております。ある年齢を過ぎれば、面接はおろか、筆記試験すら受験できません。

私どもは、公務員の募集・採用は年齢差別が残った今まで、民間の事業主に義務を課すだけでは、法の実効性が問われると思います。本気で年齢差別の撤廃に向けて踏み出すのであれば、政府

みずから、つまり、公務員の募集・採用こそ年齢差別せず、能力で判断するよう率先すべきだと考え、民主党は、公務員についても募集・採用における年齢差別禁止法案の対象としたしております。

統きました。日本の格差社会という窮状を救うために喫緊に必要な働き方とは何かというお尋ねがございました。

先ほど申し述べたとおり、日本における所得格差をつくり出している大きな要因の一つは、正規雇用と非正規雇用の賃金格差であります。ワークライフバランス、すなわち仕事と生活の調和を実現するために、短時間労働を選択したとしても、公正な賃金が得られなければなりません。

安定した雇用の確保を通じた格差社会のは是正は、将来の公的年金の制度設計においても重要なことです。現在、人件費削減のため、労働力の請負、派遣化が進んでおり、労働者の賃金は抑えられておりますが、賃金総額が少なくなければ、雇用

の安定だけではなく、年金制度が危うくなることは余り注目されておりません。

民主党は、短時間労働者と正社員との均等待遇を確保するために、すべてのパート労働者を対象に、短時間労働者であることを理由とした差別的取り扱いを禁止するパート労働者均等待遇推進法案を提出し、御審議していただいているところであります。この法案には、希望するパート労働者について、正社員への転換を促進する措置も盛り込まれています。

労働者派遣については、製造業への派遣が解禁となりましたが、雇用が不安定であることが問題となっています。雇用の安定と使用者責任を明確にするために、常用型派遣に特化する方向で制度を見直すべきであると考えます。

また、雇用形態が多様化する中で、労使が対等な立場で合意することを原則として労働契約が締結、変更、終了できることを保障するために、労働契約法の制定が必要です。民主党は、均等待遇原則、派遣社員など有期契約労働者の保護を規定し、就業規則による労働条件の一方的な変更を認めないことを提案しております。

さらに、現在の最低賃金は生活保護費を下回っている地域もあり、まじめに働いた人が生計を維持できる水準まで引き上げる必要があります。民主党は、全国最低賃金及び地域最低賃金について、労働者とその家族の生計費を基本とすることを提案しております。これにより、中小企業に負担をかけない政策をあわせて行うことで、最低賃金の全国平均を千円程度にしていくことを目指しております。

なお、本日趣旨説明を行った雇用基本法案、募集・採用における年齢差別禁止法案、若年者職業集

安定特別措置法案は、既に御説明しておりますように、いすれも雇用における格差の是正に資する法案であります。

最後に、石崎議員から我が党案についてのコメントがあり、三井議員から、それについて述べるところがあれば述べよということがございましたので、御説明をさせていただきます。

今回、実効性に乏しいということでした。今回は雇用基本法をつくり、今、パート労働法我が党案を出しておられます。きょうは、それに引き続き、年齢に係る均等な機会にかかる法律案を出し、そして若年者の職業の安定を図る法案を出し、今後、最低賃金法の改正案等を出していくわけとして、具体については個別法案で中身を確定していきたいと考えております。

特に、今回の政府案の中で私が問題だと思ってるのは、パートに関する法律、これは政府案として出していただいております。しかしながら、今問題なのは、派遣社員の方そして契約社員の方、この二十代、三十代の派遣社員、契約社員の方の給与が低く抑えられていることによって、結婚もできない、あるいは社会保険料を納められないということが問題だと思つております。

この点について、我が党案は、しっかりと派遣社員の問題そして契約社員の問題についても問題を提起させていただいていることを最後につ加えさせていただきまして、答弁とさせていただきます。

どうもありがとうございました。(拍手)

〔山井和則君登壇〕

○山井和則君
若年者の職業の安定を図るために特別措置等に関する法律案と政府のジョブカーフェ

事業の相違について、三井議員から質問いただ

ましたのでお答えをしたいと思いますが、まずそ

の前に、今も大島議員からお話をありました。与党議員から、なぜか、民主党案に対する質問が政府の厚生労働大臣に対して行きました。民主党案に対して疑問や批判があるならば、どうして目の前にいる民主党の提出者に対して聞かないのですか。こういうのを、闘う政治家ではなく逃げる政治家というのではないでしょうか。質問をしたら、反論されて民主党案の方が正しいことが明らかになるから、反論させずに批判だけをするべきか。こういうのを、闘う政治家ではなく逃げる政治家というのではないのでしょうか。

今回、実効性に乏しいということでした。私は雇用基本法をつくり、今、パート労働法我が党案を出しておられます。きょうは、それに引き続

けとして、具体的には個別法案で中身を確定していきたいと考えております。

これに対して民主党は、若年者の雇用不安の現状を危機的と厳しく認識し、五年を目安とする期間において、国が財政的に集中して支援を投入し、若年者向けの就業支援を行います。

長引く不景気の直撃を受けたのが若者であり、若者を非正規雇用、不安定雇用という安上がりの労働力として利用してきたのがこの間の政府の労働政策ではなかつたでしようか。しかし、そのような不景気の被害者であるロストジェネレーションと呼ばれる世代は、年を重ねるにつれ、年々ますます正規雇用、安定雇用の門が狭まっているのが現状です。

若年労働者を安上がりの労働者として使い捨てにするような国家が繁栄するはずがありません。国を挙げて日本の未来を担う若年労働者を支援すべきである、民主党はそのような強い危機感と使命感を持って、この若年者職業安定法案を提出いたしました。

以上で答弁を終わります。(拍手)

○議長(河野洋平君)
これにて質疑は終了いたしました。

〔議長退席、副議長着席〕

更生保護法案(内閣提出)の趣旨説明

○副議長(横路孝弘君) この際、内閣提出、更生保護法案について、趣旨の説明を求めます。法務大臣長勢甚遠君。

〔国務大臣長勢甚遠君登壇〕
更生保護法案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

○国務大臣(長勢甚遠君) 更生保護法案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

官 報 (号 外)

充実であります。

遵守事項は、現行法と同じく、これに違反したとき仮釈放の取り消し等の措置をとることとのできる規範であつて、保護観察対象者に対する指導監督の中核となるものとして位置づけます。

そのうち、すべての保護観察対象者が遵守すべき一般遵守事項については、保護観察官または保護司の指導監督を誠実に受けること等の保護観察対象者が当然守るべき事項でありながら現行法では明記されていないものを加える一方、現行法に規定されている事項のうち、必ずしもすべての保護観察対象者に義務づける必要のないものを除いております。

また、保護観察対象者ごとに定める特別遵守事項については、特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇プログラムを受けること等の一定の事項について、特に必要と認められる範囲内で具体的に定めることとともに、保護観察を一層弾力的なものとするため、必要に応じて変更することができます。(拍手)

○石関貴史君(石関貴史君登壇)
私は、民主党・無所属クラブを代表して、たゞいまの更生保護法案の趣旨説明に対して質問いたします。(拍手)

第三は、社会復帰のための環境調整の充実であります。

第一は、犯罪者予防更生法及び執行猶予者保護観察法の整理統合であります。

そこで、この法律案は、更生保護の基本的な事項に関し、関係法律の統合及び所要の法整備を行い、更生保護の機能を充実強化しようとするものとなります。関係法律の整備、統合に努めるべきとの指摘がされております。

個人及び公共の福祉を増進することを目的とするものですが、近時、社会及び犯罪の情勢が変化する中で、更生保護はその目的を十分に果たせていません。

また、更生保護はその目的を十分に果たせていません。

そこで、この法律案は、更生保護の基本的な事項に関し、関係法律の統合及び所要の法整備を行います。

受刑者等の円滑な社会復帰を図るため、その者の住居、就業先その他の生活環境の調整をより能動的かつ積極的に行うものとしております。

第四は、犯罪被害者等に関する制度の導入であります。

年に制定された犯罪者予防更生法及び昭和二十九年に制定された執行猶予者保護観察法に分かれていますが、両法律の内容を整理統合して新たな法律とともに、更生保護の目的を明確化します。

第二は、保護観察における遵守事項の整理及び

このほか、所要の規定の整備を行うこととしてあります。

おりま

以上が、この法律案の趣旨でございます。

(拍手)

あります。以下、長勢法務大臣にお尋ねをいたします。

まず、更生保護の主体は一体だれなのかという点です。

仮釈放中の保護観察等の社会内処遇によつて、適切な指導、監督、援護のもとで定職や定住先を得てしっかりと更生を果たしていくことは、満期出所して突然社会にぼうり出される場合に比べて、確かに本人のその後の人生にとって、また社会にとっての再犯のリスクを減らす上でも、大いに意義のあることだと思います。また、そのためには、報告書が触れているように、再犯のおそれのあることをある程度受容しながら、犯罪や非行をした人と共生をし、社会生活を営むという社会内処遇の意義とリスクを国民の皆様が広く理解することが重要であると思います。

我が国の更生保護制度の特色は、日常的な保護観察処遇や犯罪予防活動など、その活動の大部分を保護司を初めとする民間ボランティアが担つておるという点にあり、世界的にも例のないものです。しかし、報告書も指摘しているとおり、国民の安全、安心を守るのは国の責任であり、更生保護制度は国の責任において充実強化すべきものであります。現状は、制度の歴史的沿革や国の財政事情等を充実強化するために、現行の二法を整理統合した上で各種措置の整備充実を図るものであるといふに思います。

法案は、この提言も踏まえて、更生保護の機能を充実強化するために、現行の二法を整理統合し割分担をあいまいにし、法が官に期待している役割が十分に果たされているとは言いがたい状況に保護司に余りにも依存し過ぎており、官と民の役割分担をあいまいにし、法が官に期待している役割が十分に果たされているとは言いがたい状況にあると言わなくてはなりません。

このことから、報告書は、改革の方針性として、官の役割を明確化し、更生保護官署の人的、物的体制を整備することにより実効性の高い官民と法案とを読んでみると腑に落ちない点も幾つかあります。

協働を実現することを提言しています。長勢法務大臣は、この指摘と改革の方向をどのように受けとめていらっしゃるでしょうか、御質問いたしました。

ところが、法案を見ると、冒頭から首をかしげざるを得ないことが書かれています。すなわち、法案は第一条で、法律の目的として、犯罪をした者や非行のある少年に対する社会内処遇による再犯防止等を掲げた後、第二条で、国、地方公共団体、国民それぞれの役割を示していますが、その一項では、國の責務は、「前条の目的の実現に資する活動であつて民間の団体又は個人により自発的に行われるものを促進し、これらの者と連携協力するとともに、更生保護に対する国民の理解を深め、かつ、その協力を得るように努めなければならぬ。」と書かれています。二項では、地方公共団体は、民間の自発的活動に必要な協力ができると書かれています。そして三項では、国民は、目的を達成するため、その地位と能力に応じた寄与をするように努めよと書かれています。(つまり、更生保護制度は國の責任において充実強化すべきもの、こういった提言とは正反対に、主役は民間で、國の役割はその後押しと広報活動をするだけということなのでしょうか、御説明をお願いいたします。

もちろん、犯罪をして罪を償った人々に対しても、國民の皆様が地位や能力に応じて更生保護のために寄与すべきだということはそのとおりであります。特に、就労支援のためには、企業などの協力が不可欠です。

そこでお尋ねをいたしますが、就労支援のためには、現在、法務省は厚生労働省などどのような

連携を行い、また、大企業や経済団体などに対してもどのような働きかけを行つてているのでしょうか。約六千事業者にとどまっているという協力雇用主や、実際に雇い入れられた者の企業規模別の人数内訳はどうなっているのでしょうか。國の機関は年間どれくらいの人数を受け入れているのでしょうか、お尋ねをいたします。

実際に熱心に協力してくれているのは、飲食店や町工場など中小零細の庶民的經營者ばかりで、ステータスの高い大企業や國の機関ほど受け入れに冷淡ということがないことを切に願つております。

一方、更生保護における官の役割の強化という観点からは、特に圧倒的に不足していると言われる保護觀察官の大幅な増員が不可欠です。報告書は、「現場の第一線において保護觀察事件を担当する保護觀察官の数(約六百五十名)を少なくとも倍増させる必要があり、その実現を國に強く求めます」として、この点については、直接法案に盛り込む事柄ではないとは思いますが、長勢法務大臣として、これを具体的にどのように取り組んでいくのか、それとも予算や定員の制約を理由に盛り込むべきなのか、それともおおかむりをするつもりなのでしょうか、お聞かせをください。

次に、この更生保護制度の実施のかなめとしての役割を担うべき地方更生保護委員会についてお尋ねをいたします。

この法律に基づいて置かれる地方更生保護委員会は、仮釈放の許可や取り消しを行つたり、保護

観察所の事務を監督するなどの職務を行う機関です。一九四九年の現行法制定当初、同委員会の前身である地方成人保護委員会、地方少年保護委員

会が置かれた際には、いわゆるアメリカ型の行政委員会として民間からの登用を想定した委員任用規定が設けられていましたが、その後、委員の任命に関する規定は削除され、専ら更生保護官署職員等の公務員がいわば早期退職者の再就職あつせんのような形で委員についてきました。このような事実認識で間違いないかどうか、法務大臣の認識をお尋ねいたします。

この点、報告書でも「関係者が、内輪で、国民の目に触れない形で判断していると言われても反論が難しい実情にあり、犯罪被害者等はもとより、一般国民の理解を得られる運用になつていない。」と厳しく批判をされていますが、法務大臣としてどのように受けとめておられるのでしょうか。

昨年、この委員会委員の定員の上限を二名引き上げる法案が提出された際、民主党はこの問題を指摘し、「委員に民間人、女性及び専門的知見を有する者を積極的に登用すること」とする附帯決議を法務委員会でつけました。そのためもあってか、昨年初めて二人の民間人が委員に就任しました。法律上の定員増分は全部民間人にしたと誇らしげに説明していましたが、よくよく聞いてみると、昨年一年間で退任した委員の補充や任期到来で新任、再任された委員は十五人、そのうちたつた二人を民間人に割り当てただけでした。公務員出身者の既得権分は死守したということなのでしょうか。

地域社会に社会的処遇による再犯のリスクを受容せよ、更生保護に寄与せよというからには、地方更生保護委員会は、その道のプロばかりではなく、民間の声も反映できるような委員構成とすべく、お尋ねをいたします。

一方、仮釈出者に目を轉じれば、もともと被害者の近くの実家に住んでおり、実家の家業を継ぐ以外に適当な就労先がない、こういった場合も考えられます。このような場合に、被害者等の意見と更生保護の要請とを具体的にどのように調整をしていくのか、大変難しい問題を含んでいるよう

きではないでしょうか。長勢法務大臣は、報告書や昨年の附帯決議に沿つてさらに思い切つて民間人を登用する考えはないのか。例えば、三年以内に半数以上を民間人にするというような目標を表明するお気持ちはないのか、ぜひお聞かせいただきたいたいと思います。

次に、仮釈放審理に当たつての被害者等からの意見聴取制度についてお尋ねをいたします。

法案では、地方委員会が仮釈放の審理を行つて当たり、被害者等から審理対象者の仮釈放等に関する意見及び被害に関する心情を述べたい旨の申し出があつたときは、当該被害に係る事件の性質等の事情を考慮して相当でないと認めるときを除いて、当該意見等を聴取するものとしています。これによつて聴取した意見は、地方委員会の審理にどのように反映をされるのでしょうか、お尋ねいたします。

例えば、ストーカー被害や性犯罪に遭われたような被害者は、刑期満了まで仮釈放を認めてほしくない、こういった意見を述べることも予想されます。また、仮釈放するにしても、決して自分の前に姿をあらわさないでもらいたい、同じ町に住まわせないでほしい、こういうことも考えられます。これらの意見は、一般遵守事項や特別遵守事項によって担保することは可能なのでしょうか、お尋ねをいたします。

一方、仮釈出者に目を轉じれば、もともと被害者の近くの実家に住んでおり、実家の家業を継ぐ以外に適当な就労先がない、こういった場合も考えられます。このような場合に、被害者等の意見と更生保護の要請とを具体的にどのように調整をしていくのか、大変難しい問題を含んでいるよう

に思いますが、いかがでしょうか。

報告書は、「犯罪被害者等が反対する限り一切仮釈放を認めない」という運用に向かうことは、公平性も含め刑事政策的に望ましくないと考えられ、聽取した犯罪被害者等の意見をどのように審査され、具体的にどのような運用を行つていくつもりか、お聞かせください。

以上、時間の制約もあり、多岐にわたる論点のすべてに言及することはできませんが、今後の更生保護の充実強化に向けてともに建設的な議論を闘わせていくための切り口として幾つか指摘をさせていただきました。実りある議論となるよう御答弁をいただければ幸いです。（拍手）

○國務大臣（長勢甚遠君） 石関議員の御質問にお答えをいたします。

まず、有識者会議の報告書の受けとめ方についてお尋ねがありました。

我が国の更生保護制度は、昭和二十四年の犯罪者予防更生法施行以来、官民協働体制のもと、相応の成果を上げてまいりましたが、御承知のとおり、平成十六年から十七年にかけて、保護観察中の者や以前に保護観察を受けたことのある者による痛ましい重大再犯事件が続発したことを契機として、有識者会議等から、更生保護が十分に機能していないのではないかとの厳しい御指摘をいたしました。また、保護観察所が保護司などの民間の力に依存し過ぎているとの御指摘もいただいているところであります。

これらの御指摘のとおり、現在の更生保護は、

近年の社会情勢や犯罪情勢の変化に十分に対応できており、国民の期待に十分こたえられていない面や、民間の方々に頼り過ぎている面があると思つております。

法務省といたしましては、こうした御指摘を厳粛に受けとめ、更生保護制度の機能を強化し、国民の期待にこたえ得るものとするため、今回の法案において、更生保護の基本的な事項について定めた二つの法律を整理統合して新たな一本の法律にするとともに、保護観察における遵守事項の整理充実など更生保護の強化を図ることとしております。

次に、更生保護における国の役割についてお尋ねがありました。

本法案においては、国の役割を明確にし、より実効性の高い官民協働を実現するため、保護観察官と保護司の役割分担に関する規定を整備しております。すなわち、保護観察官が担うのが適切と認められる事案はみずからこれを行い、保護司に無用の負担をかけないこととする趣旨を明らかにしているほか、国が更生保護の目的の実現に資する民間の自発的な活動を促進するよう努めなければならぬ旨の規定を整備すること等により、官側がみずから責任をより適切に果たすとともに民間の活動とより一層効果的に連携するようにしてまいりたいと考えております。

次に、就労支援の状況についてお尋ねがありました。

法務省では、平成十八年四月から、厚生労働省と連携し、保護観察対象者を試行的に雇用した事業所に対して試行雇用奨励金を支給することや、事業所での職場体験講習等を開催するなどの総合的就労支援対策を実施しております。また、日本経済団体連合会や全国中小企業団体中央会などに対し、傘下団体に対する協力雇用主制度等の周知をお願いしております。

お尋ねの協力雇用主は、十八年四月では五千七百三十四人ということになつております。また、昨年四月からことしの二月にかけて雇用された人数は、千四百七十人となつております。ただ、これら企業規模については、把握をいたしておりません。しかし、規模としては、御指摘のようになります。なお、国機関による受け入れ人数については、現在把握をいたしておりません。

次に、保護観察官の増員についてお尋ねがありました。

更生保護の機能を充実強化するためには、法制の整備及びその適切な運用を図るとともに、執務体制等の整備が必要であると考えております。そのため、法務省においては、増員に努めてきております。平成十九年においては、四十三人の増員を確保したところでございます。また、第一線の保護観察官の層を厚くするため、専門官制の導入など組織改編や、保護観察官の専門性を高めるための研修体系の充実強化を行うなど、国民の期待にこたえる更生保護を担うことのできる体制づくりにできる限りの努力をしてまいりたいと考えております。

先ほど申し上げましたとおり、国会での附帯決議あるいは報告書などを踏まえ、民間人の積極的な登用に努めてまいりたいと考えております。十八年には二名、十九年には二名の民間有識者を採用したところでございます。

数値目標を定めたらどうかという御提案ではございますが、犯罪者や非行少年の仮釈放審理を適切に行うには相当の経験や専門知識が必要となるため、適任者を得るにはなかなか難しい面がございますので、数値目標を定めるということは困難だと思いますが、今後とも積極的な登用に努めてまいりたいと考えております。

最後に、仮釈放審理に当たつての被害者等から

〔質問書提出〕

一、去る十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

政官関係をめぐる外務省の認識に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

質問主意書(鈴木宗男君提出)

日本政府の「靖国神社への合祀問題」に関する質問主意書(辻元清美君提出)

安倍首相の「慰安婦」問題への認識に関する再質問主意書(辻元清美君提出)

安倍首相の「慰安婦」問題についての発言の「真意」に関する質問主意書(辻元清美君提出)

一、昨十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

一九九二年の北方領土交渉に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

「北方領土交渉秘録」に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

イラクにおける自衛隊の活動に関する質問主意書(岡田克也君提出)

官報(号外)

平成十九年三月三十日提出
質問第一五二号

尖閣諸島への日本政府職員の上陸に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

〔別紙〕
衆議院議員鈴木宗男君提出尖閣諸島への日本政府職員の上陸に関する再質問に対する答弁書

前回答弁書(内閣衆質一六六第一二三号)を踏まえ、追加質問する。

前回答弁書(内閣衆質一六六第一二四号)を踏まえ、追加質問する。

一について
魚釣島等の賃借契約について魚釣島等の所有者と連絡を取る際等に、当該所有者の意向を確認しているところである。

二について
魚釣島等の賃借契約について魚釣島等の所有者と連絡を取る際等に、当該所有者の意向を確認しているところである。

一、「前回答弁書」において、「政府としては、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決して、ロシア連邦との間で平和条約を締結する考えである。」と答弁されているが、「北方四島の帰属の問題を解決して」とは、歯舞群島、色丹島、國後島、択捉島より構成される北方四島についての日本の主権が確認されることを意味すると理解してよいか。

二、「前回答弁書」において、「魚釣島等の賃借の目的に照らして、」という答弁がなされたが、「魚釣島等」の「等」には他のどのような島が含まれるか。

北小島及び南小島が含まれる。

三について
尖閣諸島をめぐる情勢を総合的に勘案し、内閣官房を中心に関係省庁間で検討を行い、平成十四年四月一日から国による魚釣島等の賃借を開始したものである。

魚釣島等の賃借契約については総務省が担当しており、一年間の賃借料は、平成十九年度においては、魚釣島、北小島及び南小島の三島で、合計二千四百五十万七千六百円である。

四について
中国が尖閣諸島の領有権に関して独自の主張を行っていること自体は認識しているが、尖閣諸島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いのないところであり、現に我が国はこれを有効に支配している。したがつて、中国との間で解決すべき領有権の問題はそもそも存在していないと認識している。

三、「二の賃借は、いつ、どのような経緯で開始されたか。賃借契約を担当する官庁名と賃借料を明らかにされたい。」

四、「政府は、中華人民共和国政府が尖閣諸島について領有権を主張していると認識しているか。右質問する。」

(答弁書受領)
一、去る十日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員鈴木宗男君提出尖閣諸島への日本政府職員の上陸に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土問題を巡る中間条約締結の可能性に関する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出リハビリ打ち切り規定に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員長妻昭君提出天下り受け入れの待遇条件書いわゆる「割愛申請書」に関する質問に対する答弁書

内閣衆質一六六第一五二号
平成十九年四月十日

内閣總理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出尖閣諸島への日本政府職員の上陸に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

平成十九年四月二日提出

質問第一五三号
北方領土問題を巡る中間条約締結の可能性に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

内閣衆質一六六第一五三号
平成十九年四月十日

内閣總理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土問題を巡る中間条約締結の可能性に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土問題を

巡る中間条約締結の可能性に関する再質問

に対する答弁書

一について

御指摘の答弁は、政府として、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島(以下「北方四島」といふ)の帰属の問題について、北方四島は一度も我が國以外の国の領土となつたことがない我が國固有の領土であるとの立場に立つてロシア連邦政府との間で交渉を行つてゐるとの趣旨述べたものである。

二から四までについて

お尋ねの点を含め、平和条約の締結に関する交渉(以下「交渉」という。)の内容にかかる事柄について明らかにすることは、今後の交渉に支障を來すおそれがあることから、外務省としてお答えすることは差し控えたい。

合は本件については答弁期限を延長しても答弁願いたい。延長できない場合はその理由もお示しもあり、具体的で眞面目な答弁を求める。
平成一八年四月より、リハビリテーションの医療保険適用に關して算定日上限規定が設けられ、最長でも六ヶ月で打ち切られることとなつた。打ち切り対象から除外される疾患が規定されているものの、医療現場や受診者には混乱が広がつてゐる。そこでお尋ねする。

一 政府は、リハビリが打ち切られた後、必要な方は、介護保険によるリハビリを受けるよう指導している。しかし、年齢が達せず、介護保険が適用されない方は、必要でもリハビリは受けられなくなる。リハビリが打ち切られた方の人数と、その後、介護保険によるリハビリに移行された方の人数をお示し願いたい。介護保険のリハビリに移行されなかつた方のうち、リハビリ継続を希望したもののは年齢に達しない等の理由で介護保険によるリハビリが受けられなかつた方の人数もお教え願いたい。また、介護保険のリハビリに移行されなかつた方のうち、リハビリ継続を希望したもののは、通える場所に介護保険によるリハビリを受ける施設が無かつた等の理由で、介護保険によるリハビリが受けられなかつた方の人数もお教え願いたい。政府は、これらの方々に、どのように対応するつもりか。

二 打ち切り対象から除外される疾患の方でも回復期でなく、リハビリをしても改善が見られない維持期である場合は、リハビリは打ち切られる。しかし、維持期でもリハビリを打ち切る、自助努力で体を動かしていくも、歩けなく

なつたり、寝たきりになつてしまつたりする可能性の高い患者さんもおられる。これらの方々に対してもリハビリを一律に打ち切ることは、寝たきりの方を増やすことにつながりはしないか。医療費等増大の觀点からも問題があると考えるが、いかがか。

能性の高い患者さんもおられる。これらの方々について、患者のニーズによりきめ細やかに対応するため、当該調査及びその検証結果を踏まえ、中央社会保険医療協議会の答申を経て、本年四月一日に、医療リハビリの算定日数上限が適用されない疾患の追加、年齢等の理由により介護保険の適用対象とならない患者に対する医療リハビリの実施機関の拡大、介護保険による対応が行われるまでの間の同保険の適用対象となる患者に対する一定の医療リハビリの実施等を内容とする見直しを行つたところである。

内閣衆質一六六第一五四号
平成十九年四月十日
内閣總理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員長妻昭君提出リハビリ打ち切り規定に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出リハビリ打ち切り規定に関する再質問に対する答弁書

一及び二について
先の答弁書(平成十九年二月六日内閣衆質一六六第一一号)で述べたとおり、リハビリテーションに係る平成十八年度の診療報酬改定の影響については、中央社会保険医療協議会診療報酬改定結果検証部会において、医療保険の給付対象であるリハビリテーション(以下「医療リハビリ」という。)を実施している保険医療機関、医療リハビリを利用している患者の状況等について調査し、本年二月にその検証を行つたところであるが、当該調査は抽出調査であり、また、調査項目がお尋ねの内容と必ずしも一致しないことから、お尋ねの「リハビリが打ち切られた方」等の人数については把握していない

ホームページにおいて公表しているところである。

また、厚生労働省においては、医療リハビリについて、患者のニーズによりきめ細やかに対応するため、当該調査及びその検証結果を踏まえ、中央社会保険医療協議会の答申を経て、本年四月一日に、医療リハビリの算定日数上限が適用されない疾患の追加、年齢等の理由により介護保険の適用対象とならない患者に対する医療リハビリの実施機関の拡大、介護保険による対応が行われるまでの間の同保険の適用対象となる患者に対する一定の医療リハビリの実施等を内容とする見直しを行つたところである。

平成十九年四月二日提出

質問 第一五五号

天下り受け入れの待遇条件書いわゆる「割愛申請書」に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

天下り受け入れの待遇条件書いわゆる「割愛申請書」に関する質問主意書

平成一九年三月一日の予算委員会第一分科会にて、渡辺喜美大臣に対して、企業が省庁に提出した天下り受け入れの待遇等条件を記した書面について、その書面の実物(企業からの防衛施設庁宛文書及び外務省宛文書)をお渡しして、質問した。

その際に以下のやり取りがあつた。

○長妻分科員 お配りをしました資料の二枚目、三枚目でありますけれども、これは防衛施設庁から入手をした平成十七年の資料で、企業が天

官報(号外)
平成十九年四月二日提出
質問 第一五四号

提出者 長妻 昭
衆議院議員長妻昭君提出リハビリ打ち切り規定に関する再質問主意書

平成十九年四月二日提出

質問 第一五四号

リハビリ打ち切り規定に関する再質問主意書
書
先に「リハビリ打ち切り規定に関する質問主意書」を提出したが、十分な答弁が無かつたので再度質問する。前回は内閣より「御質問の「リハビリ」は、打ち切られた方」等の人数については把握していないとの無責任な答弁があつた。今回は眞面目に答弁願いたい。七日以内に答弁が出来ない場合

下りを受け入れるときに防衛施設庁の次長で

出したもので、お給料の年収額あるいは何歳

まで雇います、「下記条件により採用したいの

で、ご通知申し上げます。」ということで、全

部、あつせんも含め役所が管理をしている。次

の最後のページのものは外務省。これは平成十

三年度、民間企業が外務省に天下りを受け入れ

た際の採用、「下記待遇条件で採用することを

証明致します。」ということで、人事課がすべて

こういう書面を保管しております、全省庁。こ

ういうことは御存じでございましたか。

○渡辺国務大臣 こういう書面は、人事院の審査

の際に、説明用の添付書類で必要なんだという

ことを聞いております。

そこでお尋ねする。

一 人事院・職員福祉局審査課はこれらのような書類は審査の際に必要が無いとしているが、渡辺大臣は、どのような審査に必要と認識されているのか。

二 「人事院の審査の際に、説明用の添付書類で必要なんだとということを聞いております」とあ

るが、どの部署のどのような役職の者から聞い

たのか。確認もせずに役所の説明を鵜呑みにしてしまったのか。

この国会答弁は正しい答弁をお考へか。間違

いであればどうされるおつもりか。

四 同分科会で、渡辺大臣は「こういう文書を初めて見ましたので、この黒く消してあるところ

が、想像をたくましくして眼光紙背に徹して見

ますといろいろ問題点が出てくるのかもしませんが、せつかいたいだけでよく勉強をさせて

せていただきたいと思います」とも答弁されて

いる。このような文書は問題とお考へか。どの

ような問題があるとお考へか。

五 同分科会でお示ししたような文書を受領した

ことがあるのはどの省庁か。省庁別にそれぞれ

過去何年、何件分を企業をはじめ公益法人、特

殊法人、独立行政法人などから受領したのか、

また、省庁別に過去何年、何件を保管している

か答弁願いたい。それは公表頂けるのかお示し

願いたい。

調査が膨大だと決まり文句で答弁を逃げるの

ではなく、答弁の延長も認めるので、眞面目に答

弁書を作成願いたい。

これらの文書は、天下りの実態を解明するには

大変貴重な資料となる。役所の抵抗に負けずに公

表して頂きたい。万が一、公表できない場合はそ

の理由をお示し願いたい。

これらの文書は、天下りの実態を解明するには

大変貴重な資料となる。役所の抵抗に負けずに公

表して頂きたい。万が一、公表できない場合はそ

の理由をお教え願いたい。

右質問する。

〔別紙〕
衆議院議員長妻昭君提出天下り受け入れの待遇条件書いわゆる「割愛申請書」に関する質問に対する答弁書

一について
お尋ねについては、御指摘の書類のうち、外務省あてのものは、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第百三十三条第三項に規定する人事院の承認を申請する際に添付するものとしている「就こうとする営利企業の地位の職務内容を証明する当該企業の文書」として取得したものである。また、防衛施設庁あてのものは、自衛隊法（昭和二十九年法律第二百六十五号）第六十二条第二項に規定する規制の対象に該当するか否かの確認の参考として活用したものである。それぞの省庁から聞いており、このように場合に利用されていたと認識している。

二について
営利企業への就職についての人事院の承認に係る申請書の添付資料は、営利企業への就職に係る職員の人事記録の写し、就職予定企業の定款、組織図、事業報告その他当該企業が現に行っている事業の内容を明らかにする資料、就こうとする営利企業の地位の職務内容を証明する当該企業の文書、在職機関と就職予定企業との関係を具体的に明らかにする調書、職員の離職前五年間に占めた官職と就職予定企業との職務上の関係を具体的に明らかにする調書及びその他参考となる資料である。これらの資料には、職員の個人に関する情報や企業が公表を前提とせずに提出した情報等が含まれており、公

表することは困難である。

三について
一についてで述べたとおり、御指摘について

は、外務省大臣官房人事課及び防衛施設庁総務部人事課からの聞き取りを踏まえ、答弁したものである。

四について
御指摘の書類は、国家公務員法第二百三十三条第三項に規定する人事院の承認を申請する際に添付するものとしている「就こうとする営利企業の地位の職務内容を証明する当該企業の文書」として取得したもの等であると認識しており、このような書類が問題であるとは認識していない。

五について
お尋ねの事項につき調査を行うことは膨大な作業を要することから、国会法（昭和二十二年法律第七十九号）の規定に従い、また、平成十六年八月及び平成十八年六月の衆議院議院運営委員会理事会における質問主意書制度に関する合意等を踏まえ、お答えすることは困難である。

右質問する。

〔別紙〕
国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成十九年四月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

内閣総理大臣 河野 洋平殿

衆議院議員長妻昭君提出天下り受け入れの待遇

条件書いわゆる「割愛申請書」に関する質問に対する答弁書

し、別紙答弁書を送付する。

内閣総理大臣 安倍 晋三

内閣総理大臣 安倍 晋三

内閣総理大臣 安倍 晋三

官報(号外)

国家公務員の育児休業等に関する法律の一
部を改正する法律

国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 育児休業(第三条―第十一条)

第三章 育児短時間勤務(第十二条―第二十五条)

(条)

第四章 育児時間(第二十六条)

第五章 防衛省の職員への準用等(第二十七条)

第六章 雜則(第二十八条)

附則

第一章 総則

第二条第一項中「第十三条」を「第二十七条」に改め、同条第三項中「平成六年法律第三十三号」の下に「。以下「勤務時間法」という。」を加え、同条の次に次の章名を付する。

第二章 育児休業

第七条第一項第一号中「この条」の下に「及び第二十三条」を加える。

第十三条を削る。

第十二章 育児休業

第七条第一項第一号中「この条」の下に「及び第二十三条」を加える。

第十一条、第二十条及び前条に改め、同条を第二十

八条とする。

第十一條の見出しを削り、同条第一項中「第八

十一条の五第一項」を「第八十二条の四第一項又は

第八十二条の五第一項の規定により採用された職

員で同項に、「占める職員」を「占めるもの」に、

「三歳に満たない子を養育するため一日の勤務時

間の一部について」を「小学校就学の始期に達する

までの子を養育するため一日につき二時間を超え

ない範囲内で」に、「部分休業」を「育児時間」に改

め、同条第一項中「部分休業」を「育児時間」に、

「一般職の職員の給与に関する法律」及び「同法」を

「給与法」に改め、同条第三項中「前条」を「第二十

一条」に、「部分休業」を「育児時間」に改め、同条

を第二十六条とし、同条の次に次の一章及び章名

を加える。

第五章 防衛省の職員への準用等

第二十七条 この法律(第二条、第七条第六項、

第十六条から第十九条まで、第二十四条及び第二

二十五条を除く)の規定は、国家公務員法第二

条第三項第十六号に掲げる防衛省の職員につい

て準用する。この場合において、これらの規定

中「人事院規則」とあるのは「政令」と読み替える

ほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄

に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる

字句に読み替えるものとする。

第八条第一項

一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第十九号。以下「給与法」という。)

第八条第二項

防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第十八条の二第一項又は第二十五条第三項においてその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)

第八条第三項

給与法

防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条の二第一項においてその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律

防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条の三第一項においてその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律

防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条の三第一項においてその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律

防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条の三第一項においてその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律

防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条の三第一項においてその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律

防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条の三第一項においてその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律

防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条の三第一項においてその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律

防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条の三第一項においてその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律

第十二条第一項

職員(自衛官、防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)第十五条第一項の教育訓練又は同法第十六条第一項の教育訓練を受けている者、

自衛隊法第五十四条第二項の規定に基づく防衛省令の規定により一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律

(平成六年法律第三十三号)第七条第一項に規定する特別の形態に相当する法律

(平成六年法律第三十三号)第七条第一項に規定する特別の形態に相当する法律

によって勤務する

勤務時間法第七条第一項の規定の適用を受ける

号から第四号まで

第十二条第一項第一

週休日(勤務時間法第六条第一項に規定する週休日

休養日(自衛隊法第五十四条第一項の規定に基づく防衛省令の規定により勤務時間を割り振らない日

号から第四号まで

週休日

休養日以外

休養日

官報 (号外)

第二十二条	から前条まで	、前二条及び第二十七条第二項
第二十三条第一項	国家公務員法第八十一条の五第三項	自衛隊法第四十四条の五第三項
前条第一項	各省各庁の長	防衛大臣又はその委任を受けた者
前条第二項	国家公務員法第八十一条の四第四項又は第八十一条の五第一項	自衛隊法第四十四条の四第一項又は第四十四条の五第一項
次条	、第二十条及び前条	防衛省の職員の給与等に関する法律第十一條第二項、第十六條第二項又は第十八條第三項の規定による減額をして、俸給、航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当又は営外手当を
次条	及び第二十条	一日曜日及び土曜日を週休日(勤務時間法第六条第一項に規定する週休日をいう。以下この項において同じ。)とし、週休日以外の日に一日につき四時間勤務すること。
2 前項において準用する第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員についての防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の規定の適用については、同法第四条第一項中「定める額」とあるのは、定める額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を自衛隊法第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第二百九号)第二十七条第一項において準用する同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額」と、同条第二項及び第三項中「定める額」とあるのは、「定める額に、算出率を乗じて得た額」と、同法第六	3 第一項において準用する第二十三条第二項に規定する任期末付短時間勤務職員についての防衛省の職員の給与等に関する法律の規定の適用については、同法第四条第一項中「定める額」とあるのは、「相当する額にそれぞれ算出率を乗じて得た額」とする。	
3 第一項において準用する第二十三条第二項に規定する任期末付短時間勤務職員についての防衛省の職員の給与等に関する法律の規定の適用については、同法第四条第一項中「定める額」とあるのは、「相	第十一条の見出しを「(育児休業を理由とする不利益取扱いの禁止)」に改め、同条を第十一條とし、同条の次に次の「一章及び章名を加える。	
官	第六章 雜則	第三章 育児短時間勤務
	第十二条 職員常時勤務することを要しない職員、臨時に任用された職員、配偶者がこの法律により育児休業をしている職員その他の人事院規則で定める職員を除く。)は、任命権者の承認を受けて、当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子がその始期に達するまで、常時勤務を要する官職を占めたまま、次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態(勤務時間法第七条第一項の規定の適用を受ける職員にあっては、第五号に掲げる勤務の形態)により、当該職員が希望する日及び時間帯において勤務すること(以下「育児短時間勤務」という。)ができる。ただし、当該子について、既に育児短時間勤務をしたことがある場合において、当該子に係る育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しないときは、人事院規則で定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。	
	2 育児短時間勤務の承認を受けようとする職員は、人事院規則の定めるところにより、育児短時間勤務をしようとする期間(一月以上一年以下の期間に限る。)の初日及び末日並びにその勤務の形態における勤務の日及び時間帯を明らかにして、任命権者に対し、その承認を請求するものとする。	四 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、週休日以外の日のうち、二日については一日につき八時間、一日については一日につき四時間勤務すること。
	五 前各号に掲げるもののほか、一週間当たりの勤務時間が二十時間から二十五時間までの範囲内の時間となるよう人事院規則で定める勤務の形態	五 の勤務時間が二十時間から二十五時間までの範囲内の時間となるよう人事院規則で定め

官 報 (号 外)

<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第六条の二</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="198 360 491 564">第六条の二 育児短時間勤務職員</td><td data-bbox="491 360 855 564">とする （育児短時間勤務の承認の失効等）</td></tr> <tr> <td data-bbox="198 564 491 1105">第八条第三項、第四項及び第六項 第八条第十一項 第九条の二第四項、第十七条及び第十九条の三第一項 第十二条第二項第二号</td><td data-bbox="491 564 855 1105"> <p>2 前条第二項及び第三項の規定は、育児短時間勤務の期間の延長について準用する。</p> <p>（育児短時間勤務の承認の失効等）</p> </td></tr> </tbody> </table>	第六条の二		第六条の二 育児短時間勤務職員	とする （育児短時間勤務の承認の失効等）	第八条第三項、第四項及び第六項 第八条第十一項 第九条の二第四項、第十七条及び第十九条の三第一項 第十二条第二項第二号	<p>2 前条第二項及び第三項の規定は、育児短時間勤務の期間の延長について準用する。</p> <p>（育児短時間勤務の承認の失効等）</p>	<p>3 任命権者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが困難である場合を除き、これを承認しなければならない。</p> <p>（育児短時間勤務の期間の延長）</p> <p>第十三条 育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）は、任命権者に対し、当該育児短時間勤務の期間の延長を請求することができる。</p> <p>2 前条第二項及び第三項の規定は、育児短時間勤務の期間の延長について準用する。</p>
第六条の二							
第六条の二 育児短時間勤務職員	とする （育児短時間勤務の承認の失効等）						
第八条第三項、第四項及び第六項 第八条第十一項 第九条の二第四項、第十七条及び第十九条の三第一項 第十二条第二項第二号	<p>2 前条第二項及び第三項の規定は、育児短時間勤務の期間の延長について準用する。</p> <p>（育児短時間勤務の承認の失効等）</p>						

第十六条第一項					
支給する	<p>第十四条 第六条の規定は、育児短時間勤務の承認の失効及び取消しについて準用する。</p> <p>（育児短時間勤務職員の並立任用）</p>				
第十五条 一人の育児短時間勤務職員（一週間当たりの勤務時間が二十時間である者に限る。以下この条において同じ。）が占める官職には、他の一人の育児短時間勤務職員を任用することを妨げない。	<p>第十六条 育児短時間勤務職員についての給与法の特例</p> <p>の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる給与法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>				
第六条の四第五項及び第十九条の四第六項及び第十九条の八第六項	<table border="1"> <thead> <tr> <th>第十九条の四第四項</th> <th>第十九条の四第五項及び第十九条の七第三項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="198 1624 855 1849">人事院規則</td><td data-bbox="855 1624 1401 1849">俸給月額</td></tr> </tbody> </table>	第十九条の四第四項	第十九条の四第五項及び第十九条の七第三項	人事院規則	俸給月額
第十九条の四第四項	第十九条の四第五項及び第十九条の七第三項				
人事院規則	俸給月額				
第十五条第一項	<p>（育児短時間勤務職員についての勤務時間法の特例）</p> <p>第十七条 育児短時間勤務職員についての勤務時間法の規定については、次の表の上欄に掲げる勤務時間法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第五条第一項</th> <th>第十五条第一項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="198 1849 855 2104">とする</td><td data-bbox="855 1849 1401 2104"> <p>支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第一号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものの中、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が八時間に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五）を乗じて得た額とする。</p> </td></tr> </tbody> </table>	第五条第一項	第十五条第一項	とする	<p>支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第一号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものの中、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が八時間に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五）を乗じて得た額とする。</p>
第五条第一項	第十五条第一項				
とする	<p>支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第一号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものの中、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が八時間に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五）を乗じて得た額とする。</p>				

第六条第一項ただし書、第六条第二項ただし書、第七条第二項、第十一项及び第十七条第一項第一号	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員
第六条第一項ただし書		
第六条第二項ただし書	範囲内で	範囲内で、当該育児短時間勤務の内容に従い、
第六条第三項	ことができる	ことができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員である場合にあっては、四週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。
第七条第二項	ところにより、四週間ごとの期間につき八日（八日以上）の週休日を設け、及び	ところにより、四週間ごとの期間につき八日の週休日
第五条に規定する勤務時間	四週間ごとの期間につき八日以上で当該育児短時間勤務の内容に従つた週休日を設け、及び	四週間ごとの期間につき八日以上で当該育児短時間勤務の内容に従つた勤務時間
同条に規定する勤務時間	必要	必要（育児短時間勤務職員にあつては、当該育児短時間勤務の内容に従つた勤務時間）
割合で週休日	必要	必要（育児短時間勤務職員にあつては、当該育児短時間勤務職員にあつては、当該育児短時間勤務の内容に従つた勤務時間）
同条に規定する勤務時間	同条に規定する勤務時間（当該育児短時間勤務職員にあつては、当該育児短時間勤務の内容に従つた勤務時間）	同条に規定する勤務時間（当該育児短時間勤務職員にあつては、当該育児短時間勤務の内容に従つた勤務時間）

第八条第二項	第六条第四項	第六条第三項	第十三条第一項
八時間の	相当する額と	決定する	職員
八時間の	八時間の	（育児短時間勤務職員について的一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の特例）	育児短時間勤務職員
八時間の	八時間の	第六条第三項 公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には 公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事院規則で定める場合に限り	職員
八時間の	八時間の	第六条第三項 （育児短時間勤務職員について的一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 第六条第三項 公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には 公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事院規則で定める場合に限り	育児短時間勤務職員

(育児短時間勤務職員についての一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の特例)

第十九条 育児短時間勤務職員についての一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律
(平成十二年法律第二百二十九号)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七条第二項

決定する

第七条第三項	相当する額と	決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第二百九号)第十七条の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第二百三十九号)第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数(次項において「算出率」という。)を乗じて得た額とする
	相当する額にそれぞれ算出率を乗じて得た額と	相当する額にそれぞれ算出率を乗じて得た額とする。

(育児短時間勤務職員についての国家公務員退職手当法の特例)

第二十条 国家公務員退職手当法第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、育児短時間勤務をした期間は、同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとみなす。

第二十一条 国家公務員退職手当法第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、育児短時間勤務をした期間は、同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとみなす。

第二十二条 国家公務員退職手当法第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の三分の一に相当する月数」とあるのは、「その月数の三分の一に相当する月数」とする。

3 育児短時間勤務の期間中の国家公務員退職手当法の規定による退職手当の計算の基礎となる俸給月額は、育児短時間勤務をしなかつたと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受

第六条の二
とする

とする

に、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第二百九号)以下「育児休業法」という。)第二十五条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数(第八条において「算出率」という。)を乗じて得た額とする

2 第七条第二項から第四項までの規定は、前項の規定により任用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)について準用する。

(育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の任用)
職を占めたまま勤務をさせることができる。この場合において、第十五条から前条までの規定を準用する。

勤務を要しない官職を占める職員を任用することができる。この場合において、国家公務員法第八十一条の五第三項の規定は、適用しない。

2 第七条第二項から第四項までの規定は、前項の規定により任用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)について準用する。

(任期付短時間勤務職員についての給与法の特例)
職を占めたまま勤務をさせることができる。この場合において、第十五条から前条までの規定を準用する。

勤務を要しない官職を占める職員を任用することができる。この場合において、国家公務員法第八十一条の五第三項の規定は、適用しない。

2 第二十四条 任期付短時間勤務職員についての給与法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる給与法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六条の二 とする	第八条第三項、第四項及び第六項	決定する	に、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第二百九号)以下「育児休業法」という。)第二十五条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数(第八条において「算出率」という。)を乗じて得た額とする
第十二条第二項第二号	再任用短時間勤務職員	勤務時間法	育児休業法第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)
第十二条第二項第二号	再任用短時間勤務職員	勤務時間法	育児休業法第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)

第十六条第一項

支給する

支給する。ただし、任期付短時間勤務職員が、第一号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が八時間に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五）を乗じて得た額とする。

第十一条、第十二条の二、第十三条の十及び第十五条から第十七条の七まで、第十八条の二まで、第十九条の九第三項

第十条の三から第十二条の二まで、第十三条の二

第十二条の二

第十三条の二、第十四条の九、第十五条の十、第十六条の二、第十七条の二及び第十八条の二

第十九条の九第三項

第十二条の二、第十三条の十及び第十五条から第十七条の七まで、第十八条の二

第十二条第一項

再任用短時間勤務職員

任期付短時間勤務職員

（任期付短時間勤務職員の特例）

第二十一条 任期付短時間勤務職員についての勤務時間法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五条第一項 とする
第二十五条 任期付短時間勤務職員についての勤務時間法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる勤務時間法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
第五条第一項 とする

第六条第一項及び第二項、第七条第二項、第十一项、第十二条、第十七条第一項第一号並びに第二十三条

再任用短時間勤務職員

任期付短時間勤務職員

二項、第七条第二項、第十一项、第十二条、第十七条第一項第一号並びに第二十三条

（育児休業をした職員の職務復帰後における給与の調整に関する経過措置）

第八条の前の見出しを削る。
第九条に見出しとして「（育児休業をした職員についての国家公務員退職手当法の特例）」を付し、同条第一項中「執る」を「とる」に改め、同条を第十条とする。

第八条に見出しとして「（育児休業をした職員の職務復帰における給与の調整）」を付し、同条中「には、当該育児休業をした期間の二分の一に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして」を「におけるその者の号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において」に、「号俸を調整する」を「必要な調整を行う」に改め、同条を第九条とする。

第七条の二の見出しを「（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）」に改め、同条第一項中「昭和二十五年法律第九十五号」の下に「以下「給与法」という。」を加え、同条第二項及び第三項中「一般職の職員の給与に関する法律」を「給与法」に改め、同条を第八条とする。

（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正）
第三条 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。
第八条の二中「国家公務員法」を「再任用職員で国家公務員法」に、「占める職員」を「占めるもの」に改める。

（国家公務員災害補償法の一部改正）

第四条 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第一百九十一号）の一部を次のように改正する。
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（国家公務員災害補償法の一部改正）
第四条 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第一百九十一号）の一部を次のように改正する。

日及び育児時間」に改める。

(防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正)

第五条 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第九条中「第四十四条の五第一項」を「第四十条の四第一項又は第四十四条の五第一項の規定により採用された職員で同項に、「職員(以下この条において「再任用短時間勤務職員」という。)」をものに、「再任用短時間勤務職員以外」を「同法第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第二百九号)第二十七条第一項において準用する同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外」に改める。

(国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の一部改正)

第六条 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第二百四十一号)の一部を次のように改正する。

第七条 第一条第一項第五号中「第七条の二、第八条及び第十一条」を「第八条、第九条、第十六条から第十九条まで及び第二十四条から第二十六条まで」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 職員に関する国家公務員の育児休業等に関する法律第十二条第一項、第十五条及び第二

十二条の規定の適用については、同法第十二

条第一項中「次の各号に掲げるいすれかの勤務の形態(勤務時間法第七条第一項の規定の適用を受ける職員にあつては、第五号に掲げる勤務の形態)」とあるのは「当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に二分の一を乗じて得た時間から当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に八分の五を乗じて得た時間までの範囲内の時間となるように農林水産大臣が定める勤務の形態」と、同法第十五条中「二十時間」とあるのは「育児短時間勤務をしなかつたと仮定した場合の一週間当たりの通常の勤務時間に二分の一を乗じて得た時間」と、同法第二十二条中「第十五条から前条まで」とあるのは「第十五条及び前二条」とする。

第七条の二中「第七条の二」を「第八条」に改正する。

(国会職員の育児休業等に関する法律の一部改正)

第九条 第一条第一項中「第十二条第一項、第十五条及び第二

条第一項中「次の各号に掲げるいすれかの勤務の形態(勤務時間法第七条第一項の規定の適用を受ける職員にあつては、第五号に掲げる勤務の形態)」とあるのは「当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に二分の一を乗じて得た時間から当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に八分の五を乗じて得た時間までの範囲内の時間となるよう農林水産大臣が定める勤務の形態」とあるのは「当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に二分の一を乗じて得た時間から当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に八分の五を乗じて得た時間までの範囲内の時間となるよう独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人の長が定める勤務の形態」と、同法第十五条中「二十時間」とあるのは「育児短時間勤務をしなかつたと仮定した場合の一週間当たりの通常の勤務時間に二分の一を乗じて得た時間」と、同法第二十二条中「第十五条から前条まで」とあるのは「第十五条及び前二条」とする。

第七条の二中「第七条の二」を「第八条」に改め

六条までに改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 職員に関する国家公務員の育児休業等に関する法律第十二条第一項、第十五条及び第二

条第一項中「次の各号に掲げるいすれかの勤務の形態(勤務時間法第七条第一項の規定の適用を受ける職員にあつては、第五号に掲げる勤務の形態)」とあるのは「当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に二分の一を乗じて得た時間から当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に八分の五を乗じて得た時間までの範囲内の時間となるよう農林水産大臣が定める勤務の形態」とあるのは「当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に二分の一を乗じて得た時間から当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に八分の五を乗じて得た時間までの範囲内の時間となるよう独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人の長が定める勤務の形態」と、同法第十五条中「二十時間」とあるのは「育児短時間勤務をしなかつたと仮定した場合の一週間当たりの通常の勤務時間に二分の一を乗じて得た時間」と、同法第二十二条中「第十五条から前条まで」とあるのは「第十五条及び前二条」とする。

第七条の二中「第七条の二」を「第八条」に改め

第十三条 第一条第一項中「要しないもの」の下に「(同法第八十一条の五第一項に規定により採用された職員で同項に、「占める職員」を「占めるもの」と改める。)

第十二条 独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)の一部を次のように改正する。

第十四条 日本郵政公社法(平成十四年法律第

百三十九号)の一部を次のように改正する。

第十八条 第一条第一項中「要しないもの」の下に「(同法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者を除く。)」を加える。

第五十七条第一項第七号中「第七条の二、第

四百四十二条第二項の表第二百四十四条の二第二項の項中「第九条第一項」の下に「の部分休業」を加え、「第十二条第一項」を「第十二条第一項又は第二十六条第一項の育児短時間勤務又は育児時間」に改める。

八条及び第十一条を「第八条、第九条及び第十二条から第二十六条まで」に改める。

(国家公務員の留学費用の償還に関する法律の一部改正)

第十五条 国家公務員の留学費用の償還に関する法律(平成十八年法律第七十号)の一部を次のようにより改正する。

第十三条の表第三条第三項第四号の項中「第十三条」を「第二十七条第一項」に改める。

第十一條の表第三条第三項第四号の項中「第

十三条」を「第二十七条第一項」に改める。

理由

人事院の国会及び内閣に対する平成十八年八月八日付けの意見の申出にかんがみ、一般職の国家公務員について、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、育児短時間勤務の制度を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

議案の可決理由

人事院からの意見の申出を踏まえ、一般職の国家公務員について、育児短時間勤務制度の新設等を行おうとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

助言を行うこと。

地方公共団体における育児短時間勤務制度の運用に当たつても、以上の趣旨に則り、必要な助言を行うこと。

任命権者を指導すること。

の官職への任用を妨げないこと。

3 育児短時間勤務職員の業務を処理するため、任期付短時間勤務職員を任用することができること。

4 部分休業の対象となる子の上限を小学校就学の始期に達するまで引き上げ、部分休業の名称を育児時間とすること。

5 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

を整えること。

一 総務省及び人事院は、育児短時間勤務を取得した職員が人事管理や昇給、昇格等において不當に不利な取扱いを受けることのないよう、各

条の次に次の九条を加える。

(育児短時間勤務の承認)

第十条 職員(非常勤職員、臨時的に任用される職員、配偶者がこの法律により育児休業をしている職員その他の条例で定める職員を除く)は、任命権者の承認を受けて、当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子がその始期に達するまで、常時勤務を要する職を占めたまま、次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第六条の規定の適用を受ける国家公務員と同様の勤務の形態によって勤務する職員以外の職員にあつては、第五号に掲げる勤務の形態)により、当該職員が希望する日及び時間帯において勤務すること(以下「育児短時間勤務」という。)ができる。ただし、当該子について既に育児短時間勤務をしたことのある場合において、当該子に係る育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しないときは、条例で定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

一日曜日及び土曜日を週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下この項において同じ。)とし、週休日以外の日において一日につき当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に十分の一を乗じて得た時間勤務すること。

二 日曜日及び土曜日を週休日とし、週休日以外の日において一日につき当該職員の一週間

官報(号外)

国家公務員の育児休業等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、人事院からの意見の申出を踏まえ、

一般職の国家公務員について、育児短時間勤務制度の新設等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

(別紙)

国家公務員の育児休業等に関する法律案(内閣提出)に関する附帯決議

一 育児短時間勤務制度の運用に当たつては、各

任命権者及び職員に制度の趣旨を十分周知し、

男性取得の促進を含め、取得しやすい職場環境

二 年間である二人の育児短時間勤務職員の同一

年間

内閣総理大臣 安倍 晋三

右

国会に提出する。

平成十九年二月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

右

地方公務員の育児休業等に関する法律案(内閣提出)に関する附帯決議

一 部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び人事院は、次の事項について、十分配慮すべきである。

第十条を第二十条とする。

第九条第一項中「三歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、「勤務時間の一部の下に「(二)時間を超えない範囲内の時間に限る。」を加え、同条第二項中「国家公務員の育児休業等に関する法律」を「国家公務員育児休業法」に改め、同条第三項中「前条を「第十六条」に

改め、同条を第十九条とする。

第八条の見出しを「育児休業を理由とする不利益取扱いの禁止」に改め、同条を第九条とし、同条の次に次の九条を加える。

(育児短時間勤務の承認)

第十条 職員(非常勤職員、臨時的に任用される職員、配偶者がこの法律により育児休業をして

いる職員その他の条例で定める職員を除く)は、任命権者の承認を受けて、当該職員の小

学校就学の始期に達するまでの子を養育するた

め、当該子がその始期に達するまで、常時勤務

を要する職を占めたまま、次の各号に掲げる

いずれかの勤務の形態(一般職の職員の勤務時

間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十

三号)第六条の規定の適用を受ける国家公務員

と同様の勤務の形態によって勤務する職員以外の職員にあつては、第五号に掲げる勤務の形

態)により、当該職員が希望する日及び時間帯

において勤務すること(以下「育児短時間勤務」という。)ができる。ただし、当該子について既に育児短時間勤務をしたことのある場合において、当該子に係る育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しないときは、条例で定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

一日曜日及び土曜日を週休日(勤務時間

に十分の一を乗じて得た時間勤務すること。

二 日曜日及び土曜日を週休日とし、週休日以

外の日において一日につき当該職員の一週間

官報(号外)

当たりの通常の勤務時間に八分の一を乗じて
得た時間勤務すること。

三　日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日
までの五日間のうちの二日を週休日とし、週
休日以外の日において一日につき当該職員の
一週間当たりの通常の勤務時間に五分の一を
乗じて得た時間勤務すること。

四　日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日
までの五日間のうちの二日を週休日とし、週
休日以外の日のうち、二日については一日に

つき当該職員の一週間当たりの通常の勤務時
間に五分の一を乗じて得た時間、一日につい
ては一日につき当該職員の一週間当たりの通
常の勤務時間に十分の一を乗じて得た時間勤
務すること。

五　前各号に掲げるもののほか、一週間当たり
の勤務時間が当該職員の一週間当たりの通常
の勤務時間に二分の一を乗じて得た時間から
当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に
八分の五を乗じて得た時間までの範囲内の時
間となるよう条例で定める勤務の形態

2 育児短時間勤務の承認を受けようとする職員

3 任命権者は、前項の規定による請求があつた
ときは、当該請求に係る期間について当該請求
をした職員の業務を処理するための措置を講ず
ることが困難である場合を除き、これを承認し

(育児短時間勤務の期間の延長)
なければならぬ。

第十一條 育児短時間勤務をしている職員(第十
三条 第十四条及び第十八条第三項において
「育児短時間勤務職員」という。)は、任命権者に
対し、当該育児短時間勤務の期間の延長を請求
することができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、育児短時間
勤務の期間の延長について準用する。
(育児短時間勤務の承認の失効等)

第十二条 第五条の規定は、育児短時間勤務の承
認の失効及び取消しについて準用する。
(育児短時間勤務職員の並立任用)

第十三条 一人の育児短時間勤務職員(一週間當
たりの勤務時間が育児短時間勤務をしなかつた
と仮定した場合の一週間当たりの通常の勤務時
間に二分の一を乗じて得た時間である者に限
る。以下この条において同じ。)が占める職には、
他の一人の育児短時間勤務職員を任用する
ことを妨げない。

(育児短時間勤務職員の給与等の取扱い)

第十四条 育児短時間勤務職員については、国家

公務員育児休業法第十二条第一項に規定する育
児短時間勤務をしている国家公務員の給与、勤
務時間及び休暇の取扱いに関する事項を基準と
して、給与、勤務時間及び休暇の取扱いに関する
措置を講じなければならない。
(育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱
い)

第十五条 育児短時間勤務をした職員について
は、国家公務員育児休業法第十二条第一項に規
定する育児短時間勤務をした国家公務員の退職

手当の取扱いに関する事項を基準として、退職
した場合の退職手当の取扱いに関する措置を講
じなければならない。

(育児短時間勤務を理由とする不利益取扱いの
禁止)

第十六条 職員は、育児短時間勤務を理由とし
て、不利益な取扱いを受けることはない。
(育児短時間勤務の承認が失効した場合等にお
ける育児短時間勤務の例による短時間勤務)

第十七条 任命権者は、第十二条において準用す
る第五条の規定により育児短時間勤務の承認が
失効し、又は取り消された場合において、過員
を生ずることその他の条例で定めるやむを得な
い事情があると認めるときは、その事情が継続
している期間、条例で定めるところにより、當
該育児短時間勤務をしていた職員に、引き続き
当該育児短時間勤務と同一の勤務の日及び時間
帯において常時勤務を要する職を占めたまま勤
務をさせることができる。この場合において、
第十三条から前条までの規定を準用する。
(育児短時間勤務職員の任用)

4 第二項の規定は、前項の規定により任期を更
新する場合について準用する。

5 任命権者は、第一項の規定により任期を定め
て採用された短時間勤務職員を、任期を定めて
採用した趣旨に反しない場合に限り、その任期
中、他の職に任用することができる。

6 任命権者が第一項の規定により任期を定めて
短時間勤務職員を採用する場合における地方公
務員法第二十二条第一項の規定の適用について
は、同項中「非常勤職員」とあるのは、「非常勤
職員(地方公務員の育児休業等に関する法律(平
成三年法律第百十号)第十八条第一項の規定に
より採用された短時間勤務職員を除く。)」とす
る。

7 任命権者が第一項又は第五項の規定により短
時間勤務職員を任用する場合には、地方公務員
法第二十八条の五第三項の規定は、適用しな
い。

第七条の見出しを「(育児休業をした職員の職務
復帰後における給与等の取扱い)」に改め、同条中
「国家公務員の育児休業等に関する法律」を「國家
公務員育児休業法」に改め、同条を第八条とす
る。

間勤務職員にその任期を明示しなければなら
い。

3 任命権者は、第一項の規定により任期を定め
て採用された短時間勤務職員について、条例で
定めるところにより、当該育児短時間勤務職員
の第十条第二項の規定による請求に係る期間又
は当該期間の初日から第十二条第一項の規定に
よる請求に係る期間の末日までの期間の範囲内
において、その任期を更新することができる。

4 第二項の規定は、前項の規定により任期を更
新する場合について準用する。

5 任命権者は、第一項の規定により任期を定め
て採用された短時間勤務職員を、任期を定めて
採用した趣旨に反しない場合に限り、その任期
中、他の職に任用することができる。

6 任命権者が第一項の規定により任期を定めて
短時間勤務職員を採用する場合における地方公
務員法第二十二条第一項の規定の適用について
は、同項中「非常勤職員」とあるのは、「非常勤
職員(地方公務員の育児休業等に関する法律(平
成三年法律第百十号)第十八条第一項の規定に
より採用された短時間勤務職員を除く。)」とす
る。

7 任命権者が第一項又は第五項の規定により短
時間勤務職員を任用する場合には、地方公務員
法第二十八条の五第三項の規定は、適用しな
い。

第六条の二の見出しを「(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)」に改め、同条中「平成三年法律第百九号」の下に「以下「国家公務員育児休業法」という。」を加え、同条を第七条とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条中地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第二条第一項第二号口及び第三十八条の二第三項の改正規定は、平成二十年四月一日から施行する。

(地方公営企業等の労働関係に関する法律の一一部改正)

第二条 地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「あるのは、」を「あるのは」に、「読み替える」を「、同条第三項中「地方公営企業の管理者」とあるのは「任命権者(委任を受けて任命権を行う者を除く。)」と読み替える」に改める。

(地方公営企業法の一部改正)

第三条 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項中「第六条の二、第七条及び第九条」を「第七条、第八条、第十四条及び第十九条」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 企業職員に対する地方公務員の育児休業等に関する法律第十条第一項及び第十七条の規

定の適用については、同項中「次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第六条の規定の適用を受ける国家公務員と同様の勤務の形態によつて勤務する職員以外の職員にあつては、第五号に掲げる勤務の形態)」とあるのは「当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に二分の一を乗じて得た時間から当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に八分の五を乗じて得た時間

げる勤務の形態)」とあるのは「当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に二分の一を乗じて得た時間から当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に八分の五を乗じて得た時間

(地方公務員災害補償法の一部改正)
第六条 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。
第一条第六項第三号中「受けた勤務しなかつた日」の下に「承認を受けて育児短時間勤務をした日」を加える。

(地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部改正)
第七条 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項第三号中「第九条第一項」を「第十七条中「第十三条から前条まで」とあるのは「第十三条及び前条」とする。
(べき地教育振興法の一部改正)
第四条 べき地教育振興法(昭和二十九年法律第一百四十三号)の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項中「第二項の下に「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十八条第一項」を加える。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)
第五条 地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第五条第一項に改める。

(地方独立行政法人法の一部改正)
第八条 地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百八号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第一項第三号中「第六条の二、第七条及び第九条」を「第七条、第八条、第十四条、第十五条及び第十九条」に改め、同条第五項中「及び第五条第二項の」を「第五条第二項、第十条第一項及び第二項、第十七条並びに第十八条第三項の」に、「とする」を「と、同法第十条第一項中「条例」とあるのは「設立団体の条例」と、「次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第六条の規定の適用を受ける国家公務員と同様の勤務の形態によつて勤務する職員以外の職員にあつては、第五号に掲げる勤務の形態)」とあるのは「当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に二分の一を乗じて得た時間から当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に八分の五を乗じて得た時間

までの範囲内の時間となるように地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人の理事長が定める勤務の形態」と、同条第二項及び同法第十七条中「条例」とあるのは「設立団体の条例」と、同条中「第十三条から前条まで」とあるのは「第十三条及び前条」と、同法第十八条第三項中「条例」とあるのは「設立団体の条例」とする」に改める。

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)
第九条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第五十条中「第三十九条第三項」を「第三十九条第四項」に改める。

(地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正)
第一議案の目的及び要旨
本案は、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための環境整備として、地方公務員について、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、育児短時間勤務の制度を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
一 議案の目的及び要旨
本案は、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための環境整備として、地方公務員について、育児短時間勤務制度の新設等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 職員は、任命権者の承認を受けて、当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、育児短時間勤務をすることができる。
- 2 一週間当たりの勤務時間が、いずれも通常の勤務時間に二分の一を乗じて得た時間である二人の育児短時間勤務職員の同一の職への任用を妨げないこと。
- 3 育児短時間勤務職員の業務を処理するため、任期付短時間勤務職員を任用することができること。
- 4 部分休業の対象となる子の上限を小学校就学の始期に達するまでに引き上げること。
- 5 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための環境整備として、地方公務員について、育児のための短時間勤務の制度の新設等を行おうとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十九年四月十日

総務委員長 佐藤 勉

〔別紙〕

地方公務員の育児休業等に関する法律の一

部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び人事院は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 育児短時間勤務制度の運用に当たっては、各任命権者及び職員に制度の趣旨を十分周知し、男性取得の促進を含め、取得しやすい職場環境を整えること。
- 二 総務省及び人事院は、育児短時間勤務を取得した職員が人事管理や昇給、昇格等において本当に不利な取扱いを受けることのないよう、各任命権者を指導すること。
- 三 育児短時間勤務やそれに伴う並立任用の実施に当たっては、行政サービスの低下を招かないよう十分留意すること。
- 四 地方公共団体における育児短時間勤務制度の運用に当たっても、以上の趣旨に則り、必要な助言を行うこと。
- 五 この法律は、地方公務員の自己啓発等休業に関する法律案における法律案

- 右国会に提出する。
- 平成十九年二月十三日
- 内閣総理大臣 安倍 晋三
- （目的）
- 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律
- この法律において「国際貢献活動」とは、独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第二百三十六号）第十三条第一項第三号に基づき自ら行つ派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。以下この項において同じ。）との他の国際協力の促進に資する外国における奉仕活動のうち職員として参加することが適当であると認められるものとして人事院規則で定めるものに参加することをいう。

- （定義）
- この法律において「職員」とは、第十条を除き、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二号）第二条に規定する一般職に属する国家公務員（常時勤務することを要しない職員、臨時雇用職員）を指す。
- （自己啓発等休業の承認）
- この法律において「自己啓発等休業」とは、職員の自発的な大学等における修学又は国際貢献活動のための休業をいう。
- （別紙）
- この法律における「職員」とは、第十条を除き、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二号）第二条に規定する一般職に属する国家公務員（常時勤務することを要しない職員、臨時雇用職員）を指す。
- （自己啓発等休業の期間）
- この法律における「自己啓発等休業」の期間は、職員の身分を保有するが、職務に従事しない。
- （自己啓発等休業の効果）
- 自己啓発等休業をしている職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

(自己啓発等休業の承認の失効等)

第六条 自己啓発等休業の承認は、当該自己啓発等休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。

2 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員が当該自己啓発等休業の承認に係る大学等における修学又は国際貢献活動を取りやめたことその他人事院規則で定める事由に該当すると認めるとときは、当該自己啓発等休業の承認を取り消すものとする。

(職務復帰における給与の調整)

第七条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内における、人事院規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(自己啓発等休業をした職員についての国家公務員退職手当法の特例)

第八条 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第六条の四第一項及び第七条第四項の規定については、自己啓発等休業をした期間は、同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとする。

2 自己啓発等休業をした期間についての国家公務員退職手当法第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数(国家公務員法第百八条の六第一項ただし書若しくは特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第七条第一項ただし書に規定する事由又はこれ

らに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数」とあるのは、「その月数(国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成十九年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。」

二条第五項に規定する自己啓発等休業の期間中の同条第三項又は第四項に規定する大学等における修学又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他総務大臣が定める要件に該当する月数」とする。

(人事院規則への委任)

第九条 この法律(前条及び次条を除く。)の実施に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

(防衛省の職員への準用)

第十条 この法律(第二条第一項及び第二項を除く。)の規定は、国家公務員法第二条第三項第十九条(国有林野事業を行つての公務)の一部を次のように改正する。

第七条第一項に次の一号を加える。

九 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成十九年法律第二条第一項及び第七条の規定)

(独立行政法人通則法の一部改正)

第四条 独立行政法人通則法(平成十一年法律第一百三号)の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項に次の一号を加える。

九 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成十九年法律第二条第一項及び第七条の規定)

(独立行政法人通則法の一部改正)

第四条 独立行政法人通則法(平成十一年法律第一百三号)の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項に次の一号を加える。

九 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成十九年法律第二条第一項及び第七条の規定)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

(裁判所職員臨時措置法の一部改正)

項及び第七条の規定

(日本郵政公社法の一部改正)

第五条 日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七条)の一部を次のように改正する。

第五十七条第一項に次の一号を加える。

十 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成十九年法律第二条第一項)を加え、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加え

項及び第七条の規定

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

九 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(国有林野事業を行つての公務)の施行に伴う関係法律の一部を加える。

十 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(国有林野事業を行つての公務)の施行に伴う関係法律の一部を加える。

十一 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(国有林野事業を行つての公務)の施行に伴う関係法律の一部を加える。

十二 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(国有林野事業を行つての公務)の施行に伴う関係法律の一部を加える。

十三 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(国有林野事業を行つての公務)の施行に伴う関係法律の一部を加える。

十四 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(国有林野事業を行つての公務)の施行に伴う関係法律の一部を加える。

十五 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(国有林野事業を行つての公務)の施行に伴う関係法律の一部を加える。

十六 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(国有林野事業を行つての公務)の施行に伴う関係法律の一部を加える。

十七 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(国有林野事業を行つての公務)の施行に伴う関係法律の一部を加える。

十八 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(国有林野事業を行つての公務)の施行に伴う関係法律の一部を加える。

十九 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(国有林野事業を行つての公務)の施行に伴う関係法律の一部を加える。

二十 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(国有林野事業を行つての公務)の施行に伴う関係法律の一部を加える。

二十一 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(国有林野事業を行つての公務)の施行に伴う関係法律の一部を加える。

二十二 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(国有林野事業を行つての公務)の施行に伴う関係法律の一部を加える。

二十三 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(国有林野事業を行つての公務)の施行に伴う関係法律の一部を加える。

二十四 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(国有林野事業を行つての公務)の施行に伴う関係法律の一部を加える。

二十五 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(国有林野事業を行つての公務)の施行に伴う関係法律の一部を加える。

二十六 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(国有林野事業を行つての公務)の施行に伴う関係法律の一部を加える。

二十七 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(国有林野事業を行つての公務)の施行に伴う関係法律の一部を加える。

第三条第二項第五号

第三条第一項

第十条において準用する同法第三条第一項

第三条第二項第五号

国家公務員の自己啓発等休業に関する法律

裁判所職員臨時措置法において準用する法律

国家公務員の自己啓発等休業に関する法律

第十一条の表第三条第三項第四号の項の次に次のように加える。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 裁判所職員臨時措置法において準用する法律

(独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律の一部改正)

第八条 独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律(平成十八年法律第百号)の一部を次のように改正する。

附則に次の二条を加える。

(国家公務員の自己啓発等休業に関する法律の一部改正)

第六十条 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成十九年法律第百号)の一部を次のように改正する。

(国家公務員の自己啓発等休業に関する法律の一部改正)

第六十一条 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成十九年法律第百号)の一部を次のように改正する。

(国家公務員の自己啓発等休業に関する法律の一部改正)

第六十二条 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成十九年法律第百号)の一部を次のように改正する。

(国家公務員の自己啓発等休業に関する法律の一部改正)

第六十三条 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成十九年法律第百号)の一部を次のように改正する。

(国家公務員の自己啓発等休業に関する法律の一部改正)

第六十四条 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成十九年法律第百号)の一部を次のように改正する。

(国家公務員の自己啓発等休業に関する法律の一部改正)

第六十五条 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成十九年法律第百号)の一部を次のように改正する。

(国家公務員の自己啓発等休業に関する法律の一部改正)

第六十六条 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成十九年法律第百号)の一部を次のように改正する。

(国家公務員の自己啓発等休業に関する法律の一部改正)

第六十七条 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成十九年法律第百号)の一部を次のように改正する。

(国家公務員の自己啓発等休業に関する法律の一部改正)

第六十八条 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成十九年法律第百号)の一部を次のように改正する。

(国家公務員の自己啓発等休業に関する法律の一部改正)

第六十九条 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成十九年法律第百号)の一部を次のように改正する。

(国家公務員の自己啓発等休業に関する法律の一部改正)

第七十条 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成十九年法律第百号)の一部を次のように改正する。

(国家公務員の自己啓発等休業に関する法律の一部改正)

第七十一条 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成十九年法律第百号)の一部を次のように改正する。

(国家公務員の自己啓発等休業に関する法律の一部改正)

ある。

1 大学等における修学のための休業又は独立行政法人国際協力機構が自ら行う開発途上地域における奉仕活動等に参加する国際貢献活動のための休業として、自己啓発等休業を設けること。

2 任命権者は、職員としての在職期間が二年以上の職員が自己啓発等休業を請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員の勤務成績等を考慮した上で、自己啓発等休業をすることを承認すること。

3 自己啓発等休業をしている職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事せず、その期間について給与を支給されないこと。

4 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

〔別紙〕

国家公務員の自己啓発等休業に関する法律案に対する附帯決議

政府及び人事院は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 自己啓発等休業の運用に当たっては、各任命権者及び職員に制度の趣旨を十分周知し、これを取得しやすい職場環境を整えること。

二 任命権者は、職員が自己啓発等休業から復帰した際、その休業によって得た能力を公務に十分發揮できるよう、適切な人事管理に努めること。

三 各任命権者は、自己啓発等休業制度の趣旨にかんがみ、職員が自己啓発等休業から復帰した後、早期に離職するようないよう、職員との十分な意思疎通に努めること。

四 地方公共団体における自己啓発等休業制度の運用に当たつても、以上の趣旨に則り、必要な助言を行うこと。

第二十六条の三に改める。

第三章第四節の次に次の二節を加える。

第四節の二 休業

(休業の種類)

第二十六条の四 職員の休業は、自己啓発等休業、育児休業及び大学院修学休業とする。

2 育児休業及び大学院修学休業については、別に法律で定めるところによる。

(自己啓発等休業)

第二十六条の五 任命権者は、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この条において同じ。)が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるとき

は、条例で定めるところにより、当該職員が、三年を超えない範囲内において条例で定める期間、大学等課程の履修(大学その他の条例で定める教育施設の課程の履修をいう。第五項において同じ。)又は国際貢献活動(国際協力の促進に資する外国における奉仕活動(当該奉仕活動を行つたために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。)のうち職員として参加するこ)とが適當であると認められるものとして条例で定めるものに参加することをいう。第五項において同じ。)のための休業(以下この条において「自己啓発等休業」という。)をすることを承認することができる。

2 自己啓発等休業をしている職員は、自己啓発等休業を開始した時就いていた職又は自己啓発等休業の期間中に異動した職を保有するが、職務に従事しない。

地方公務員法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十九年二月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

地方公務員法の一部を改正する法律

右

3 自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

4 自己啓発等休業の承認は、当該自己啓発等休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。

5 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員が当該自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめたことその他条例で定める事由に該当すると認めるときは、当該自己啓発等休業の承認を取り消すものとする。

6 前各項に定めるもののほか、自己啓発等休業に関し必要な事項は、条例で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

第十八条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 地方公務員法第二十六条の五第一項の規定により同項に規定する自己啓発等休業をしている者

(公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正)

第三条 公立高等学校の適正配置及び教職員定数に関する法律(昭和三十六年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

八十八号)の一部を次のように改正する。

第二十四条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 地方公務員法第二十六条の五第一項の規定により同項に規定する自己啓発等休業を(地方公営企業法の一部改正)して

する者

(地方公営企業法の一部改正)

第四条 地方公営企業法(昭和二十七年法律第一百九十二号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項中「第二十六条の三まで」の下に「第二十六条の五第三項」を加える。

(地方独立行政法人法の一部改正)

第五条 地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百八十八号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第一項第一号中「第二十六条の三まで」の下に「第二十六条の五第三項」を加え、同条第三項の表第二十七条第一項中「第二十七条第二項」を「第二十六条の五第一項、第五項及び第六項並びに第二十七条第二項」に改める。

修又是国際貢献活動のための休業の制度の新設を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 職員の休業は自己啓発等休業、育児休業及び大学院修学休業とし、育児休業及び大学院修学休業については、別に法律で定めること

2 大学等における課程の履修のための休業又は国際協力の促進に資する外国における奉仕活動に参加する国際貢献活動のための休業として、自己啓発等休業を設けること。

3 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、当該職員の公務に關する能力の向上に資すると認めるときは、条例で定めるところにより、自己啓発等休業をすることを承認することができるこ

と。

4 自己啓発等休業をしている職員は、職を保有するが、職務に従事せず、その期間について給与を支給されないこと。

5 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

6 任命権者は、職員が自己啓発等休業から復帰した際、その休業によつて得た能力を公務に十分發揮できるよう、適切な人事管理に努めること。

7 任命権者は、職員が自己啓発等休業から復帰した際、その休業によつて得た能力を公務に十分發揮できるよう、適切な人事管理に努めること。

8 任命権者は、職員が自己啓発等休業から復帰した際、その休業によつて得た能力を公務に十分發揮できるよう、適切な人事管理に努めること。

9 任命権者は、職員が自己啓発等休業から復帰した際、その休業によつて得た能力を公務に十分發揮できるよう、適切な人事管理に努めること。

10 任命権者は、職員が自己啓発等休業から復帰した際、その休業によつて得た能力を公務に十分發揮できるよう、適切な人事管理に努めること。

11 任命権者は、職員が自己啓発等休業から復帰した際、その休業によつて得た能力を公務に十分發揮できるよう、適切な人事管理に努めること。

12 任命権者は、職員が自己啓発等休業から復帰した際、その休業によつて得た能力を公務に十分發揮できるよう、適切な人事管理に努めること。

13 任命権者は、職員が自己啓発等休業から復帰した際、その休業によつて得た能力を公務に十分發揮できるよう、適切な人事管理に努めること。

14 任命権者は、職員が自己啓発等休業から復帰した際、その休業によつて得た能力を公務に十分發揮できるよう、適切な人事管理に努めること。

15 任命権者は、職員が自己啓発等休業から復帰した際、その休業によつて得た能力を公務に十分發揮できるよう、適切な人事管理に努めること。

16 任命権者は、職員が自己啓発等休業から復帰した際、その休業によつて得た能力を公務に十分發揮できるよう、適切な人事管理に努めること。

平成十九年四月十日

総務委員長 佐藤 勉

〔別紙〕

地方公務員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

衆議院議長 河野 洋平殿

政府及び人事院は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 自己啓発等休業の運用に当たつては、各任命権者及び職員に制度の趣旨を十分周知し、これを取得しやすい職場環境を整えること。

二 任命権者は、職員が自己啓発等休業から復帰した際、その休業によつて得た能力を公務に十分發揮できるよう、適切な人事管理に努めること。

三 各任命権者は、自己啓発等休業制度の趣旨にかんがみ、職員が自己啓発等休業から復帰した後、早期に離職するようなことがないよう、職員との十分な意思疎通に努めること。

四 地方公共団体における自己啓発等休業制度の運用に当たつても、以上の趣旨に則り、必要な助言を行うこと。

産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案

国会に提出する。

右

平成十九年二月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

産業活力再生特別措置法等の一部を改正す

(法律)

(産業活力再生特別措置法の一部改正)

第一条 産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)の一部を次のように改正す

る。

目次を次のように改める。

目次

- 第一章 総則(第一条—第四条)
第二章 事業再構築、共同事業再編、経営資

源再活用、技術活用事業革新及び經

営資源融合の円滑化(第五条—第三

十条)

第三章 中小企業の活力の再生

第一節 創業及び中小企業者による新事業

の開拓の円滑化(第三十一条—第三

三十九条)

第二節 中小企業再生支援体制の整備(第

四十条—第四十七条)

第四章 事業再生の円滑化(第四十八条—第

五十四条)

第五章 事業活動における知的財産権の活用

第一節 特許料の特例等(第五十五条—第

五十七条)

第二節 特定通常実施権登録(第五十八

条—第七十一条)

第六章 雜則(第七十二条—第七十六条)

附則

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、我が国経済の持続的な発展を図るために、その生産性の向上が重要で

あることにかんがみ、特別の措置として、事

業者が実施する事業再構築、共同事業再編、

資源融合を円滑化するための措置を雇用の安

定等に配慮しつ講ずるとともに、中小企業

の活力の再生を支援するための措置及び事業

再生を円滑化するための措置を講じ、併せて

事業活動における知的財産権の活用を促進す

ることにより、我が国産業の活力の再生に寄

与することを目的とする。

第二条第九項を同条第十六項とし、同条第八

項第一号中「第二号の三」を「第四号」に、「第三

号」を「第五号」に改め、同項第二号中「第三号」

を「第五号」に改め、同項中第六号を第八号と

し、第三号から第五号まで二号ずつ繰り下

げ、第二号の三を第四号とし、同項第二号の二

中「第三号」を「第五号」に改め、同号を同項第三

号とし、同項を同条第十五項とし、同条中第七

項を第十四項とし、第六項を第十三項とし、第

五項を第八項とし、同項の次に次の四項を加え

る。

9 この法律において「一般事業革新設備」とは、事業革新設備であつて、特定事業革新設備以外のものをいう。

10 この法律において「特定事業革新設備」とは、事業革新設備であつて、特定事業革新設備以外のものをいう。

11 この法律において「特定信用状」とは、国内に本店又は主たる事務所を有する事業者の依頼により銀行、信用金庫、信用協同組合その他他の政令で定める金融機関(次項及び第二十一条において単に「金融機関」という。)が発行する信用状であつて、当該事業者の外国関係法人の外国銀行等(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第四条第三項に規定する外国銀行等をいう。以下同じ。)からの借り入れ(手形の割引を受けることを含む。)による債務の不履行が生じた場合に当該信用状に基づく債務を履行する旨を表示するものをいう。

12 この法律において「特定信用状発行契約」とは、事業者と金融機関との間で締結される契約であつて、当該金融機関が特定信用状を発行することを約し、当該金融機関が当該特定信用状に基づく債務を履行した場合において当該事業者が当該金融機関に対し当該債務を履行した額に相当する金額その他経済産業省令で定める金額を支払うことを約するものを行う。

13 この法律において「一般事業革新設備」とは、事業革新設備であつて、特定事業革新設備以外のものをいう。

14 この法律において「外國関係法人」とは、外国法人(新たに設立されるものを含む。)であつて、国内に本店又は主たる事務所を有する事業者がその経営を実質的に支配していると認められるものとして主務省令で定める関係を持つものをいう。

15 この法律において「外國関係法人」とは、外國法人(新たに設立されるものを含む。)であつて、国内に本店又は主たる事務所を有する事業者がその経営を実質的に支配していると認められるものとして主務省令で定める関係を持つものをいう。

16 この法律において「技術活用事業革新」とは、事業者が行おうとする事業活動のうち、次に掲げる方法により取得した経営資源自らの経営資源と一緒に活用して、技術革新

ことにより、事業革新を行い、又は商品の新たな販売の方式の導入若しくは役務の新たな提供の導入による外国における新たな需要の相当程度の開拓を行い、当該事業者の事業の生産性を著しく向上させることを目指したものを行う。

17 産業技術の研究開発に必要となる経営資源の取得を目的として合併、会社の分割、株式交換、株式移転、事業若しくは事業に必要な資産の譲受け、若しくは資本の相当程度の増加(関係事業者がこれらを行いう場合及び外国において外國関係法人がこれらに相当するものを行う場合を含む。)、他の会社の株式の取得(当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。)、外國法人の株式若しくは持分若しくはこれに相当するものを行う場合を含む。)、他の会社の株式の取得(当該取得により当該他の会社が外國関係法人となる場合に限る。)又は会社の設立(外國関係法人の設立を含む。)を行う方法

18 事業者又は関係事業者若しくは外國関係法人が他の事業者、大学その他経済産業省令で定める者から知的財産権(知的財産基本法(平成十四年法律第百二十二号)第二条第二項の知的財産権及び外國におけるこれに相当するものをいう。)の移転若しくは設定を受け、又は営業秘密(不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二条第六項の営業秘密及び外國におけるこれに相当するものをいう。)の開示を受ける方法

19 この法律において「営業資源融合」とは、この法律において「営業資源融合」とは、そ

<p>2 特定通常実施権登録簿は、その全部又は一部を磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくることができる)をもつて調製することができる。</p> <p>3 前条第一項及び第二項に規定する特定通常実施権登録簿への登録(以下「特定通常実施権登録」という。)は、特定通常実施権登録簿に、次に掲げる事項を記録することによって行う。</p>
<p>一 登録の目的</p> <p>二 特定通常実施権許諾契約により通常実施権を許諾した者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地</p> <p>三 特定通常実施権許諾契約により通常実施権の許諾を受けた者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地</p> <p>四 特定通常実施権許諾契約における許諾の対象となる特許権、実用新案権又は専用実施権を特定するために必要な事項で経済産業省令で定めるもの</p> <p>五 特定通常実施権許諾契約において設定行為で定めた特許発明の実施又は登録実用新案の実施をする範囲</p> <p>六 申請の受付の年月日</p> <p>七 登録の存続期間</p> <p>八 登録番号</p> <p>九 登録の年月日</p> <p>4 前項第七号の存続期間は、十年を超えることができない。 (登録の申請)</p> <p>第六十条 第五十八条第一項の登録は、特定通</p>
<p>常実施権許諾契約により通常実施権を許諾した者及び特定通常実施権登録を抹消する登録を申請することができる。</p>
<p>2 第五十八条第二項の特定通常実施権許諾契約に係る通常実施権の全部の移転の登録は、当該通常実施権を移転した者及び当該通常実施権の移転を受けた者が申請しなければならない。</p> <p>(延長登録)</p> <p>第六十一条 特定通常実施権許諾契約により通常実施権を許諾した者であつて特定通常実施権登録を受けたもの(以下「特定通常実施権許諾者」という。)及び特定通常実施権許諾契約により通常実施権の許諾を受けた者であつて特定通常実施権登録を受けたもの(以下「特定通常実施権者」という。)は、特定通常実施権登録の存続期間を延長する登録を申請することができる。</p> <p>2 前項の規定による登録は、当該特定通常実施権登録に係る特定通常実施権登録簿の記録に、次に掲げる事項を記録することによって行う。</p> <p>一 当該特定通常実施権登録を抹消する旨</p> <p>二 申請の受付の年月日</p> <p>三 登録の年月日</p> <p>(登録対象外登録)</p> <p>第六十三条 特定通常実施権者は、特許庁長官に対し、その特定通常実施権許諾契約に係る特定通常実施権許諾者の特定の特許権、実用新案権又は専用実施権についての通常実施権(当該特定通常実施権許諾者の特定の特許権、実用新案権又は専用実施権が他人に移転された場合における当該特定の特許権、実用新案権又は専用実施権についての通常実施権を含む。)が、当該特定通常実施権許諾契約に係る特定通常実施権登録の対象でないことの登録を申請することができる。</p> <p>2 前項の規定による登録は、当該特定通常実施権登録に係る特定通常実施権登録簿の記録に、次に掲げる事項を記録することによつて行う。</p> <p>一 当該特定通常実施権登録の存続期間を長とする旨</p> <p>二 延長後の存続期間</p> <p>三 申請の受付の年月日</p> <p>四 登録の年月日</p> <p>3 前項第二号の存続期間は、十年を超えることができない。 (抹消登録)</p> <p>第六十二条 特定通常実施権許諾者及び特定通</p>
<p>常実施権者は、次に掲げる事由があるときは、特定通常実施権登録を抹消する登録を申請することができる。</p> <p>一 特定通常実施権許諾契約による通常実施権の効力を生じないこと。</p> <p>二 特定通常実施権許諾契約による通常実施権の許諾が取消し、解除その他の原因により効力を失ったこと。</p> <p>三 特定通常実施権許諾契約に係る通常実施権の全部が消滅したこと。</p> <p>2 前項の規定による登録は、当該特定通常実施権登録に係る特定通常実施権登録簿の記録に、次に掲げる事項を記録することによつて行う。</p> <p>一 当該特定通常実施権登録を抹消する旨</p> <p>二 申請の受付の年月日</p> <p>三 登録の年月日</p> <p>(登録事項証明書等の交付)</p> <p>第六十四条 何人も、特許庁長官に対し、特定通常実施権登録簿に記録されている事項(第五十九条第三項第三号から第五号までに掲げる事項を除く。以下この項において同じ。)の閲覧若しくは謄写(特定通常実施権登録簿の全部又は一部が磁気ディスクをもつて調製されているときは、当該磁気ディスクをもつて調製された部分に記録されている事項を経済産業省令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写)又は当該事項を証明した書面(第六十九条第一項第二号において「開示事項証明書」という。)の交付を請求することができる。</p> <p>2 次に掲げる者は、特許庁長官に対し、それぞれに係る特定通常実施権許諾者に係る特定通常実施権登録について、特定通常実施権登録簿に記録されている事項(第五十九条第三項第四号及び第五号に掲げる事項を除く。)を証明した書面(以下「登録事項概要証明書」という。)の交付を請求することができる。ただし、当該交付の請求の時において、当該特定通常実施権登録の存続期間が満了している場合若しくは当該特定通常実施権登録が抹消さ</p>

一 令で定めるもの	8 第一項から第四項までの特許庁長官に対する請求の手続に關し必要な事項は、経済産業省令で定める。
二 前項に掲げる場合のほか、第二項各号に掲げる者は、それぞれに係る特定通常実施権許諾者の特定通常実施権登録において特定通常実施権許諾者として記録されている者に対し、当該特定通常実施権登録に係る登録事項証明書の交付をして記録されている者に係る特定通常実施権登録簿に記録された本店又は主たる事務所の所在地にあって発すれば足りる。	二 開示事項証明書の交付を請求する者
三 第四項の通知は、その通知が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。	三 登録事項概要証明書の交付を請求する者
四 政令で定める額の手数料を納めなければならぬ。	四 登録事項証明書の交付を請求する者
五 第六十四条第一項の規定により閲覧又は	5 第一項から第四項までの特許庁長官に対する請求の手続に關し必要な事項は、経済産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。
六 第四項の通知は、同項の特定通常実施権許諾契約により通常実施権の許諾を受けた者として記録されている者に係る特定通常実施権登録簿に記録された本店又は主たる事務所の所在地にあって発すれば足りる。	6 第一項の規定による手数料の返還は、納付した日から一年を経過した後は、請求することができない。
七 第四項の通知は、その通知が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。	7 第一項の規定による手数料の返還は、納付した日から一年を経過した後は、請求することができる。
八 第六十九条 次に掲げる者は、実費を勘案して登録簿に記録された本店又は主たる事務所の所在地にあって発すれば足りる。	8 第一項から第四項までの特許庁長官に対する請求の手續に關し必要な事項は、経済産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。
九 第六十三条中「創業」を「技術活用事業革新」に改め、同条を第五十六条とする。	9 第一項の規定による手数料の返還は、納付した日から一年を経過した後は、請求することができる。

新及び経営資源融合並びに創業」に改め、同条を第五十五条とし、同条の前に次の章名及び節名を付する。

第五章 事業活動における知的財産権の活用

第一節 特許料の特例等

第三十条を削る。

第四章の章名を削る。

第二十九条の八中「(平成十年法律第九十号)」を削り、第三章第二節中同条を第四十七条とし、同条の次に次の二章を加える。

第四章 事業再生の円滑化 (認証紛争解決事業者の認定)

第四十八条 認証紛争解決事業者であつて、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第六条第一号の紛争の範囲を事業再生に係る紛争を含めて定めているものは、経済産業省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることにつき、経済産業大臣の認定を受けることができる。

一 事業再生に係る専門的知識及び実務経験を有すると認められる者として経済産業省令で定める要件に該当する者を手続実施者(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第二条第二号の手続実施者をいう。)として選任することができること。

二 経済産業大臣は、前項の認定の申請に係る認証紛争解決事業者が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。

3 経済産業大臣は、第一項の認定を受けた認証紛争解決事業者が同項各号のいずれかに適合しなかつたと認めるとき、又は第五十二条の資金の借入れに係る確認を適切に行つていないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

第49条 事業者が特定債務等の調整(特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成十一年法律第百五十八号)第二条第二項に規定する特定債務等の調整をいう。)

申立てに係る事件について特定認証紛争解決手続が実施された場合には、裁判所は、該特定認証紛争解決手続が実施されていることを考慮した上で、民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)第五条第一項ただし書の規定により裁判官だけで調停を行うことが相当であるかどうかの判断をするものとする。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再生円滑化業務)

第五十条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、次の各号に掲げる者が関与する事業再生について、それぞれ当該各号に定める期間(当該期間内に破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあつたときは、当該申立ての時までの期間)において「事業再生準備期間」といふ。における事業再生を行おうとする事業者の事業の継続に欠くことができない資金の借

入れに係る債務の保証を行う。

一 特定認証紛争解決事業者 特定認証紛争解決手続の開始から終了に至るまでの間

中小企業者に係る事業再生の計画の作成についての指導又は助言(特定認証紛争解決手続において行うものを除く。)を開始した時から当該計画に係る債権者全員の当該計画についての合意が成立し、又は合意が成立しないことが明らかになるまでの間

(中小企業信用保険法の特例)

第五十一条 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、事業再生円滑化

関連保証(中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、事業再生を行おうとする中小企業者の原材料の購入のための費用その他の事業の継続に欠くことができない費用で経済産業省令で定めるものに充てるために必要な資金の借入れ(事業再生準備期間における資金の借入れに限る。)に係るもの)をうけた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定に係るものについての次の表の上欄に掲げる中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項		保険額の合計額が	第三条の二第一項及び第三条の三第一項	第三条の二第二項及び第三条の二第三項	第三条の二第一項及び第三条の三第一項
当該債務者	当該債務者	当該借入金の額のうち	事業再生円滑化関連保証に係る保険関係の保険額の合計額とその他の保険関係の保険額の合計額とがそれぞれ	当該借入金の額のうち	事業再生円滑化関連保証に係る保険関係の保険額の合計額とその他の保険関係の保険額の合計額とがそれぞれ
当該債務者	当該債務者	事業再生円滑化関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者	事業再生円滑化関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者	当該債務者	事業再生円滑化関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者
当該債務者	当該債務者	事業再生円滑化関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者	事業再生円滑化関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者	当該債務者	事業再生円滑化関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2 普通保険の保険関係であつて、事業再生円滑化関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十」(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十」とあるのは、「百分の八十」とする。

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、事業再生円滑化関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

(資金の借入れに関する特定認証紛争解決事業者の確認)

第五十二条 特定認証紛争解決手続により事業再生を図ろうとする事業者は、当該特定認証紛争解決手続を行う特定認証紛争解決事業者に対し、当該特定認証紛争解決手続の開始から終了に至るまでの間ににおける当該事業者の資金の借入れが次の各号のいずれにも適合することの確認を求めることができる。

一 当該事業者の事業の継続に欠くことができないものとして経済産業省令で定める基準に該当するものであること。

二 当該資金の借入れに係る債権の弁済を、当該特定認証紛争解決手続における紛争の

当事者である債権者が当該事業者に対して当該資金の借入れの時点において有している他の債権の弁済よりも優先的に取り扱うことについて、当該債権者全員の同意を得ていること。

(再生手続の特例)

第五十三条 裁判所(再生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。)は、前条の規定による確認を受けた資金の借入れをした事業者について再生手続開始の決定があつた場合において、同条の規定による確認を受けた資金の借入れに係る再生債権と他の再生債権(同条第二号の債権者に同号の同意の際保有されていた権利の変更の内容に差を設ける再生計画案が提出され、又は可決されたときは、当該資金の借入れが同条各号のいずれにも適合することが確認される)を考慮した上で、当該再生計画案が会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第一百六十八条第一項に規定する差を設けても衡平を害しない場合に該当するかどうかを判断するものとする。

第二十九条の七中「第二十九条の七」を「第四十六条」に改め、同条を第四十六条とし、第二十九条の六を第四十五条とし、第二十九条の五を第四十四条とし、第二十九条の四を第四十三条とし、第二十九条の三を第四十二条とする。

第二十九条の二第二項中「次項第四号ハ」を

「第四項第四号ハ」に改め、同項第一号及び第二号中「経営資源再活用」の下に「技術活用事業革新、経営資源融合」を加え、同項第四号中「第二十九条の八」を「第四十七条」に改め、同項に

次の一号を加える。

五 事業再生を行い、又は行おうとする中小企業者の求めに応じ、必要な指導又は助言を行うこと。

第二十九条の二中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 認定支援機関は、他の法令に定める業務及び前項各号に掲げる業務のほか、裁判外紛争解決手続の利用に関する法律第五条の規定があつた場合において、同条の規定による確認を受けた資金の借入れに係る更生債権と

これと同一の種類の他の更生債権(同条第二

号の債権者に同号の同意の際保有されていた更生債権に限る。)との間に権利の変更の内容に差を設ける更生計画案が提出され、又は可決されたときは、当該資金の借入れが同条各号のいずれにも適合することが確認されてい

ることを考慮した上で、当該更生計画案が会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第一百六十八条第一項に規定する差を設けても衡平を害しない場合に該当するかどうかを判断するものとする。

第二十九条の表上欄中「平成二十年三月三十日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同表下欄中「第二十四条第五項、第七項及び第八項」を「第三十五条第一項、第三項及び第四項」に、「第二十五条」を「第三十六条」に、「第二十六条第五項から第八項まで」を「第三十五条第一項から第四項まで」に、「第二十六条」を「第三十七条」に改め、同条を第三十八条とする。

第二十九条の二第二項中「昭和三十八年法律第百一号」を「第二十二条第十四項第二号」に改め、同項

第二十九条の二第二項中「中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等を

いう。以下この条において同じ。」を削り、同条を第三十七条とし、第二十五条を第三十六条规定する。

第二十九条の二中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 認定支援機関は、他の法令に定める業務及び前項各号に掲げる業務のほか、裁判外紛争解決手続の利用に関する法律第五条の規定があつた場合において、同条の規定による確認を受けた資金の借入れに係る更生債権と

これと同一の種類の他の更生債権(同条第二

号の見出しを削り、同条の前に見出として「(中小企業信用保険法の特例)」を付し、同条第一項中「無担保保険」を「中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条の二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。)」に、「中小企業信用保険法

紛争解決手続(同法第二条第一号に規定する手続をいう。)を実施することができる。」

第二十九条第一項中「又は経営資源活用新事業」を「技術活用事業革新、経営資源融合、経営資源活用新事業」に、「支援し」を「支援するとともに、中小企業の事業の再生を適切に支援し」に改め、同条を第四十条とする。

第三章第一節中第二十八条を第三十九条とする。

第三条の二第一項を「同項」に改め、「をいう」の下に「。以下同じ。」を加え、「第二条第七項第一号」を「第二条第十四項第一号」に、「含む。」に「を「含む。以下同じ。」に、「第二十四条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、同条第二項中「第二条第七項第一号」を「第二条第十四項第一号」に改め、「前項に規定する」を削り、同条中第五項から第八項までを削り、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 無担保保険の保険関係であつて、創業関連保証に係るものうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の二第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条の二第二項中「百分の八十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十」とあり、同法第五条中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の八十」とあり、同法第五条中「百分の八十」とあるのは、「百分の九十」とする。

口 第二条第十四項第四号に掲げる者に該当する場合において、当該会社を設立した個人が過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有すること又は当該会社を設立した個人が過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であつたこと。

二 当該保険関係に係る債務の保証の委託の申込みを、前号イ及びロに規定する事業の廃止の日又は解散の日から五年を経過する日前に行つたこと。

第二十四条を第三十三条规定の二条を加える。

第三十四条 中小企業者の特定信用状発行契約に基づく債務については、当該債務を中小企業信用保険法第三条第一項に規定する借り入れによる債務とみなして、同法第三条及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という。)の保険関係であつて、特定信用状関連保証(特定信用状発行契約に基づく債務の保証をいう。以下同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての同項の規定の適用については、同項中「保険額の合計額が」とあるのは「産業活力再生特別措置法第三十四条第一項に規定する特定信用状関連保証に係る保険関係の保険額の合計額とその他の保険関係の保険額の合計額とがそれぞれ」と、「借入金」とあるのは「特定信用状発行契約(同法第二条第十二項の特

第三条第二項	百分の七十	百分の八十	百分の八十
第三条第三項	借入金の額	特定信用状発行契約(産業活力再生特別措置法第二条第十二項の特定信用状発行契約をいう。以下同じ。)に基つく債務の額(中小企業者の外国関係法人(同法第二条第五項の外国関係法人をいう。以下同じ。)の外國銀行等銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第四条第三項の外國銀行等をいう。以下同じ。)からの借入金の額に相当する額(以下同じ。)に限る。以下同じ。)	特定信用状発行契約(産業活力再生特別措置法第二条第十二項の特定信用状発行契約をいう。以下同じ。)に基つく債務の額(中小企業者の外国関係法人(同法第二条第五項の外国関係法人をいう。以下同じ。)の外國銀行等銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第四条第三項の外國銀行等をいう。以下同じ。)からの借入金の額に相当する額(以下同じ。)に限る。以下同じ。)
第五条	第三条第四項	保証をした額 借入金の弁済(手形の割引の場合は、手形の割引により融通を受けた資金)は、中小企業者	保証をした額(特殊保証の場合は限度額) 特定信用状発行契約に基づく債務の弁済
弁済(手形の割引の場合 支払。以下同じ。)	弁済	は、当該中小企業者	は、当該中小企業者の 外國関係法人の外國銀行等からの借入金

金」と、「総額が」とあるのは「総額とがそれぞれ」とする。

2 普通保険の保険関係であつて、特定信用状関連保証に係るものについての次の表の上欄に掲げる中小企業信用保険法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

官 報 (号外)

百分の七十(無担保保険、特 別小口保険、流動資産担保 保険、公害防止保険、エネル ギー対策保険、海外投資関係 保険、新事業開拓保険、事業 再生保険及び特定社債保険に あつては、百分の八十)	百分の八十五
第五条第一号及び第三号並びに 第八条第一号及び第三号	借入金又は社債に係る債務
第三十五条 普通保険、無担保保険又は中小企業信用保険法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」という。)の保険関係であつて、経営資源活用関連保証(同法第三条第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定経営資源活用新事業計画に従つて行われる経営資源活用新事業に必要な資金に係るもの)をいう。以下同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。	特定信用状発行契約に基づく債務
第三条第一項	保険価額の合計額が
第三条の二第一項及び第三条の三第一項	産業活力再生特別措置法第三十五条第一項に規定する経営資源活用関連保証(以下「経営資源活用関連保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
当該債務者	保険価額の合計額が 経営資源活用関連保証に係る保険関係の保険価 額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合 計額とがそれぞれ 経営資源活用関連保証及びその他の保証」と に、それぞれ当該借入金のうち に、当該債務者

第三条の三第二項	当該保証をした
当該債務者	生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十」とあるのは、「百分の八十」とする。
当該債務者	普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、経営資源活用関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業とあるのは三億円(産業活力再生特別措置法第三十二条第二項に規定する認定経営資源活用新事業計画に従つて行われる経営資源活用新事業に必要な資金(以下この条において「経営資源活用新事業資金」という。)以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、これは、「二億円」と、「四億円」とあるのは「六億円(経営資源活用新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円(経営資源活用新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、「二億円」とする。
当該債務者	第三十条 国は、我が国産業の活力の再生におけるサービス業の生産性の向上の重要性にかかるサービス業の生産性の向上のため、同業再編、経営資源再活用、技術活用事業革新及び経営資源融合の円滑な実施のため、サービス業に関する経営方法又は技術に関する助言、研修又は情報提供その他必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。
当該債務者	2 国は、サービス業に属する事業を営む事業

2 中小企業信用保険法第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険の保険関係であつて、経営資源活用関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「三億円」とあるのは三億円(産業活力再生特別措置法第三十二条第二項に規定する認定経営資源活用新事業計画に従つて行われる経営資源活用新事業に必要な資金(以下この条において「経営資源活用新事業資金」という。)以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、これは、「二億円」と、「四億円」とあるのは「六億円(経営資源活用新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円(経営資源活用新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、「二億円」とする。

3 普通保険の保険関係であつて、経営資源活用関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再

項又は第六条第一項」を「第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項、第十一条第一項又は第十三条第一項」に改め、同条を第十八条とする。

第九条第二項中「認定の変更」を「変更の認定」に改め、同条を第十七条とする。

第八条第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同条第二項に次の一号を加える。

四 導入しようとする事業革新設備が特定事業革新設備である場合には、当該特定事業革新設備に係る第二条第八項第二号の新技術に係る知的財産の保護の状況

第八条第三項第一号中「第二条の三第一項」を「第四条第一項」に改め、同条を第十六条とする。

第七条の二第一項中「営業」を「事業」に、「第三条第一項」を「第五条第一項」に、「第四条第一項」を「第六条第一項」に、「第五条第一項」を「第七条第一項」に、「第五条の二第一項」を「第八条第一項」に、「又は他の」を「他の」に、「第六条第一項」を「第九条第一項の認定(第十条第一項)」に規定する変更の認定を含む。以下この条において同じ。)をしようとする場合、同一の業種に属する事業を営む二以上の事業者の申請に係る技術活用事業革新計画若しくは同一の業種に属する他の事業者から事業を譲り受ける事業者の認定を含む。以下この条において同じ。)をしようとする場合又は経営資源融合計画について第十三条第一項に改め、「に対し」の下にいて第十三条第一項に改め、「に対し」の下に

「当該送付に係る」を加え、「又は経営資源再活用計画」を「経営資源再活用計画」に改め、「経営資源再活用のための措置」の下に「技術活用」という。」を加え、「当該事業再構築」を「当該送付に係る事業再構築」に、「当該共同事業再編」を「共同事業再編」に、「又は当該経営資源再活用」を「経営資源再活用」に改め、「属する事業分野」の下に「技術活用事業革新に係る業種又は経営資源融合に係る事業の属する事業分野は経営資源融合に係る事業の属する事業分野(以下この項において「事業再構築業種等」という。)」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、主務大臣は、当該事業再構築業種等における内外の市場の状況、事業再構築等関連措置を講ずることによる生産性の向上の程度その他の当該意見の裏付けとなる根拠を示すものとする。

第七条の二第二項中「又は経営資源再活用計画」を「経営資源再活用計画、技術活用事業革新計画又は経営資源融合計画」に改め、同条第三項中「又は経営資源再活用計画」を「経営資源再活用計画、技術活用事業革新計画又は経営資源融合計画」に改め、同条第五項第一項に、「又は第六条第一項」を「第九条第一項の認定(第十条第一項)」に規定する変更の認定を含む。以下この条において同じ。)をしようとする場合、同一の業種に属する事業を営む二以上の事業者の申請に係る技術活用事業革新計画若しくは同一の業種に属する他の事業者から事業を譲り受ける事業者の認定を含む。以下この条において同じ。)をしようとする場合又は経営資源融合計画について第十三条第一項に改め、「に対し」の下にいて第十三条第一項に改め、「に対し」の下に

四項各号に改め、同条第五項中「前条第五項及び第六項」を「前条第四項及び第五項」に改め、同条を第十条とし、同条の次に次の四条を加える。

四 導入しようとする事業革新設備が特定事業革新のための措置又は経営資源融合計画に従つて行おうとする技術活用事

従つて行おうとする経営資源融合のための措置(以下この項において「事業再構築等関連措置」という。)を加え、「当該事業再構築」を「当該送付に係る事業再構築」に、「当該共同事業再編」を「共同事業再編」に、「又は当該経営資源再活用」を「経営資源再活用」に改め、「属する事業分野」の下に「技術活用事業革新に係る業種又は経営資源融合に係る事業の属する事業分野は経営資源融合に係る事業の属する事業分野(以下この項において「事業再構築業種等」という。)」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、主務大臣は、当該事業再構築業種等における内外の市場の状況、事業再構築等関連措置を講ずることによる生産性の向上の程度その他の当該意見の裏付けとなる根拠を示すものとする。

第七条の二第二項中「又は経営資源再活用計画」を「経営資源再活用計画、技術活用事業革新計画又は経営資源融合計画」に改め、同条第三項中「又は経営資源再活用計画」を「経営資源再活用計画、技術活用事業革新計画又は経営資源融合計画」に改め、同条第五項第一項に、「又は第六条第一項」を「第九条第一項の認定(第十条第一項)」に規定する変更の認定を含む。以下この条において同じ。)をしようとする場合、同一の業種に属する事業を営む二以上の事業者の申請に係る技術活用事業革新計画若しくは同一の業種に属する他の事業者から事業を譲り受ける事業者の認定を含む。以下この条において同じ。)をしようとする場合又は経営資源融合計画について第十三条第一項に改め、「に対し」の下にいて第十三条第一項に改め、「に対し」の下に

ことができる。

六 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その技術活用事業革新計画が当該技術活用事業革新計画に係る事業について第四条第一項の規定により事業分野で定めるところにより、これを平成二十八年三月三十一日までに主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

(技術活用事業革新計画の認定)

第十二条 事業者は、その実施しようとする技術活用事業革新に関する計画(以下「技術活用事業革新計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを平成二十八年三月三十一日までに主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 二以上の事業者がその技術活用事業革新のための措置を共同して行おうとする場合にあつては、当該二以上の事業者は共同して技術活用事業革新計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

二 当該技術活用事業革新計画に係る技術活用事業革新が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 当該技術活用事業革新計画に係る技術活用事業革新が過剰供給構造の解消を妨げるものでないこと。

3 技術活用事業革新計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 技術活用事業革新の目標

二 技術活用事業革新による生産性及び財務内容の健全性の向上の程度を示す指標

三 技術活用事業革新の内容及び実施時期

四 当該技術活用事業革新計画に係る技術活用事業革新が国民経済の国際経済環境と調和のとれた健全な発展を阻害するものでないこと。

五 当該技術活用事業革新計画が従業員の地位を不当に害するものでないこと。

六 同一の業種に属する二以上の事業者の申請に係る技術活用事業革新計画又は同一の業種に属する他の事業者から事業を譲り受けける事業者の申請に係る技術活用事業革新計画にあつては、次のイ及びロに適合すること。

イ 内外の市場の状況に照らして、当該申請を行う事業者と当該業種に属する他の事業者との間の適正な競争が確保されること。

四 技術活用事業革新計画には、技術活用事業革新の実施のために事業革新設備を導入する旨を記載することができる。

五 技術活用事業革新に伴う労務に関する事項

6 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その技術活用事業革新計画が当該技術活用事業革新計画に係る事業について第四条第一項の規定により事業分野で定めるところにより、これを平成二十八年三月三十一日までに主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

四 技術活用事業革新計画には、技術活用事業革新の実施のために事業革新設備を導入する旨を記載することができる。

五 技術活用事業革新に伴う労務に関する事項

イ 内外の市場の状況に照らして、当該申請を行う事業者と当該業種に属する他の事業者との間の適正な競争が確保されること。

□ 一般消費者及び関連事業者の利益を不
当に害するおそれがあるものでないこ
と。

7 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、
主務省令で定めるところにより、当該認定に
係る技術活用事業革新計画の内容を公表する
ものとする。

(技術活用事業革新計画の変更等)

第十二条 前条第一項の認定を受けた者（当該
認定に係る技術活用事業革新計画に従つて合
併により設立された法人を含む。以下「認定
技術活用事業革新事業者」という。）は、当該
認定に係る技術活用事業革新計画を変更しよ
うとするときは、主務省令で定めるところに
より、その認定をした主務大臣の認定を受け
なければならない。

2 主務大臣は、認定技術活用事業革新事業者
又はその関係事業者若しくは外国関係法人が
当該認定に係る技術活用事業革新計画（前項
の規定による変更の認定があつたときは、そ
の変更後のもの。以下「認定技術活用事業革
新計画」という。）に従つて技術活用事業革新
計画を変更するときは、主務省令で定めるところ
により、その認定をした主務大臣の認定を受け
なければならない。

5 前条第六項及び第七項の規定は、第一項の
認定に準用する。

(経営資源融合計画の認定)

第十三条 その行う事業の分野を異にする二以
上の事業者は、その実施しようとする経営資
源融合に関する計画（以下「経営資源融合計
画」といふ。）を作成し、主務省令で定めるど
こにより、これを平成二十八年三月三十一
日までに主務大臣に提出して、その認定を受
けることができる。

2 経営資源融合計画には、次に掲げる事項を
記載しなければならない。

一 経営資源融合の目標

二 経営資源融合による生産性及び財務内容
の健全性の向上の程度を示す指標

三 経営資源融合の内容及び実施時期

四 経営資源融合による生産性及び財務内容
の健全性の向上の程度を示す指標

五 経営資源融合に伴う労務に関する事項

六 次のイ及びロに適合すること。

イ 内外の市場の状況に照らして、第一項
の認定の申請を行う事業者と当該事業者
が経営資源を有効に組み合わせ一体的に
活用して行う事業と同一の分野に属する
事業を営む他の事業者との間の適正な競
争が確保されるものであること。

ロ 一般消費者及び関連事業者の利益を不
当に害するおそれがあるものでないこ
と。

3 主務大臣は、認定技術活用事業革新計画が
前条第六項各号のいずれかに適合しないもの
となつたと認めるときは、認定技術活用事業
革新事業者に対して、当該認定技術活用事業
革新計画の変更を指示し、又はその認定を取り消
り消すことができる。

4 主務大臣は、認定技術活用事業革新計画が
前条第六項各号のいずれかに適合しないもの
となつたと認めるときは、認定技術活用事業
革新事業者に対して、当該認定技術活用事業
革新計画の変更を指示し、又はその認定を取り消
り消すことができる。

5 前条第五項及び第六項の規定は、第一項の
認定に準用する。

6 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、
主務省令で定めるところにより、当該認定に
係る経営資源融合計画の内容を公表するもの
とする。

(経営資源融合計画の変更等)

第十四条 前条第一項の認定を受けた者（当該
認定に係る経営資源融合計画に従つて合併に
よる経営資源融合事業者）は、当該認定に係
る経営資源融合計画を変更しようとするとき
は、主務省令で定めるところにより、その認
定をした主務大臣の認定を受けなければなら
るものである。

□ 一般消費者及び関連事業者の利益を不
当に害するおそれがあるものでないこ
と。

する。

5 前条第六項及び第七項の規定は、第一項の
認定に準用する。

(経営資源融合計画の認定)

第十三条 その行う事業の分野を異にする二以
上の事業者は、その実施しようとする経営資
源融合に関する計画（以下「経営資源融合計
画」といふ。）を作成し、主務省令で定めるど
こにより、これを平成二十八年三月三十一
日までに主務大臣に提出して、その認定を受
けることができる。

第四条第一項の規定により事業分野別指針
が定められた場合にあつては、基本指針及
び当該事業分野別指針に照らし適切なも
のであること。

二 当該経営資源融合計画に係る経営資源融
合が円滑かつ確実に実施されると見込まれ
るものであること。

三 当該経営資源融合計画に係る経営資源融
合が過剰供給構造の解消を妨げるものでな
いこと。

四 当該経営資源融合計画に係る経営資源融
合が国民経済の国際経済環境と調和のとれ
た健全な発展を阻害するものでないこと。

五 当該経営資源融合計画が従業員の地位を
不当に害するものでないこと。

六 次のイ及びロに適合すること。

イ 内外の市場の状況に照らして、第一項
の認定の申請を行う事業者と当該事業者
が経営資源を有効に組み合わせ一体的に
活用して行う事業と同一の分野に属する
事業を営む他の事業者との間の適正な競
争が確保されるものであること。

ロ 一般消費者及び関連事業者の利益を不
当に害するおそれがあるものでないこ
と。

7 主務大臣は、認定経営資源融合事業者又は
その関係事業者が当該認定に係る経営資源融
合計画（前項の規定による変更の認定があつ
たときは、その変更後のもの。以下「認定経
営資源融合計画」といふ。）に従つて経営資源融
合のための措置を行つていないと認めるとき
は、その認定を取り消すことができる。

8 主務大臣は、認定経営資源融合計画が前条
第五項各号のいずれかに適合しないものと
なつたと認めるときは、認定経営資源融合事
業者に対して、当該認定経営資源融合計画の
変更を指示し、又はその認定を取り消すこと
ができる。

9 主務大臣は、前二項の規定による認定の取
消しをしたときは、その旨を公表するものと
する。

10 前条第五項及び第六項の規定は、第一項の
認定に準用する。

11 第六条第一項中「平成二十九年三月三十一日」を
「平成二十八年三月三十一日」に改め、同条第三
項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条
第五項第一号中「第二条の三第一項」を「第四条
第一項」に改め、同項第六号イ中「当該申請を」
を「内外の市場の状況に照らして、当該申請を」
に改め、「確保される」の下に「ものである」を加
え、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条

第五項とし、同条を第九条とする。

第五条の二第二項中「認定の変更」を「変更の認定」に改め、同条を第八条とする。

第五条第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同条第四項第一号中「第二条の三第一項」を「第四条第一項」に改め、同項第五号イ中「第一項」を「内外の市場の状況に照らして、第一項」に改め、「確保される」の下に「ものである」を加え、同条を第七条とする。

第四条第二項中「認定の変更」を「変更の認定」に改め、同条を第六条とする。

第三条第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同条第六項第八号中「営業」を「事業」に改め、同号イ中「当該申請」を「内外の市場の状況に照らして、当該申請」に改め、「確保される」の下に「ものである」を加え、同条を第五条とする。

第二章 事業再構築、共同事業再編、経営資源再活用、技術活用事業革新及び経営資源融合の円滑化

「又は生産性の向上が特に必要な事業分野」を加え、第一章中同条を第四条とする。

第二条の二第二項第二号ハ中「ほか」を「ほか」に改め、同項第三号ニ中「イ、ロ及びハ」を「イからハまで」に、「ほか」を「ほか」に改め、同項第四号ハ中「ほか」を「ほか」に改め、同項第六号を同項第八号とし、同項第五号イ中「事業革新設備」を「一般事業革新設備及び特定事業革新設備」に改め、同号ロ中「事業革新設備」を「一般事業革新設備及び特定事業革新設備」に

改め、同号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 項

技術活用事業革新による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項

イ 技術活用事業革新による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項

ロ 技術活用事業革新の実施方法に関する事項

ハ イ及びロに掲げるもののほか、技術活用事業革新に関する重要な事項

六 経営資源融合に関する次に掲げる事項

イ 経営資源融合による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項

ハ イ及びロに掲げるもののほか、経営資源融合に関する重要な事項

動向を適確に把握するとともに、その将来の事業活動の在り方を展望することが重要であること、並びに現在の事業分野にかかわらず広く意見を探査し、これにより得られた知識を融合して活用することが重要であることを踏まえて、行われるものとする。

第四条に次の二項を加える。

3 国は、第一項に規定する総合的な施策を策定し、及びこれを実施するに際しては、技術経営力の強化の促進の重要な性を踏まえるものとする。

3 国は、「企業化」の下に「並びに技術経営力の強化」を加える。

第十七条を第十八条とし、同条の次に次の二条を加える。

3 国は、委託した研究及び開発の成果等に係る特許権等の取扱い

3 国は、技術に関する研究開発活動を活性化し、及びその成果を事業活動において効率的に活用することを促進するため、国が委託した技術に関する研究及び開発又は国が請け負わせたソフトウェアの開発の成果(以下この条において「特定研究開発等成果」といいう。)に係る特許権その他の政令で定める権利(以下この条において「特許権等」という。)について、次の各号のいずれにも該当する場合には、その特許権等を受託者又は請負者(以下この条において「受託者等」という。)から譲り受けないことができる。

3 前項の法人は、同項において準用する第一項第二号又は第三号の許諾を求めようとするときは、國の要請に応じて行うものとする。

3 前項の法人は、同項第一号中「若しくは助手」を「助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の二号を加える。

3 その特許発明が大学等研究者と大学等研究者以外の者との共同で行われたものであ

としてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該特許権等を利用する権利を國に許諾することを受託者等が約すること。

3 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由あるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用する権利を第

3 許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用する権利を第

3 三者に許諾することを受託者等が約するこ

と。

施行する。ただし、第一条中「産業活力再生特別

措置法第二条に五項を加える改正規定（同条第二十項及び第二十一項に係る部分に限る）及び

同法第四章中第三十三条を第五十七条とし、同条の次に一節を加える改正規定（同章中第三十三条を第五十七条とする部分を除く）並びに附則第九条及び第十二条の規定は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（見直し）
第二条 政府は、前条ただし書の政令で定める日以後平成二十八年三月三十一日までの間に、第一条の規定による改正後の産業活力再生特別措置法（以下「新産業活力再生特別措置法」という。）第五章第二节の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に規定するもののほか、この法律の施行後平成二十八年三月三十一日までの間に、内外の経済情勢の変化を勘案しつつ、新産業活力再生特別措置法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて廃止を含めて見直しを行うものとする。

（事業再構築計画等に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際にされている第一條の規定による改正前の産業活力再生特別措置法（以下「旧産業活力再生特別措置法」という。）第三条第一項、第五条第一項、第六条第一項又は第八条第一項の規定による認定の申請は、それぞれ新産業活力再生特別措置法第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項又は第十六条第一項の規定による認定の申請とみなす。

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則（罰則の適用に関する経過措置）
（印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正）
（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再構築等円滑化業務の廃止に伴う経過措置）
（産業活力再生特別措置法第十四条第一号の債務の保証に係る独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務については、同条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。）
（経営資源再活用関連保証の廃止に伴う経過措置）
（経営資源再活用関連保証についての同条に規定する中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の特例については、なお従前の例によること）
（産業技術力強化法の改正に伴う経過措置）

則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正）

第九条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「第四十条第一項の規定により手数料を」の下に「産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第六十九条第一項の規定により手数料を」を加え、同条第二項中「及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」を「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律及び産業活力再生特別措置法」に改める。

第三条第一項第五号中「第六条第一項」に改め、同表第二号中「第五条の二第二項」を「第八条第二項」に、「第五条第一項」を「第七条第一項」に、「第七条の二第二項」を「第八条第一項」に改め、同表第三号中「第七条第二項」を「第十条第二項」に、「第六条第一項」を「第九条第一項」に、「第七条第一項」を「第十条第一項」に改め、同表に次のように加える。

（地方税法の一部改正）
第十条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条の四第五項中「平成十五年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」を「産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）の施行の日から平成二十一年三月三十一日まで」に改め、同項の表第一号中「第四条第二項」を「第六条第二項」に、「第三条第一項」を「第五条第一項」に、「第四条第一項」を「第六条第一項」に改め、同表第二号中「第五条の二第二項」を「第八条第二項」に、「第五条第一項」を「第七条第一項」に、「第七条の二第二項」を「第八条第一項」に改め、同表第三号中「第七条第二項」を「第十条第二項」に、「第六条第一項」を「第九条第一項」に、「第七条第一項」を「第十条第一項」に改め、同表に次のように加える。

四 特別措置法第十二条第一項に規定する認定技術活用事業革新計画	
五 特別措置法第十四条第一項二項に規定する認定經營資源融合計画	特別措置法第十一条第一項の規定による認定（特別措置法第十二条第一項の規定による変更の認定を含む。）
六 特別措置法第十三条第一項の規定による認定（特別措置法第十四条第一項の規定による変更の認定を含む。）	特別措置法第十二条第一項に規定する認定技術活用事業革新事業者

第十一条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第十三号及び第十四号中「含む」を「含み、特定通常実施権の登録を除く」に改め、同号の第一項の規定による認定の申請とみなす。

十四の二 特定通常実施権の登録

(一) 特定通常実施権(産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)第二条第二項(定義)に規定する特定通常実施権許諾契約により許諾された通常実施権をいう。以下この号において同じ。)の設定の登録

- (二) 特定通常実施権の移転の登録
イ 法人の合併による移転の登録
ロ その他の原因による移転の登録
(三) (一)に掲げる登録の存続期間を延長する登録
(四) 特定通常実施権の処分の制限の登録
(五) (一)から四まで、(六及び七)に掲げる登録以外の登録
(六) 登録の更正その他の政令で定める登録
(七) 登録の抹消

登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
一件につき十五万円	一件につき一万五千円	一件につき三万円	一件につき七万五千円
千分の四	千分の四	一件につき一千万円	一件につき七千円
登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
登録件数	登録件数	登録件数	登録件数

(研究交流促進法の一部改正)

第十二条 研究交流促進法(昭和六十一年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第九条中「産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)第三十条第一項」を「産業技術力強化法(平成十二年法律第四十四号)第十一条第一項」に改める。

第十三条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正)

第十三条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第十号中「第十四条」を「第二十四条及び第五十条」に改め、「及び出資」を削り、「第二十九条の八」を「第四十七条」に改める。

第十八条第一項第一号中「第二十九条の八」を

〔第四十七条に改める。〕

附則第八条の四の次に次の二条を加える。
(改正前産業活力再生特別措置法に係る業務の特例)

第八条の五 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項並びに附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前条までの業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一 産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第号)の施

行前に機構が締結した債務保証契約に係る同法附則第四条の規定によりなおその効力を

有するものとされる同法による改正前の産業活力再生特別措置法(以下「改正前産業活力再生特別措置法」という。)第十四条第一号の業務

二 改正前産業活力再生特別措置法第十四条

の規定によりされた出資に係る株式の管理及び処分

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

附則第十三条の二の見出しを削り、同条の前

見出しとして「機構の納付金等」を付し、同

条第一項中「次条」を「附則第十四条」に改め、同

条の次に次の二条を加える。

第十三条の三 機構は、附則第八条の五各号に掲げる業務ごとに、それぞれの業務を終え

た後、経済産業大臣及び財務大臣が、政府から機構に対し出資されている金額(次条の規定により読み替えられた第十八条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定において経理を行っている金額に限る。)のうち、機構の業務に必要な資金に充てるべき金額を勘案して機構が国庫に納付すべき金額を定めたときは、

政令で定めるところにより、当該金額を国庫に納付しなければならない。

附則第十四条の表以外の部分中「第八条の四」を「第八条の五」に改め、同条の表第十七条第一項第三号の項中「及び附則第八条の三第一号から第三号までに掲げる業務」を「附則第八条の三第一号から第三号までに掲げる業務及び附則第八条の五の業務」に改め、同表第十八条第一項第二号の項中「及び第八条の三」を「第八条の三及び第八条の五」に改め、同表第十九条第一項の項中「第八条の四」を「第八条の五」に改め、同表第二十一条第一項の項中欄中「第十号」を「掲げる業務」に改め、同項下欄中「第十号並びに附則第八条の三第一号及び第三号」を「掲げ

る業務並びに附則第八条の五の業務」に改め、同表第三十五条第二号の項中「第八条の四」を「第八条の五」に改める。

(株式会社産業再生機構法の一部改正)

第十四条 株式会社産業再生機構法(平成十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正す

る。

第二十一条第三項中「第二条の二第一項」を「第三条第一項」に、「第二条の三第一項」を「第四条第一項」に改める。

第五十七条中「第三条第一項」を「第五条第一項」に、「第五条第一項」を「第七条第一項」に、「第六条第一項」を「第九条第一項」に改める。

(株式等の取引に係る決済の合理化を図るために必要な資金の振替等の取引に係る決済の合理化を図るために必要な資金に充てるべき金額を定めたときは、

同条第一項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。

附則第十四条の表以外の部分中「第八条の四」を「第八条の五」に改め、同条の表第十七条第一項第三号の項中「及び附則第八条の三第一号から第三号までに掲げる業務」を「附則第八条の三第一号から第三号までに掲げる業務及び附則第八条の五の業務」に改め、同表第十八条第一項第二号の項中「及び第八条の三」を「第八条の三及び第八条の五」に改め、同表第十九条第一項の項中「第八条の四」を「第八条の五」に改め、同表第二十一条第一項の項中欄中「第十号」を「掲げる業務」に改め、同項下欄中「第十号並びに附則第八条の三第一号及び第三号」を「掲げ

る」に改める。

附則第二条第十五号中「第十六条」を「第十七

条」に改める。

分野の経営資源の融合による事業革新を支援する措置、事業再生の円滑化のための措置、事業活動の安定に資する通常実施権の保護のための措置等を講ずるとともに、産業技術力の強化のため、技術経営力の強化に寄与する人材の養成等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、我が国経済の持続的な発展を図るために、産業活力の再生及び産業技術力の強化による経済の生産性の向上が重要であることにからんがみ、経営資源の外部からの導入や異分野の経営資源の融合による事業革新を支援する措置、事業再生の円滑化のための措置、事業活動の安定に資する通常実施権の保護のための措置等を講ずるとともに、技術経営力の強化に寄与する人材の養成等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 産業活力再生特別措置法の一部改正

(一) サービス業の生産性向上を促すために、事業分野別指針の対象を拡大するとともに、事業者が当該指針等を踏まえて事業活動を行う場合に、会社法特例等の支援措置を講ずること。

(二) 経営資源の外部からの導入や異分野の経営資源の融合による事業革新を行う者に対し、支援措置を講ずること。

(三) 包括的ライセンス契約による特許等の通常実施権を契約単位で登録する制度を創設すること。

- 四 私的整理手続期間におけるつなぎ融資に対する債務保証制度を創設することともに、事業再生の手続きを迅速化するための措置を講ずること。

2 産業技術力強化法の一部改正

(一) 研究開発の成果を経営戦略の一環として位置付ける「技術経営力」を強化するための規定を追加すること。

3 大学等における特許料及び審査請求料の軽減対象を拡大すること。

(二) 国の委託研究の成果に係る知的財産権を事業者等に帰属させる制度を恒久化する改正

独立行政法人産業技術総合研究所法の一部改正

独立行政法人産業技術総合研究所の業務に、技術経営力の強化に寄与する人材を養成し、その資質の向上を図り、及びその活用を促進すること。

4 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務に、技術経営力の強化に関する助言を行うことを加えること。

5 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、産業活力の再生及び産業技術力の強化による経済の生産性の向上を図るために、現在の供給過剰の状況のもと、新産業の育成・振興のための施策を強力に推進することにより、新たな雇用機会の創出に全力を挙げて取り組むこと。

四 今後における地域金融機関の不良債権処理の進展に伴い、事業再生をする中小企業の増加が予想されることから、全国組織の設置など中

- なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十九年四月十一日

衆議院議長 河野 洋平殿

経済産業委員長 上田 勇

産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、我が国経済の持続的な成長の達成を着実なものとするため、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じるべきである。

一 イノベーションの創出を着実に図るため、技術経営力等の強化に寄与する人材育成を促すとともに、第三期科学技術基本計画において平成二十二年度までの五年間に必要とされる政府研究開発投資の総額規模の達成を含め、科学技術関係予算の確保に最大限努めること。

二 サービス産業の生産性向上を図るため、事業分野別指針を策定するに当たっては、業種間の多様性に十分配慮するとともに、サービス産業の実態を的確に把握するため、統計調査の抜本的な拡充を早急に実現すること。

三 サービス産業における生産性向上への取組みが雇用不安を招来することのないよう、顧客満足度等の新たな指標を導入しつつ、事業者が雇用労働者の雇用機会の確保及び能力開発に努めるよう適切な指導を行うとともに、現在の供給過剰の状況のもと、新産業の育成・振興のための施策を強力に推進することにより、新たな雇用機会の創出に全力を挙げて取り組むこと。

四 今後における地域金融機関の不良債権処理の進展に伴い、事業再生をする中小企業の増加が予想されることから、全国組織の設置など中

小企業再生支援協議会の機能強化を図りつつ、つなぎ融資をはじめとする中小企業金融の円滑化に万全を期するとともに、各種支援制度について周知徹底を図ること。

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案

右提出する。

平成十九年一月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律

(目的)

地域における中小企業の事業活動の促進を図り、もって地域経済の活性化を通じて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第一条 この法律は、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動を支援することにより、地域における中小企業の事業活動の促進を図り、もって地域経済の活性化を通じて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を

三 主たる事業として営むもの	は、中小企業者が行う事業であつて、次の各号のいづれかに該当するものをいう。
四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの	一 地域産業資源である農林水産物又は鉱工業品をその不可欠な原材料又は部品として用いて行われる商品の開発（当該地域産業資源に係る地域において生産されることとなる商品の開発に限る。以下この項において同じ。）、生産（当該地域産業資源に係る地域において行われるものに限る。以下この項において同じ。）又は需要の開拓（当該地域産業資源に係る地域において生産された商品の需要の開拓に限る。以下この項において同じ。）
五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの	二 地域産業資源である鉱工業品の生産に係る技術を不可欠なものとして用いて行われる商品の開発、生産又は需要の開拓
六 企業組合	三 地域産業資源である観光資源の特徴を利用して行われる商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は役務の開発（当該地域産業資源に係る地域において提供されることとなる役務の開拓に限る。）、提供（当該地域産業資源に係る地域において行われるものに限る。）若しくは需要の開拓（当該地域産業資源に係る地域において提供される役務の需要の開拓に限る。）
七 協業組合	4 基本構想の認定
八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの	第四条 都道府県知事は、基本方針に基づき、当該都道府県における地域産業資源活用事業の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。
2 この法律において「地域産業資源」とは、次の各号のいづれかに該当するものをいう。	5 地域産業資源活用事業を促進するに当たつて配慮すべき事項
一 自然的経済的社会的条件からみて一体である地域（以下単に「地域」という。）の特産物として相当程度認識されている農林水産物又は鉱工業品	3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、中小企業政策審議会の意見を聴かなければならない。
二 前号に掲げる鉱工業品の生産に係る技術	4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
三 文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の觀光資源として相当程度認識されているもの	5 前条第三項から第五項までの規定は、第一項の認定について準用する。
3 この法律において「地域産業資源活用事業」とは、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案及び同報告書	（地域産業資源活用事業計画の認定）
四 地域産業資源活用事業の促進により地域経済の活性化を図るための方策に関する事項	第六条 中小企業者は、単独で又は共同で行おうとする地域産業資源活用事業に関する計画（中小企业者が第一条第一項第六号から第八号までに掲げる組合若しくは連合会を設立し、又は合併し、若しくは出資して会社を設立しようとす場合にあっては、その組合若しくは連合会又はその合併若しくは出資により設立される会社（合併後存続する会社を含む。）が行う地域産業資源活用事業に関するものを含む。以下「地域産業資源活用事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その地域産業資源活用事業計画が適當である旨の認定を受けることができる。
五 地域産業資源活用事業の内容に関する事項	7 第五条 都道府県知事は、前条第一項の認定を受けた基本構想を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。
三 地域産業資源活用事業の内容に関する事項	8 第二条 主務大臣は、前条第一項の認定を受けて、その変更後のもの。以下「認定基本構想」という。が基本方針に適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
4 地域産業資源活用事業の促進に関する基本方針	9 第三条 前条第三項から第五項までの規定は、第一項の認定について準用する。
5 受けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。	（基本構想の変更等）

二 地域産業資源活用事業の内容及び実施期間
 三 地域産業資源活用事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

4 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る地域産業資源活用事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をする。

一 認定基本構想に記載された地域産業資源を活用して行われるものであること。
 二 前項第一号及び第二号に掲げる事項が基本方針(第三条第二項第三号に規定する事項に限る。)に照らして適切なものであること。

三 前項第二号及び第三号に掲げる事項が地域産業資源活用事業を確実に遂行するため適切なものであること。
 (地域産業資源活用事業計画の変更等)

第七条 前条第一項の認定を受けた中小企業者は、当該認定に係る地域産業資源活用事業計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。
 2 主務大臣は、前条第一項の認定に係る地域産業資源活用事業計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下

「認定計画」という。)に従つて地域産業資源活用事業が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(中小企業信用保険法の特例)

第八条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という。)、同法第三条の

二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。)、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」という。)

又は同法第三条の四第一項に規定する売掛金債権担保保険(以下「売掛金債権担保保険」といいう。)の保険関係であつて、地域産業資源活用事

業関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第

一項、第三条の三第三項又は第三条の四第一項に規定する債務の保証であつて、認定計画に従つて行われる地域産業資源活用事業(以下「認定地域産業資源活用事業」という。)に必要な資金に係るものという。以下同じ。)を受けた中小企

業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条の二第三項及び第三条の四第二項
 額のうち
 当該借入金の
 地域産業資源活用事業関連保証及びその他の保証」と
 に、それぞれ当該借入金の額のうち

当該債務者
 地域産業資源活用事業関連保証及びその他の保証」と
 に、それぞれ当該債務者

第三条の三第二項 当該債務者 に、当該債務者	当該保証をし ように、当該保証をした
------------------------------	-----------------------

2 中小企業信用保険法第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険の保険関係であつて、地域産業資源活用事業関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」と

あるのは「四億円(中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第八条第一項に規定する認定地域産業資源活用事業に必要な資金(以下「地域産業資源活用事業資金」という。)以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円」と、「四億円」とあるのは「六億円(地域産業資源活用事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「四億円(地域産業資源活用事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円」とする。

4 普通保険、無担保保険、特別小口保険又は売掛金債権担保保険の保険関係であつて、地域産業資源活用事業関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

(中小企業投資育成株式会社法の特例)
 第九条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第一百一号)第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行なうことができる。

一 中小企業者が認定地域産業資源活用事業を行なうために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定地域産業資源活用事業を

3 地域産業資源活用事業関連保証に係る保険関係の保険金額の合計額とその他の保険関係の保険金額の合計額とがそれぞれ

第三条第一項 第三条の二第一項、 第三条の三第一項及 び第三条の四第一項	保険金額の合 計額が
中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第八条第一項に規定する地域産業資源活用事業(以下「認定地域産業資源活用事業」という。)に係る保険関係の保険金額の合計額とその他の保険関係の保険金額の合計額とがそれぞれ	地域産業資源活用事業関連保証に係る保険関係の保険金額の合計額とその他の保険関係の保険金額の合計額とがそれ

		行うために必要とする資金の調達を図るため に発行する株式、新株予約権(新株予約権付 社債に付されたものを除く。)又は新株予約権 付社債等(中小企業投資育成株式会社法第五 条第一項第二号に規定する新株予約権付社債 等をいう。以下同じ。)の引受け及び当該引受 けに係る株式、新株予約権(その行使により 発行され、又は移転された株式を含む。)又は 新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に 付された新株予約権の行使により発行され、 又は移転された株式を含む。)の保有 前項第一号の規定による株式の引受け及び當 該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の 規定による株式、新株予約権(新株予約権付社 債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社 債等の引受け及び當該引受けに係る株式、新株 予約権(その行使により発行され、又は移転さ れた株式を含む。)又は新株予約権付社債等(新 株予約権付社債等に付された新株予約権の行使 により発行され、又は移転された株式を含む。) 前各号に掲げる業務に附帯する業務		(食品流通構造改善促進法の特例)	
		第十二条第一項、第十九条及び第二十条 に掲げる業務		第十二条各号に掲げる業務又は地域産業資源活用事業促進法第十条第一項各号に掲げる業務	
		第一項第一号		第二十条第一項第三号 この章	
		号		この章若しくは地域産業資源活用事業促進法 を行なうことができる。	
		一 食品(食品流通構造改善促進法第二条第一 項に規定する食品をいう。)の生産、製造、加 工又は販売の事業を行う者(以下「食品製造業 者等」という。)が行う認定地域産業資源活用 事業に必要な資金の借入れに係る債務の保証 者等		第一項第一号 二 認定地域産業資源活用事業への参加 三 認定地産業資源活用事業を行なう食品製造 業者等の委託を受けてする認定計画に従つた 施設の整備	
		四 食品製造業者等が行う認定地域産業資源活 用事業に必要な資金のあつせん		(課税の特例)	
		五 前各号に掲げる業務に附帯する業務		第十一條 認定地域産業資源活用事業を行なうと する中小企業者であつて、当該認定地域産業資 源活用事業に係る商品又は役務の需要の開拓の 程度が経済産業大臣の定める基準に適合するこ とについて経済産業大臣の確認を受けたもの が、当該認定計画に従つて取得し、又は製作し た機械及び装置については、租税特別措置法 (昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところ により、課税の特例の適用があるものとする。 (国等の施策)	
		六 前項の規定により食品流通構造改善促進機構 の業務が行わる場合には、次の表の上欄に掲 げる食品流通構造改善促進法の規定の適用につ いては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字 句は、同表の下欄に掲げる字句とする。		第十五条 主務大臣は、認定地域産業資源活用事 業を行なう者に対し、認定計画の実施状況につい て報告を求めることができる。 (主務大臣等)	
		第七条 国、地方公共団体、独立行政法人中小 企業基盤整備機構、独立行政法人日本貿易振興 機構及び独立行政法人国際光景振興機構は、中 小企業による地域産業資源を活用した事業活動 を促進するため、地域産業資源を活用した商品 又は役務の紹介その他必要な施策を総合的に推 進するよう努めるものとする。 (資金の確保)		第十六条 第三条第一項、第三項及び第四項にお ける主務大臣は、基本方針のうち、同条第二項 第一号及び第二号に掲げる事項については経済 産業大臣、その他の部分については経済産業大 臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林 水産大臣及び国土交通大臣とする。	
		第八条 第四条第一項、第三項第五条第三項におい て準用する場合を含む。)及び第四項(第五条第 三項において準用する場合を含む。)並びに第五 条第一項及び第二項における主務大臣は、經濟 産業大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大 臣、農林水産大臣及び国土交通大臣とする。		(報告の徴収)	
		第九条 第六条第一項、第二項第七条第三項におい て準用する場合を含む)及び第四項(第七条第 三項において準用する場合を含む。)、第七条第 一項及び第二項、前条並びに次条における主務 大臣は、經濟産業大臣及び認定地域産業資源活 用事業に係る事業を所管する大臣とする。		第十七条 第六条第一項及び第七条第一項における主務 省令は、前項に規定する主務大臣の共同で発す る命令とし、次条における主務省令は、同項に	
		第十一条 第十二条第一号に掲げる業務及び地域産業資源活 用事業を行う者に対し、当該認定地域産業資源 活用事業の適確な実施に必要な指導及び助言 (指導及び助言)		第十八条第一項、第十九条及び第二十条 に掲げる業務	
		第十二条第一号に掲げる業務		第二十条第一項第三号 この章	
		第十三条 第十二条第一号に掲げる業務及び地域産業資源活 用事業を行う者に対し、当該認定地域産業資源 活用事業の適確な実施に必要な指導及び助言 を行うものとする。		第二十条第一項第三号 この章	

規定する主務大臣の発する命令とする。

(権限の委任)

第十七条 この法律に規定する主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

(罰則)

第十八条 第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第三条 中小企業基本法昭和三十八年法律第五十四条)の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項中「及び中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平成十八年法律第三十三号)」を「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平成十八年法律第三十三号)及び中小企業による地域産業

資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成十九年法律第一号)」に改める。

(平成十九年法律第一号)

理由

近年の経済構造の変化を踏まえ、地域における中小企業の事業活動を促進することにより地域経済の活性化を図るため、中小企業による地域産業資源を活用した商品の開発、生産又は需要の開拓等を促進するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一 議案の目的及び要旨
中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、地域の特色ある農林水産物、産地の技術、観光資源といった地域産業資源を活用した中小企業による事業活動を支援するための措置を講じることにより、地域経済の主な担い手である中小企業の事業活動を促進することを通じて、地域経済の自律的な活性化を図ることを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 主務大臣は、地域産業資源を活用した事業の促進により、地域経済の活性化を図るために方策に関する事項等を示した方針を策定するものとすること。

2 1の方針に基づいて、地域経済の実態に関する知見を有する都道府県知事が、当該都道府県における地域産業資源の具体的な内容等を示した構想を作成し、主務大臣がこれを認定するものとすること。

3 都道府県知事の構想において指定された地

域産業資源を活用して商品の開発等を行う中小企業の事業計画を個別に主務大臣が認定し、中小企業信用保険法の特例、食品流通構造改善促進法の特例等の支援措置を講じるものとすること。

4 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

5 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果について所要の措置を講じるものとすること。

二 議案の可決理由

本案は、地域経済の自律的な活性化を図るために、地域産業資源を活用した中小企業による事業活動を支援するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

一 事業計画の認定については、地域間のバランスに配慮しつつ、中小企業者に分かりやすくかつ公平を旨とした認定基準の策定を図ることともに、施策の実施に当たっては、市町村、商工会・商工會議所、JA等の組織を活用する等情報の周知徹底を図り、全国の中小企業者が広く支援を受ける機会が確保されること。

二 事業計画の認定については、地域間のバランスに配慮しつつ、中小企業者に分かりやすくかつ公平を旨とした認定基準の策定を図ることともに、施策の実施に当たっては、市町村、商工会・商工會議所、JA等の組織を活用する等情報の周知徹底を図り、全国の中小企業者が広く支援を受ける機会が確保されること。

三 本案施行に要する経費

平成十九年度一般会計予算に百一億三千万円が計上されている。

右報告する。

平成十九年四月十一日

衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案に対する附帯決議の形成及び活性化に関する法律案

の特色ある資源を活用した事業活動を支援することを通じて、真の地域経済活性化が実現されるよう、政府は本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じるべきである。

右

国会に提出する。

平成十九年二月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

官報(号外)

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律

目次

第一章 総則(第一条―第四条)
第二章 地域における産業集積の形成等のための措置

第一節 基本計画の同意等(第五条―第八条)
第二節 同意集積区域における措置(第九条―第十三条)

第三節 承認企業立地計画等に係る措置(第十四条―第二十三条)
第四節 雜則(第二十四条―第二十九条)
附則

第一章 総則
(目的)

第一条 この法律は、産業集積が地域経済の活性化に果たす役割的重要性にかんがみ、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のために地方公共団体が行う主体的かつ計画的な取組を効果的に支援するための措置を講ずることにより、地域経済の自律的発展の基盤の強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 地域における産業集積の形成及び活性化は、産業集積が事業者相互間における効率的な分業、事業高度化に資する情報の共有、研究開発における緊密な連携等を促進することによつて、地域経済に活力をもたらすとともに我が国経済の生産性の向上に資することであることから、効率的かつ創造的な事業活動を可能とし、もつて地域経済に活力をもたらすとともに我が国経済の生産性の向上に資することであることから、企業立地の動向を踏まえつつ、地域における自

然的、経済的及び社会的な特性に適合し、かつ、当該地域において産業集積の核となるべき業種について、集中的かつ効果的に施策を講ずることを旨として、行われなければならない。

(定義)

第三条 この法律において「産業集積」とは、自然的経済的条件からみて一体である地域において同種の事業又はこれと関連性が高い事業を相当数の者が有機的に連携しつつ行っている場合の当該事業者の集積をいう。

第四条 この法律において「企業立地」とは、事業者が、その事業の用に供する工場又は事業場の新増設(既存の工場又は事業場の用途を変更することを含む)を行うことをいう。

第五条 この法律において「企業立地」とは、事業者が次に掲げる措置を行うことにより、その事業の生産性の向上を図ることをいう。

一 新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供であつて、生産に係る商品の構成又は提供に係る役務の構成を相当程度変化させるもの
二 商品の新たな生産の方式の導入又は役務の新たな提供の方式の導入であつて、商品の生産又は役務の提供を著しく効率化するもの
三 新たな原材料、部品又は半製品の使用であつて、商品の生産に係る費用を相当程度低減するもの
四 設備の増設であつて、商品の生産又は役務の提供を著しく効率化するもの
五 設備の増設であつて、商品の生産又は役務の提供を著しく増加するもの
六 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業

において企業立地又は事業高度化が行われることにより、当該企業立地又は事業高度化を行う事業者を中心とした産業集積の形成が行われることをいう。

第六条 この法律において「産業集積の活性化」とは、産業集積の存在する地域において企業立地又は事業高度化が行われることにより、当該産業集積の有する機能が強化されかつ、当該産業集積における事業の構造が高度化することをい

う。
第七条 この法律において「中小企業組合」とは、各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が一百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 基本方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 産業集積の形成等の意義及び目標に関する事項

二 自然的経済的条件からみて一体である地域のうち企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域(以下「集積区域」という。)の設定に関する事項

三 集積区域においてその業種に属する事業に係る企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき業種(以下「集積業種」という。)の指定に関する事項

四 工場又は事業場、工場用地又は業務用地、研究開発のための施設又は研修施設その他の事業のための施設の整備(既存の施設の活用

を主たる事業として営むもの

五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

を含む)、高度な知識又は技術を有する人材の育成その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備に関する基本的な事項

五 地方公共団体相互の広域的な連携に関する事項及び産業集積の形成等に密接な関係を有する者と地方公共団体との連携に関する基本的な事項

六 集積区域における企業立地及び事業高度化を促進するため必要な総合的な支援体制の整備に関する事項

七 環境の保全その他産業集積の形成等の促進に際し配慮すべき事項

八 その他産業集積の形成等の促進に関する重要事項

九 集積区域における集積業種に属する事業に係る企業立地及び事業高度化について指針となるべき事項

三 主務大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二章 地域における産業集積の形成等のための措置

第一節 基本計画の同意等

(基本計画)

第五条 自然的経済的条件からみて一体で

化のための事業環境の整備の事業を実施する者及び当該事業の内容

八 産業集積の形成等に密接な関係を有する者と市町村及び都道府県との連携に関する事項

九 市町村及び都道府県における企業立地及び事業高度化に関する手続の迅速な処理を図るための体制の整備に関する事項

十 環境の保全その他産業集積の形成又は産業集積の活性化に際し配慮すべき事項

十一 第三号に規定する区域における第七号の施設(工場若しくは事業場若しくはこれらの用に供するための工場用地若しくは業務用地又は研究開発のための施設若しくは研修施設に限る)の整備が、農用地等(農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第三条に規定する農用地等をいう。)によつて行われる場合にあっては、当該土地を農用地等以外の用途に供するための整備(農用地等の整備に関する法律(昭和四十年法律第二十四条)の特例措置を実施しようとする場合にあつては、その旨及び当該特例措置の実施により期待される産業集積の形成又は産業集積の活性化の効果

十二 その他産業集積の形成又は産業集積の活性化の促進に関する重要な事項

十三 計画期間

四 第十条の規定による工場立地法の特例措置が定められた場合にあつては、当該特例措置の実施により相当程度の産業集積の形成又は産業集積の活性化の効果が見込まれるものであること。

五 基本計画は、国土形成計画その他の法律の規定による地域振興に関する計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国又は都道府県の計画並びに都市計画及び都市計画法(昭和四十三年法律第一百号)第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれ、かつ、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第四項の基本構想に即したものでなければならない。

六 主務大臣は、基本計画につき前項の規定による同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

七 市町村及び都道府県は、基本計画が第五項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(基本計画の変更)

第六条 市町村及び都道府県は、前条第五項の規定による同意を得た基本計画を変更しようとするときは、共同して、次条の規定により組織す

る地域産業活性化協議会における協議を経て、主務省令で定めるところにより主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。ただし、

4 基本計画は、産業集積の形成又は産業集積の活性化が効果的かつ効率的に図られるよう、市町村及び都道府県の役割分担を明確化しつつ定めるものとする。

5 主務大臣は、基本計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その同意をするものとする。

一 基本方針に適合するものであること。

二 当該基本計画の実施が集積区域における産業集積の形成又は産業集積の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められるること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

四 第十条の規定による工場立地法の特例措置が定められた場合にあつては、当該特例措置の実施により相当程度の産業集積の形成又は産業集積の活性化の効果が見込まれるものであること。

五 基本計画は、国土形成計画その他の法律の規定による地域振興に関する計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国又は都道府県の計画並びに都市計画及び都市計画法(昭和四十三年法律第一百号)第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれ、かつ、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第四項の基本構想に即したものでなければならない。

主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 市町村及び都道府県は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 前条第五項から第七項までの規定は、第一項の同意について準用する。

(地域産業活性化協議会)

第七条 市町村及び都道府県は、その作成しようとする基本計画並びに第五条第五項の規定による同意を得た基本計画(前条第一項又は第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。以下「同意基本計画」という。)及びその実施に関し必要な事項その他産業集積の形成又は産業集積の活性化に関し必要な事項について協議するため、第五条第二項第七号に規定する事業環境の整備の事業を実施し、又は実施すると見込まれる者と共同して、協議により規約を定め、地域産業活性化協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する市町村及び都道府県は、協議会に、次に掲げる者であつて同項の規定により共同して協議会を組織することとされていないものを構成員として加えることができる。
 一 集積区域として設定する区域をその地区に含む商工会又は商工会議所
 二 集積区域として設定する区域又はその近傍に存在する大学その他の研究機関
 三 前二号に掲げる者のほか、同意基本計画の円滑かつ効果的な実施に関し密接な関係を有する

すると見込まれる者
企業立地又は事業高度化の促進に関し専門的知識及び経験を有する者

4 的知識及び経験を有する者
主務省令で定める軽微な変更についての専門的知識及び経験を有する者

5 协議会を組織しようとするときは、主務省令で定める期間、主務省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

4 前項の規定により協議会を組織することが公表された場合において、第二項各号に掲げる者であつて協議会の構成員として加えられた者は、前項の主務省令で定める期間内に、協議会を組織しようとする市町村及び都道府県に対して自己を協議会の構成員として加えよう申し出ることができる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他の協力を求めることができる。
 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、規約で定めるものとする。
 (国の情報提供等)

第八条 国は、市町村及び都道府県による基本計画の作成に資するため、企業立地の動向に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うよう努めるものとする。

2 国は、同意基本計画に係る市町村及び都道府県に対し、当該同意基本計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言を行うものとする。
 第二節 同意集積区域における措置

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う企業立地等促進業務)
 第九条 独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)は、同意基本計画において定

められた集積区域(以下「同意集積区域」という。)において、当該同意集積区域に係る指定集積業種に属する事業(以下「特定事業」という。)を行なう事業者(以下「特定事業者」という。)による企業立地及び事業高度化を促進するため、同意集積区域において、工場(特定事業の用に供するものに限る。以下この条において同じ。)、事業場(特定事業の用に供するものに限る。以下この条において同じ。)又は工場若しくは事業場(特定事業の用に供するものに限る。以下この条において同じ。)及び環境施設(同法第四条第一項第一号に規定する環境施設をいう。以下この条において同じ。)及び環境施設(同法第四条第一項第一号に規定する環境施設をいう。以下この条において同じ。)のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項(以下この条において「緑地面積率等」という。)について、条例で、次項の基準の範囲内において、同法第四条第一項の規定により公表され、又は同法第四条の二第一項の規定により定められた準則に代えて適用すべき準則を定めることができる。

2 機構は、前項の業務のほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第二百四十七号)第十五条第一項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。
 一 同意集積区域における工場又は事業場の整備並びに当該工場又は当該事業場の賃貸その他他の管理及び譲渡

2 経済産業大臣及び製造業等を所管する大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、産業構造審議会の意見を聴いて、緑地面積率等について、同意企業立地重点促進区域における重点的な企業立地の必要性を踏まえ、緑地及び環境施設の整備の必要な程度に応じて同意企業立地重点促進区域についての区域の区分ごとの基準を公表するものとする。

3 第一項の規定により準則を定める条例(以下「緑地面積率等条例」という。)が施行されている間は、工場立地法の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務であつて、当該緑地面積率等条例に係る同意企業立地重点促進区域に係るものは、当該同意企業立地重点促進区域の存する市町村の長が行うものとする。

3 前二号の業務に関連する技術的援助(工場立地法の特例)
 第十条 同意基本計画(第五条第二項第四号に掲げる事項が定められているものに限る。)において定められた同項第三号に規定する区域(以下「同意企業立地重点促進区域」という。)の存する市町村は、同意企業立地重点促進区域における

4 前項の規定により市町村の長が事務を行う場合においては、工場立地法の規定及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律

(昭和四十八年法律第百八号)附則第三条第一項の規定中都道府県知事に関する規定は、当該同意企業立地重点促進区域については、市町村の長に適用があるものとする。この場合において、工場立地法第九条第二項第一号中「第四条の二第一項の規定により地域準則が定められた場合にあっては、その地域準則」とあるのは、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十条第一項の規定により準則が定められた場合にあっては、その準則」とする。

第十二条 緑地面積率等条例の施行前に都道府県知事にされた工場立地法第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項又は工場立地の調査等に関する法律一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による届出は、それぞれの廃止又は失効の日(以下この条において「特定日」という。)以後においては、当該緑地面積率等条例に係る同意企業立地重点促進区域を管轄する都道府県知事にされたものとみなす。ただし、当該届出あつて特定日において勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮については、なお従前の例による。

第十三条 同意集積区域において企業立地を行おうとする特定事業者は、当該企業立地計画(以下「企業立地計画」という。)を作成し、当該同意集積区域を管轄する都道府県知事の承認を申請することができる。

第十四条 同意集積区域において企業立地を行おうとする特定事業者は、当該企業立地計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 企業立地の内容及び実施時期

二 特定事業のための施設又は設備の設置その他企業立地のための措置に関する事項

三 企業立地に必要な資金の額及びその調達方法

四 都道府県知事は、企業立地計画が基本方針(第四条第二項第九号に規定する事項に限る。)及び同意基本計画に適合するものであると認められたときは、その承認をするものとする。

第十五条 前条第三項の承認を受けた事業者は、(承認企業立地事業者)は、当該承認に係る企業立地計画の変更をしようとするときは、その承認をした都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による承認を行つたときは、関係市町村長に対して、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。(企業立地計画の変更等)

第十六条 前条第三項の承認を受けた事業者は、(承認企業立地事業者)は、当該承認に係る企業立地計画の変更をしようとするときは、その承認をした都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 都道府県知事は、承認企業立地事業者が前条第三項の承認に係る企業立地計画(前項の規定により准用される)と読み替えるものとする。

3 前項の規定により市町村の長が事務を行う場合においては、前条第四項の規定を準用する。

この場合において、同項中「第十条第一項の規

定により準則が定められた場合にあっては、その準則」とあるのは、「第十二条第一項の規定により条例が定められた場合にあっては、その条例」と読み替えるものとする。

第十二条 緑地面積率等条例の施行前に都道府県知事にされた工場立地法第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項又は工場立地の調査等に関する法律一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による届出は、それぞれの廃止又は失効の日(以下この条において「特定日」という。)以後においては、当該緑地面積率等条例に係る同意企業立地重点促進区域を管轄する都道府県知事にされたものとみなす。ただし、当該届出あつて特定日において勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮については、なお従前の例による。

第十三条 同意集積区域において企業立地を行おうとする特定事業者は、当該企業立地計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 企業立地の内容及び実施時期

二 特定事業のための施設又は設備の設置その他企業立地のための措置に関する事項

三 企業立地に必要な資金の額及びその調達方法

四 都道府県知事は、企業立地計画が基本方針(第四条第二項第九号に規定する事項に限る。)及び同意基本計画に適合するものであると認められたときは、その承認をするものとする。

第十四条 同意集積区域において企業立地を行おうとする特定事業者は、当該企業立地計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 企業立地の内容及び実施時期

二 特定事業のための施設又は設備の設置その他企業立地のための措置に関する事項

三 企業立地に必要な資金の額及びその調達方法

四 都道府県知事は、企業立地計画が基本方針(第四条第二項第九号に規定する事項に限る。)及び同意基本計画に適合するものであると認められたときは、その承認をするものとする。

第十五条 前条第三項の承認を受けた事業者は、(承認企業立地事業者)は、当該承認に係る企業立地計画の変更をしようとするときは、その承認をした都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 都道府県知事は、承認企業立地事業者が前条第三項の承認に係る企業立地計画(前項の規定により准用される)と読み替えるものとする。

3 前項の規定により市町村の長が事務を行う場合においては、前条第四項の規定を準用する。

この場合において、同項中「第十条第一項の規

- による変更の承認があつたときは、その変更後もの。以下「承認企業立地計画」という。)に従つて企業立地のための措置を行つていないと認めるとときは、その承認を取り消すことができる。
- 3 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の承認について準用する。
- (事業高度化計画の承認)
- 第十六条 同意集積区域において事業高度化を行おうとする特定事業者は、当該事業高度化に関する計画(以下「事業高度化計画」という。)を作成し、当該同意集積区域を管轄する都道府県知事の承認を申請することができる。
- 2 事業高度化計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事業高度化の目標

二 事業高度化の内容及び実施時期

三 事業高度化に関する研究開発、設備の設置その他の事業高度化のための措置に関する事項

四 事業高度化に必要な資金の額及びその調達方法

五 都道府県知事は、事業高度化計画が基本方針(第四条第二項第九号に規定する事項に限る。)及び同意基本計画に適合するものであると認めるとときは、その承認をするものとする。

四 都道府県知事は、前項の規定による承認を行つたときは、関係市町村長に対して、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(事業高度化計画の変更等)

第十七条 前条第三項の承認を受けた事業者(以下「承認事業高度化事業者」という。)は、当該承

認に係る事業高度化計画の変更をしようとするときは、その承認をした都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 都道府県知事は、承認事業高度化事業者が前条第三項の承認に係る事業高度化計画(前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認事業高度化計画」という。)に従つて事業高度化のための措置を行つてないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

3 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の承認について準用する。

(中小企業信用保険法の特例)

第十八条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という。)、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。)又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」といふ。)の保険関係であつて、地域産業集積関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、承認企業立地事業者が承認企業立地計画に従つて企業立地のための措置を行うために必要とする)の保険関係であつて、地域産業集積関連保証及びその他の保険関係の保険額の合計額とその他の保険関係の保険額の合計額とその他の保険関係の保険額とがそれぞれ

2 第三条第一項

第三条第一項	保険金額の合計額が	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十八条第一項に規定する地域産業集積関連保証(以下「地域産業集積関連保証」という。)に係る保険関係の保険額の合計額とその他の保険関係の保険額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項及び第三条の三第一項	保険金額の合計額が	地域産業集積関連保証に係る保険関係の保険額の合計額とその他の保険関係の保険額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第二項	当該債務者の額のうち	地域産業集積関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者
第三条の二第二項	当該債務者の額のうち	地域産業集積関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

第三条の二第二項	当該債務者の額のうち	地域産業集積関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者
第三条の二第二項	当該債務者の額のうち	地域産業集積関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2 普通保険の保険関係であつて、地域産業集積関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用について

(課税の特例)

百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

(課税の特例)

第十九条 承認企業立地計画に従つて企業立地を行う承認企業立地事業者であつて、同意集積区域内において指定集積業種(その業種に属する事業に係る企業立地が国民経済の健全な発展に特に資するものとして政令で定める業種に限る。)に属する事業のための施設又は設備を新設したものが、当該新設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備については、

租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があつたものとする。

普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、地域産業集積関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第二十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条の規定により、総務省令で定める地方公共団体が、承認企業立地計画に従つて特定事業のための施設のうち総務省令で定めるものを同意集積区域内に設置した事業者(指定集積業種であつて総務省令で定めるものに属する事業を行う者に限る。)について、当該施設の用に供する家屋若しくはその敷地である土地の取扱に対する不動産取得税若しくは当該施設の用に供する家屋若しくは構築物若しくはこれら敷地である土地に対する固定資産税を課さなかつた場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一条)第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(固定資産税に関するこれら措置による減収額にあっては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。)のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

(資金の確保)

第二十二条 国及び地方公共団体は、承認企業立地事業者又は承認事業高度化事業者が承認企業立地計画又は承認事業高度化計画に従つて企業

立地又は事業高度化のための措置を行うために必要な資金の確保に努めるものとする。

(指導及び助言)
第二十二条 国及び都道府県は、承認企業立地事業者又は承認事業高度化事業者に対し、承認企業立地計画に係る企業立地のための措置又は承認事業高度化計画に係る事業高度化のための措置を適確に行うことができるよう必要な指導及び助言を行うものとする。(報告の徴収)
第二十三条 都道府県知事は、承認企業立地事業者又は承認事業高度化事業者に対し、承認企業立地計画又は承認事業高度化計画の実施状況について報告を求めることができる。第三章 雜則
(広域的な地域活性化のための基盤の整備に関する施策との有機的な連携)
第二十四条 国は、産業集積の形成等のために必要な施策と広域にわたる活発な人の往来又は物資の流通を通じた地域の活性化のための基盤の整備に関する施策と、それぞれの有機的な連携を図りつつ効果的に講ずるよう努めなければならない。第三章 雜則
(広域的な地域活性化のための基盤の整備に関する施策との有機的な連携)
第二十四条 国は、産業集積の形成等のために必要な施策と広域にわたる活発な人の往来又は物資の流通を通じた地域の活性化のための基盤の整備に関する施策と、それぞれの有機的な連携を図りつつ効果的に講ずるよう努めなければならない。進するため必要があると認めるときは、研究開発及び人材育成に関し、市町村及び都道府県と下この項において「大学等」という。)との連携及び協力並びに特定事業者と大学等との連携及び協力が円滑になされるよう努めるものとする。
この場合において、大学等における教育研究の特性に常に考慮しなければならない。第三章 第二十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。
第二十九条 第二十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

4 第五条第一項、第六条第一項及び第二項並びに第七条第三項における主務省令は、第一項に規定する大臣の発する命令とする。

(罰則)
第二十七条 主務大臣及び文部科学大臣は、同意集積区域における特定事業者による企業立地又は事業高度化に伴つて新たに必要となる知識及び技術の習得を促進するための施策を積極的に推進するよう努めなければならない。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)
第二条 政府は、この法律の施行後十年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二十五条 国は、産業集積の形成等のために必要な措置と地域的な雇用構造の改善を図るために必要な措置とを、それぞれの有機的な連携を図りつつ効果的に講ずるよう努めなければならない。

第二十五条 国は、産業集積の形成等のために必要な措置と地域的な雇用構造の改善を図るために必要な措置とを、それぞれの有機的な連携を図りつつ効果的に講ずるよう努めなければならない。

2 第五条第一項、第五項及び第六項並びに第六条第一項及び第二項における主務大臣は、経済産業大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣とする。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の特例)
第三条 機構は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第五条第一項の政令で定める日までの間、同項第一号から第三号まで及び同条第二項の規定により管理を行つている工場用地、産業業務施設用地又は業務用地について、同意集積区域において地方公共団体若しくは第五条第

二項第七号に規定する事業環境の整備の事業を

実施する者が同意基本計画に従つて行う事業又は特定事業者が行う特定事業の用に供するために管理及び譲渡の業務を行うことができる。

2 機構は、前項の業務を行おうとする場合において、当該工場用地が独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第五条第二項の規定による委託に係るものであるときは、あらかじめ、その委託をしている者の同意を得なければならない。

第四条 機構は、当分の間、独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第八条の二第一項の規定により整備又は管理を行つている工場若しくは事業場又は工場用地若しくは業務用地について、同意集積区域において地方公共団体若しくは第五条第二項第七号に規定する事業環境の整備の事業を実施する者が同意基本計画に従つて行う事業又は特定事業者が行う特定事業の用に供するために管理及び譲渡の業務を行なうことができる。

(特定産業集積の活性化に関する臨時措置法の廃止)

第五条 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法(平成九年法律第二十八号)は、廃止する。

(高度化等計画の承認の申請等に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前に前条の規定による廃止前の特定産業集積の活性化に関する臨時措置法(以下「旧法」という。)第七条第一項の規定により承認の申請がされた同項の高度化等計画で、前項の規定に基づき従前の例により承認を受けた旧法第九条第一項の高度化等円滑化計画は、次条第一項及び第四項の規定の適用については、旧法第十条第二項の承認高度化等円滑化計画(以下「旧承認高度化等円滑化計画」といふ。)とみなす。

3 前項の高度化等円滑化計画を実施する者は、次条第三項及び第五項の規定の適用についてあつてこの法律の施行の際承認をするかどうかの処分がされていないものについての都道府県知事の承認については、なお従前の例による。

2 前項の規定に基づき従前の例により承認を受けた旧法第十五条第二項の規定による委託を受けて、当該工場用地が独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第五条第二項の規定による委託をしている者の同意を得なければならぬ。

3 前項の高度化等計画を実施する者は、附則第四条 第二項の高度化等計画を実施する者は、附則第八条第五項に規定する中小企業者であるものは、附則第八条第二項及び第三項の規定の適用については、旧法第十五条第一項の承認高度度化等計画(以下「旧承認高度度化等計画」といふ。)とみなす。

2 旧承認高度度化等計画を実施する者であるものは、附則第八条第二項及び第三項の規定の適用については、旧法第十五条第一項の承認高度度化等計画(昭和三十八年法律第一百一号)の特例については、なお従前の例による。

3 旧承認高度度化等計画を実施する者は、附則第八条第五項の規定の適用については、旧法第八条第一項の承認特定事業者(以下「旧承認特定事業者」という。)とみなす。

4 第二項の高度化等計画を実施する者は、附則第八条第五項の規定の適用については、旧法第八条第一項の承認特定事業者(以下「旧承認特定事業者」という。)とみなす。

3 旧承認高度度化等計画を実施する者は、附則第八条第五項の規定の適用については、旧法第八条第一項の承認特定事業者(以下「旧承認特定事業者」という。)とみなす。

2 旧承認高度度化等計画を実施する者は、附則第八条第五項の規定の適用については、旧法第八条第一項の承認特定事業者(以下「旧承認特定事業者」という。)とみなす。

3 旧承認高度度化等計画を実施する者は、附則第八条第五項の規定の適用については、旧法第八条第一項の承認特定事業者(以下「旧承認特定事業者」という。)とみなす。

2 前項の規定に基づき従前の例により承認を受けた旧法第二十三条第一項の進出計画は、附則第十二条第一項の規定の適用については、旧法第二十四条第二項の承認進出計画(以下「旧承認進出計画」といふ。)とみなす。

2 前項の規定に基づき従前の例により承認を受けた旧法第二十五条第一項の進出計画は、附則第十二条第二項、第三項及び第五項の適用については、旧法第二十四条第二項の承認進出計画(以下「旧承認進出計画」といふ。)とみなす。

3 前項の進出計画を実施する者は、附則第十二条第二項、第三項及び第五項の適用については、旧法第二十四条第二項の承認進出計画(以下「旧承認進出計画」といふ。)とみなす。

2 前項の規定に基づき従前の例により承認を受けた旧法第三十三条に規定する報告の徴収については、なお従前の例による。

3 旧承認特定事業者及び旧承認高度度化等円滑化商工組合等に関する経過措置(中小企業基盤整備機構の特定基盤的技術高度化等促進業務に関する経過措置)

2 前項の規定に基づき従前の例により承認を受けた旧法第十一條第一項の高度化等円滑化計画(以下「旧承認高度度化等円滑化計画」といふ。)とみなす。

3 前項の高度化等円滑化計画を実施する者は、次条第三項及び第五項の規定の適用についてあつてこの法律の施行の際承認をするかどうかの処分がされていないものについての都道府県知事の承認については、なお従前の例による。

2 前項の規定に基づき従前の例により承認を受けた旧法第二十五条第一項の進出計画を実施する者は、次条第一項及び第四項の規定の適用についてあつてこの法律の施行の際現に旧法第十一條第一項の規定により機構が整備し、又は管理している同項第一号に規定する工場若しくは事業場又は施設及び機構が造成し、整備し、又は管理している同項第二号に規定する工場用地若しくは業務用地又は施設については、同項の規定は、当分の間、なおその効力を有する。

2 この法律の施行の際現に旧法第十一條第二項は、次条第一項及び第四項の規定の適用につい

ては、旧法第二十六条第二項の承認進出円滑化計画(以下「旧承認進出円滑化計画」という。)とみなす。

3 前項の進出円滑化計画を実施する者は、次条

第三項及び第五項の規定の適用については、旧法第二十六条第一項の承認進出円滑化商工組合等(以下「旧承認進出円滑化商工組合等」といいう。)とみなす。

(進出計画及び進出円滑化計画の承認を受けた者に関する経過措置)

第十二条 旧承認進出計画及び旧承認進出円滑化計画の変更の承認及び取消しについては、なお従前の例による。

2 旧承認進出中小企業者に関する旧法第二十七条において読み替えて準用する旧法第十五条に規定する中小企業投資育成株式会社法の特例について、なお従前の例による。

3 旧承認進出中小企業者及び旧承認進出円滑化商工組合等に関する旧法第二十七条において読み替えて準用する旧法第十六条第一項に規定する中小企業集積連保証についての同条に規定する中小企業信用保証法の特例については、な

お従前の例による。

4 旧承認進出円滑化計画に定める研究開発の成果の利用に係る事業についての旧法第二十七条の規定において読み替えて準用する旧法第十八条に規定する中小企業団体の組織に関する法律の特例については、なお従前の例による。

5 旧承認進出中小企業者及び旧承認進出円滑化商工組合等に関する旧法第二十三条に規定する報告の徴収については、なお従前の例による。(罰則の適用に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為及びこの

法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の

例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

百二号)の一部を次のように改正する。
第十六条の二及び第十六条の三第一項中「第十五条第二項第六号」を「第十五条第二項第七号」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第十八条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「第九号」を「第八号」に、「第十号」を「第九号」に、「同法附則第四条(特定産業集積活性化法に係る業務の特例)から第六条を並びに同法附則第五条(公団企業基盤整備機構法附則第八条の四第一項の規定により造成、整備又は管理を行つてある工場若しくは事業場、工場用地若しくは業務用地又は施設について、同意集積区域において地方公共団体若しくは第五条第二項第七号に規定する事業環境の整備の事業を実施する者が同意基本計画に従つて行う事業又は特定事業者が行う特定事業の用に供するために管理及び譲渡の業務を行うことができる。

2 機構は、前項の業務を行おうとする場合において、当該施設が旧法第十二条(第二号)に係る部分に限る。の規定により委託を受けて

らかじめ、その委託をしているものであるときは、あればならない。

(中小企業基本法の一一部改正)

第十六条 中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項中「特定産業集積の活性化に関する臨時措置法(平成九年法律第二十八号)」を削る。

(小規模企業共済法の一一部改正)

第十九条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第五号中「第九号から第十一号まで」を「第八号から第十号まで」に改め、同項第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 企業立地の促進等による地域における

産業集積の形成及び活性化に関する法律

(平成十九年法律第九号。以下「地域産業集積形成法」という。)第九条第一項の規

定による特定の地域における工場又は事業場の整備等を行うこと。

第十五条第二項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 委託を受けて、地域産業集積形成法第九条第二項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、技術的援助等を行うこと。

項第四号に改め、同項第四号中「同条第二項第六号」を同条第二項第七号に改める。
 第二十条第一項中「第十五条第一項第九号」を「第十五条第一項第八号」に改める。

第二十一条第一項中「第十五条第一項第八号、第十号及び第十一号」を「第十五条第一項第七号、第九号及び第十号」に改める。

第二十二条第一項中「同項第九号」を「同項第八号」に、「第十五条第一項第十号」を「第十五条第一項第九号」に改める。

第二十二条第一項中「同項第九号」を「同項第八号」に、「第十五条第一項第十号」を「第十五条第一項第十三号」を「並びに第十五条第一項第十一号及び第十二号」に改める。

附則第四条を次のように改める。

第四条 削除

第一項第九号に、「及び第十五条第一項第十三号」を「並びに第十五条第一項第十一号及び第十二号」に改める。

附則第四条を次のように改める。

第五 前各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うこと。

イ 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律附則第四条第一項の業務

口 地域産業集積形成法附則第三条第一項の業務

附則第五条第一項中「並びに前条」を削り、同項第五号を次のように改める。

五 前各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うこと。

イ 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律附則第四条第一項の業務

口 地域産業集積形成法附則第三条第一項の業務

附則第十四条の表第十八条第一項第三号の項を次のように改める。	
第十八条第一項第一号	同項第十一号に掲げる業務
第六号に掲げる業務	同項第十一号に掲げる業務並びに附則第八条の二及び第八条の四の業務(それぞれ第三号に掲げるものを除く。)
第六号に掲げる業務並びに附則第八条の業務	第六号に掲げる業務並びに附則第八条の二及び第八条の四の業務(それぞれ第三号に掲げるものを除く。)
第五号に掲げる業務	第五号に掲げる業務並びに附則第八条の二及び第八条の四の業務(それぞれ第三号に掲げるものを除く。)
第五号に掲げる業務	第五号に掲げる業務並びに附則第八条の二及び第八条の四の業務(それぞれ第三号に掲げるものを除く。)

附則第十四条の表第十九条第一項の項中「附則第四条、第五条第一項」を「附則第五条第一項」に、「第八条の三」を「第八条の四」に改め、同表第二十一条第一項の項中「第十一号」を「第十号」に改め、同表第二十二条第一項の項中「附則第四条第一項、第五条第一項」を「附則第五条第一項」に改め、「第八条の二」の業務の下に「並びに附則第八条の四第一項の業務(旧特定産業集積活性化法第十二条第一項に規定するものに限る。)」を加え、同表第三十五条第二号の項中「附則第四条、第五条第一項」を「附則第五条第一項」に、「第八条の三」を「第八条の四」に改め

一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第二十条 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)の一等に関する法律(平成十八年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三百八十九条 削除

理由

産業集積が地域経済の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、地域における産業集積の形成及び活性化を図るために、地方公共団体による基本計画の策定及び企業立地計画の承認等について定めるとともに、工場の立地の円滑化のための工場立地法の特例の創設、独立行政法人中小企業基盤整備機構の企業立地等促進業務の追加、中小企業信用保険法の特例の創設等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案は、産業集積が地域経済の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、地域における産業集積の形成及び活性化を図るために、地方公共団体による基本計画の策定及び企業立地計画の承認等について定めるとともに、工場の立地の円滑化のための工場立地法の特例の創設、独立行政法人中小企業基盤整備機構の企業立地等促進業務の追加、中小企業信用保険法の特例の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 この法律は、企業立地の促進等による産業集積の形成及び活性化に関する地方公共団体による主体的かつ計画的な取組を支援するための措置を講じることにより、地域経済の自

2 主務大臣は、地域における産業集積の形成及び活性化の促進に関する基本方針を定め、これを公表すること。

3 市町村及び都道府県は、共同して、基本方針に基づき、地域の関係者と組織する地域産業活性化協議会の協議を経て、産業集積の形成又は活性化に関する基本計画を作成し、主

務大臣の同意を求めることができる。

4 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、主務大臣の同意を得た基本計画(以下「同意基本計画」という。)に基づく集積区域(以下「同意集積区域」という。)において、企業立地及び

事業高度化を促進するため、工場又は事業場等の整備等を行うこと。

5 市町村は、同意基本計画に基づき、工場等の緑地及び環境施設の面積割合について、国が定める範囲内において、条例により、工場立地法に基づく準則に代えて適用すべき準則を定めることができる。

6 国の行政機関の長又は都道府県知事は、同意基本計画に定められた施設の用に供するため農地法の許可等を求められたときは、円滑な企業立地に資するため、当該処分の迅速化について適切な配慮をすること。

7 同意集積区域において企業立地等を行おうとする事業者が、企業立地に関する計画等を作成し、都道府県知事の承認を受けた場合には、中小企業信用保険法の特例又は課税の特例の適用を受けることができる。

8 国は、産業集積の形成等のための施策と、広域的な地域活性化のための基盤整備に関する施策及び地域的な雇用構造の改善のための施策等とを、有機的な連携を図りつつ効果的に講じよう努めること。

9 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法を廃止すること。

10 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、地域における産業集積の形成及び活性化を図るための措置として妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成十九年度一般会計予算に四十一億四千万円が計上されている。

右報告する。

平成十九年四月十一日

衆議院議長 河野 洋平殿

〔別紙〕

政府は、企業立地の促進や地域企業の事業活性化が地域経済の活性化のために重要なことにかんがみ、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じるべきである。

一 地方自治体が、多額の補助金や優遇税制のみに依存した企業誘致ではなく、地域の強みを活かした個性あふれる基本計画の策定により、産業集積の形成及び活性化を図ることができるよう、専門家の派遣等の支援体制の充実強化に努めること。

二 関係各省は、企業立地等の促進において、各種インフラの整備、雇用構造の改善、教育・研究機関との連携等のほか、地域の労働者の生活環境の整備等が重要な役割を果たすことに十分配慮し、その施策が効果的に実施されるよう、一層の連携強化に努めること。

また、企業立地の円滑化に資するため、関係各省は、農地転用等の各種手続きの迅速化及び簡素化に一層努めるとともに、企業に対するワニストップサービスの実現に向け万全の体制整備を図ること。

三、企業立地等の促進に当たっては、地域間、大都市・地方間の体力格差が拡大することのないよう、地域企業の技術力の向上、地域金融の充実等を図るとともに、地元雇用の創出及び産業集積内の企業連携を促進する等により、地域経済の真の活性化を図るため、万全を期すこと。

また、各種施策の実施状況については、適時に評価を行い、施策への適切な反映に努めること。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

右
国会に提出する。

平成十九年二月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 基本方針等(第三条・第四条)
- 第三章 地域公共交通総合連携計画の作成及び実施
- 第一節 地域公共交通総合連携計画の作成及び実施(第五条・第七条)

平成十九年四月十二日 衆議院会議録第二十一号

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律案及び同報告書

第二節 軌道運送高度化事業(第八条—第十一条)

第三節 道路運送高度化事業(第十三条—第十七条)

第四節 海上運送高度化事業(第十八条—第十九条)

第五節 乗継円滑化事業(第二十一条—第二十五条)

第六節 鉄道再生事業(第二十六条—第二十七条)

第七節 雜則(第二十八条—第二十九条)

第八章 新地域旅客運送事業の円滑化(第三十一条—第三十六条)

第九章 雜則(第三十七条—第四十二条)

第六章 罰則(第四十三条・第四十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における急速な少子高齢化の進展、移動のための交通手段に関する利用者の選好の変化により地域公共交通の維持に困難を生じてること等の社会経済情勢の変化に対応し、地域住民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活力ある都市活動の実現、観光に対する他の地域間の交流の促進並びに交通に係る環境への負荷の低減を図る観点から地域公共交通の活性化及び再生を推進することが重要となつていることから、市町村による地域公共交通総合連携計画の作成及び実施

生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を総合的、一体的かつ効率的に推進し、もつて個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第一条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 地域公共交通 地域住民の日常生活若しくは社会生活における移動又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の移動のための交通手段として利用される公共交通機関をいう。

二 公共交通事業者等 次に掲げる者をいう。

イ 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)による鉄道事業者(旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限りる。)

ロ 軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道經營者(旅客の運送を行うものに限りる。)

ハ 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)による一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者

二 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第一百三十六号)によるバスターミナル事業者

ホ 上海運送法(昭和二十四年法律第百八十号)第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業(本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。以下「国内一

般旅客定期航路事業」という。)、同法第十一条の二に規定する人の運送をする貨物定期航路事業(本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。)及び同法第二十条第二項に規定する人の運送をするものに限り、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に開設するもの(以下これらを「国内一般旅客定期航路事業等」と総称する。)を営む者

ヘ イからホまでに掲げる者以外の者で鉄道事業法による鐵道施設又は海上運送法による輸送施設(船舶を除き、国内一般旅客定期航路事業等の用に供するものに限る。)であつて、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものを設置し、又は管理するもの

三 道路管理者 道路法(昭和二十七年法律第一百八十号)第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。

四 港湾管理者 港湾法(昭和二十五年法律第二百八十八号)第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。

五 地域公共交通特定事業 軌道運送高度化事業、道路運送高度化事業、海上運送高度化事業、乗継円滑化事業及び鉄道再生事業をい

う。

六 軌道運送高度化事業 軌道法による軌道事業(旅客の運送を行うものに限る。以下「旅客軌道事業」という。)であつて、より優れた加速及び減速の性能を有する車両を用いること

その他の国土交通省令で定める措置を講ずることにより、定時性の確保設定された発着時刻に従つて運行することをいう。以下同じ)、速達性の向上(目的地に到達するまでに要する時間を短縮することをいう。以下同じ)、快適性の確保その他の国土交通省令で定める運送サービスの質の向上を図り、もつて地域公共交通の活性化に資するものをい

う。

七 道路運送高度化事業 道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業(以下単に「一般乗合旅客自動車運送事業」という。)であつて、道路管理者、都道府県公安局委員会(以下「公安部委員会」という。)その他国土交通省令で定める者が講ずる道路交通の円滑化に資する措置と併せてより大型の自動車を用いることその他の国土交通省令で定める措置を講ずることにより、定時性の確保、速達性の向上、快適性の確保その他の国土交通省令で定める運送サービスの質の向上を図り、もつて地域公共交通事業等である。

八 海上運送高度化事業 国内一般旅客定期航路事業等であつて、より優れた加速及び減速の性能を有する船舶を用いることその他の国土交通省令で定める措置を講ずることにより、定時性の確保、速達性の向上、快適性の確保その他の国土交通省令で定める運送サービスの質の向上を図り、もつて地域公共交通の活性化に資するものをいう。

九 乗継円滑化事業 異なる公共交通事業者等の間の旅客の乗継ぎを円滑に行うための事業であつて、運行計画の改善、共通乗車券

(二)以上の運送事業者(第二号イからハまで及びホに掲げる者をいう。以下この号において同じ。)が期間、区間その他の条件を定めて共同で発行する証票であつて、その証票を提示することにより、当該条件の範囲内で、当該各運送事業者の運送サービスの提供を受けることができるものをいう。第二十五条第一項において同じ。)の発行、交通結節施設(公共機関を利用する旅客の乗降及び乗継ぎがある施設をいう。)における乗降場の改善その他の国土交通省令で定めるものをいう。

十 鉄道再生事業 鉄道事業法第二十八条の二第一項の規定による廃止の届出(以下「廃止届出」という。)がされた鉄道事業について、市町村その他の者の支援により当該鉄道事業の維持を図るための事業をいう。

十一 地域公共交通一体型路外駐車場整備事業 駐車場法(昭和三十二年法律第六号)第三条の駐車場整備地区内に整備されるべき同法第四条第二項第五号の主要な路外駐車場(都市計画において定められた路外駐車場を除く。)の整備を行う事業であつて、軌道運送高度化事業又は道路運送高度化事業と一体となつて地域公共交通の活性化に資するものを

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一 地域公共交通の活性化及び再生の意義及び目標に関する事項

二 第五条第一項に規定する地域公共交通総合連携計画の作成に関する基本的な事項

三 地域公共交通特定事業その他の第五条第一項に規定する地域公共交通総合連携計画に定める事業に関する基本的な事項

四 新地域旅客運送事業に関する基本的な事項

五 その他地域公共交通の活性化及び再生に関する事項

第一節 地域公共交通総合連携計画の作成

(地域公共交通総合連携計画)

(第五条)

市町村は、基本方針に基づき、国土交通省令で定めるところにより、単独で又は共同して、当該市町村の区域内について、地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するための計画(以下「地域公共交通総合連携計画」という。)を作成することができる。

を行ふもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。第四章において「旅客鉄道事業」という。又は旅客軌道事業

(国等の努力義務)

者は、市町村、公共交通事業者等その他の関係者が行う地域公共交通の活性化及び再生を推進するためには、必要となる情報の収集、整理、分析及び提供、研究開発の推進並びに人材の養成及び資質の向上に努めなければならない。

ハ 国内一般旅客定期航路事業等

第二章 基本方針等

(基本方針)

第三条 主務大臣は、地域公共交通の活性化及び再生を総合的、一体的かつ効率的に推進するため、地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 都道府県は、市町村、公共交通事業者等その他の関係者が行う地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

3 市町村は、公共交通事業者等その他の関係者と協力し、相互に密接な連携を図りつつ主体的に地域公共交通の活性化及び再生に取り組むよう努めなければならない。

4 公共交通事業者等は、自らが提供する旅客の運送に関するサービスの質の向上並びに地域公共交通の利用を容易にするための情報の提供及びその充実に努めなければならない。

第三章 地域公共交通総合連携計画の作成及び実施

(地域公共交通総合連携計画)

(第五条)

市町村は、基本方針に基づき、国土交通省令で定めるところにより、単独で又は共同して、当該市町村の区域内について、地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するための計画(以下「地域公共交通総合連携計画」という。)を作成することができる。

3 主務大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、国家公安局委員会及び環境大臣に協議するものとする。

5 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するもの

官 報 (号外)

	2 地域公共交通総合連携計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
一 地域公共交通の活性化及び再生の総合的かつ一体的な推進に関する基本的な方針	二 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通総合連携計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
二 地域公共交通総合連携計画の区域	三 地域公共交通総合連携計画の目標
三 地域公共交通総合連携計画の区域	四 前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項
五 計画期間	六 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通総合連携計画の実施に当該市町村が必要と認める事項
七 市町村は、地域公共交通総合連携計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県並びに関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通総合連携計画に定める事業を実施する見込まれる者及び関係する公安委員会に、地域公共交通総合連携計画を送付しなければならない。	8 主務大臣及び都道府県は、前項の規定により地域公共交通総合連携計画の送付を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。
九 第五項から前項までの規定は、地域公共交通総合連携計画の変更について準用する。	10 第二節 軌道運送高度化事業
（協議会）	第八条 地域公共交通総合連携計画において、軌道運送高度化事業に関する事項が定められたときは、軌道運送高度化事業を実施しようとする者（地域公共交通一体型路外駐車場整備事業があるときは、当該地域公共交通一体型路外駐車場整備事業を実施しようとする者を含む。第三項から第五項まで及び次条第一項において同じく）、は、単独で又は共同して、当該地域公共交通連携計画の作成が円滑に行われるよう、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。
第六条 地域公共交通総合連携計画を作成しようとする市町村は、地域公共交通総合連携計画の作成に関する協議及び地域公共交通総合連携計画の実施に係る連絡調整を行ったための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができることを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る地域公共交通総合連携計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。	第七条 次に掲げる者は、市町村に対して、地域公共交通総合連携計画の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る地域公共交通総合連携計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。
（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即したものでなければならない。	2 軌道運送高度化実施計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。
5 市町村は、地域公共交通総合連携計画を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、地域公共交通の利用者その他の利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。	一 軌道運送高度化事業を実施する区域
2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。	二 軌道運送高度化事業の内容
平成十九年四月十二日 衆議院会議録第二十一号 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律案及び同報告書	三 軌道運送高度化事業の実施予定期間
	四 軌道運送高度化事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

五 軌道運送高度化事業の効果

六 地域公共交通一体型路外駐車場整備事業があるときは、その位置、規模、整備主体及び整備の目標年次

七 前各号に掲げるもののほか、軌道運送高度化事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

3 軌道運送高度化事業を実施しようとする者は、軌道運送高度化実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村、公共交通事業者等、道路管理者及び公安委員会の意見を聽かなければならない。

4 軌道運送高度化事業を実施しようとする者は、軌道運送高度化実施計画に第二項第六号に掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該事項について、関係する市町村に協議し、その同意を得なければならない。

5 軌道運送高度化事業を実施しようとする者は、軌道運送高度化実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村、公共交通事業者等、道路管理者及び公安委員会に送付しなければならない。

6 前三項の規定は、軌道運送高度化実施計画の変更について準用する。
(軌道運送高度化実施計画の認定)

第九条 軌道運送高度化事業を実施しようとする者は、国土交通大臣に対し、軌道運送高度化実施計画が地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。
2 前項の規定による認定の申請は、関係する市町村を経由して行わなければならない。この場

合において、関係する市町村は、当該軌道運送高度化実施計画を検討し、意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。

3 國土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その軌道運送高度化実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

4 軌道運送高度化実施計画に定める事項が基本方針に照らして適合したものであること。

5 軌道運送高度化実施計画に定める事項が軌道運送高度化事業を確実に遂行するため適切なものであること。

6 前項の認定をする場合において、軌道法第三条の特許を要するものについては、運輸審議会に諮るものとし、その他必要な手続は、政令で定める。

7 第二項から第五項までの規定は、前項の認定をするものとする。

8 國土交通大臣は、第三項の認定を受けた者は、当該認定に係る軌道運送高度化実施計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

9 第三項の認定及び第六項の変更の認定に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。(軌道法の特例)

第十条 軌道運送高度化事業を実施しようとする者は(次項に規定する場合を除く。)がその軌道運送高度化実施計画について前条第三項(同条第七項において同じ。)の認定を受けたときは、当該軌道運送高度化実施計画に定められた軌道運送高度化事業のうち、軌道法第三条の特許を受けなければならないものについては、同条の規定により特許を受けたものとみなす。

2 軌道運送高度化事業を実施しようとする者は、軌道を敷設してこれを旅客の運送を行う事業に使用させる事業(以下「軌道整備事業」という。)を実施しようとする者と敷設された軌道を使用して旅客の運送を行う事業(以下「軌道運送事業」という。)を実施しようとする者が異なる場合に限る。)がその軌道運送高度化実施計画について前条第三項の認定を受けたときは、当該軌道運送高度化実施計画に定められた軌道運送事業として行われる軌道整備事業又は軌道運送事業については、軌道法第三条の特許を受けたものとみなす。

3 特定駐車場事業概要が定められた駐車場整備計画の駐車場法第四条第四項(同条第五項において同じ。)の規定による公表の日から二年以内に当該特定駐車場事業概要に基づき都市公園の地下の占用の許可の申請があつた場合において

運送高度化実施計画」という。)が第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は同項の認定を受けた者が認定軌道運送高度化実施計画に従つて軌道運送高度化事業を実施しないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(路外駐車場の整備等)

第十二条 市町村は、軌道運送高度化実施計画における、地域公共交通一体型路外駐車場整備事業に関する事項が定められた場合であつて、第九条第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)の通知を受けたときは、遅滞なく、駐車場法第四条第一項の駐車場整備計画において、当該地域公共交通一体型路外駐車場整備事業に関する事項の内容に即して、その位置、規模、整備主体及び整備の目標年次を明らかにし、路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要を定めるものとする。

第十三条 市町村は、前項の規定により駐車場整備計画に都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項の都市公園の地下に設けられる路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要(以下「特定駐車場事業概要」という。)を定めようとする場合には、当該特定駐車場事業概要について、あらかじめ、公園管理者(同法第五条第一項の公園管理者をいう。以下同じ。)の同意を得なければならない。

第十四条 特定駐車場事業概要が定められた駐車場整備計画の駐車場法第四条第四項(同条第五項において同じ。)の規定による公表の日から二年以内に当該特定駐車場事業概要に基づき都市公園の地下の占用の許可の申請があつた場合において

消されたときは、当該特許がその効力を失い、若しくは取り消された軌道整備事業に係る軌道運送事業又は当該特許がその効力を失い、若しくは取り消された軌道運送事業に係る軌道整備事業の特許を取り消すことができる。

は、当該占用が都市公園法第七条の規定に基づく政令で定める技術的基準に適合する限り、公園管理者は、同法第六条第一項又は第三項の許可を与えるものとする。

(地方債の特例)

第十二条 地方公共団体が、認定軌道運送高度化実施計画に定められた軌道運送高度化事業で総務省令で定めるものに関する助成を行おうとする場合においては、当該助成に要する経費であつて地方財政法(昭和二十三年法律第二百九号)第五条各号に規定する経費のいずれにも該当しないものは、同条第五号に規定する経費とみなす。

第三節 道路運送高度化事業

(道路運送高度化事業の実施)

第十三条 地域公共交通総合連携計画において、道路運送高度化事業に関する事項が定められたときは、道路運送高度化事業を実施しようとする者(地域公共交通一体型路外駐車場整備事業があるときは、当該地域公共交通一体型路外駐車場整備事業を実施しようとする者を含む。第三項から第五項まで及び次条第一項において同じ。)は、単独で又は共同して、当該地域公共交通通総合連携計画に即して道路運送高度化事業を実施するための計画(以下「道路運送高度化実施計画」という。)を作成し、これに基づき、当該道路運送高度化実施計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 道路運送高度化事業を実施する区域

二 道路運送高度化事業の内容

三 道路運送高度化事業の実施予定期間

四 道路運送高度化事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

五 道路運送高度化事業の効果

六 地域公共交通一体型路外駐車場整備事業があるときは、その位置、規模、整備主体及び整備の目標年次

七 前各号に掲げるもののほか、道路運送高度化事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

八 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その道路運送高度化実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

九 第二項から第五項までの規定は、前項の認定について準用する。

十 國土交通大臣は、第三項の認定に係る道路運送高度化実施計画(第六項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定道路運送高度化実施計画」という。)が第三項各号のいずれかに適合しなかつたと認めるとき、又は同項の認定を受けた者が認定道路運送高度化実施計画に従つて道路運送高度化事業を実施しているないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

十一 第二項の認定を受けた者は、当該認定に係る道路運送高度化実施計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならぬ。

十二 第二項から第五項までの規定は、前項の認定について準用する。

十三 第二項の認定を受けた者は、当該認定に係る道路運送高度化実施計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならぬ。

十四 第二項の認定を受けた者は、当該認定に係る道路運送高度化実施計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならぬ。

十五 第二項の認定を受けた者は、当該認定に係る道路運送高度化実施計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けた者は、当該認定に係る道路運送高度化実施計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならぬ。

十六 第二項の認定を受けた者は、当該認定に係る道路運送高度化実施計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならぬ。

十七 第二項の認定を受けた者は、当該認定に係る道路運送高度化実施計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならぬ。

十八 第二項の認定を受けた者は、当該認定に係る道路運送高度化実施計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならぬ。

十九 第二項の認定を受けた者は、当該認定に係る道路運送高度化実施計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならぬ。

二十 第二項の認定を受けた者は、当該認定に係る道路運送高度化実施計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならぬ。

二十一 第二項の認定を受けた者は、当該認定に係る道路運送高度化実施計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならぬ。

二十二 第二項の認定を受けた者は、当該認定に係る道路運送高度化実施計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならぬ。

二十三 第二項の認定を受けた者は、当該認定に係る道路運送高度化実施計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならぬ。

二十四 第二項の認定を受けた者は、当該認定に係る道路運送高度化実施計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならぬ。

二十五 第二項の認定を受けた者は、当該認定に係る道路運送高度化実施計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならぬ。

二十六 第二項の認定を受けた者は、当該認定に係る道路運送高度化実施計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならぬ。

業に関する事項が定められた場合であつて、第十四条第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)の通知を受けたときは、遅滞なく、駐車場法第四条第一項の駐車場整備計画において、当該地域公共交通一体型路外駐車場整備事業に関する事項の内容に即して、その位置、規模、整備主体及び整備の目標年次を明らかにした路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要を定めるものとする。

2 市町村は、前項の規定により駐車場整備計画に特定駐車場事業概要を定めようとする場合には、当該特定駐車場事業概要について、あらかじめ、公園管理者の同意を得なければならぬ。

3 特定駐車場事業概要が定められた駐車場整備計画の駐車場法第四条第四項の規定による公表の日から二年以内に当該特定駐車場事業概要に基づき都市公園の地下の占用の許可の申請があつた場合には、当該占用が都市公園法第七条の規定に基づく政令で定める技術的基準に適合する限り、公園管理者は、同法第六条第一項又は第三項の許可を与えるものとする。 (地方債の特例)

第十七条 地方公共団体が、認定道路運送高度化実施計画に定められた道路運送高度化事業で総務省令で定めるものに関する助成を行おうとする場合には、当該助成に要する経費であつて地方財政法第五条各号に規定する経費のいずれにも該当しないものは、同条第五号に規定する経費みなす。

第四節 海上運送高度化事業

(海上運送高度化事業の実施)
第十八条 地域公共交通総合連携計画において、

海上運送高度化事業に関する事項が定められたときは、海上運送高度化事業を実施しようとする者は、単独で又は共同して、当該地域公共交通の通総合連携計画に即して海上運送高度化事業を実施するものとする。

2 海上運送高度化実施計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 海上運送高度化事業を実施する区域
二 海上運送高度化事業の内容
三 海上運送高度化事業の実施予定期間
四 海上運送高度化事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

五 海上運送高度化事業の効果
六 前各号に掲げるもののほか、海上運送高度化事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

3 海上運送高度化事業を実施しようとする者は、海上運送高度化実施計画を定めようとするとときは、あらかじめ、関係する市町村、公共交通事業者等及び港湾管理者の意見を聴かなければならない。

4 海上運送高度化事業を実施しようとするとことは、海上運送高度化実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村、公共交通事業者等及び港湾管理者に送付しなければならない。

5 前二項の規定は、海上運送高度化実施計画の変更について準用する。
(海上運送高度化実施計画の認定)

第十九条 海上運送高度化事業を実施しようとすれば、国土交通大臣に対し、海上運送高度化

実施計画が地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

2 前項の規定による認定の申請は、関係する市町村を経由して行わなければならない。この場合において、関係する市町村は、当該海上運送高度化実施計画を検討し、意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その海上運送高度化実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 海上運送高度化実施計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであること。
二 海上運送高度化実施計画に定める事項が海上運送高度化事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 海上運送高度化実施計画に定められた事業のうち、国内一般旅客定期航路事業に該当するものについては、当該事業の内容が海上運送高度化事業を確実に遂行するため適切なものであること。

四 國土交通大臣は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を関係する市町村に通知するものとする。

5 第三項の認定を受けた者は、当該認定に係る海上運送高度化実施計画を変更しようとすると

7 国土交通大臣は、第三項の認定に係る海上運送高度化実施計画(第五項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定海上運送高度化実施計画」という。)が第二項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は同項の認定を受けた者が認定海上運送高度化実施計画に従つて海上運送高度化事業を実施しないないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

8 第三項の認定及び第五項の変更の認定に関する事項は、国土交通省令で定める。
(海上運送法の特例)

第二十条 海上運送高度化事業を実施しようとすると者がその海上運送高度化実施計画について前条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の認定を受けたときは、当該海上運送高度化実施計画に定められた海上運送高度化事業のうち、海上運送法第四条各号に掲げる基準に適合し、かつ、海上運送高度化事業を実施しようとする者が同法第五条各号のいずれにも該当しないこと。

三 第三条第一項の許可若しくは同法第十二条第一項の認可を受け、又は同条第三項、同法第十九条の五第一項若しくは第二十条第二項の規定による届出をしなければならないものについて

は、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。この場合において、同法第十九条の五第一項若しくは第二十条第二項の規定による届出をしたるものとみなされず、前条第三項の認定を受けた日から開始する

ことができる。

第五節 乗継円滑化事業

(乗継円滑化事業の実施)
第二十一条 地域公共交通総合連携計画において、

て、乗継円滑化事業に関する事項が定められたときは、乗継円滑化事業を実施しようとする者は、単独で又は共同して、当該地域公共交通総合連携計画に即して乗継円滑化事業を実施するための計画(以下「乗継円滑化実施計画」という。)を作成し、これに基づき、当該乗継円滑化事業を実施するものとする。
2 乗継円滑化実施計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。
一 乗継円滑化事業を実施する区域
二 乗継円滑化事業の内容
三、乗継円滑化事業の実施予定期間
四、乗継円滑化事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
五、乗継円滑化事業の効果
六、前各号に掲げるもののほか、乗継円滑化事業のため必要な事項として国土交通省令で定める事項
3 乗継円滑化事業を実施しようとする者は、乗継円滑化実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村、公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者及び公安委員会の意見を聴かなければならない。
4 乗継円滑化事業を実施しようとする者は、乗継円滑化実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村、公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者及び公安委員会に送付しなければならない。
5 前二項の規定は、乗継円滑化実施計画の変更について準用する。 (乗継円滑化実施計画の認定)
第二十二条 乗継円滑化事業を実施しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより関係する道路管理者に、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより関係する公安委員会に、
者は、国土交通大臣に対し、乗継円滑化実施計

画が地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適切なものである旨の認定を申請することができる。
2 前項の規定による認定の申請は、関係する市町村を経由して行わなければならない。この場合において、関係する市町村は、当該乗継円滑化実施計画を検討し、意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。
3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その乗継円滑化実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
一 乗継円滑化実施計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであること。
二 乗継円滑化実施計画に定める事項が乗継円滑化事業を確実に遂行するため適切なものであること。
三 乗継円滑化実施計画に定められた事業のうち、一般乗合旅客自動車運送事業に該当するものについては、当該事業の内容が道路運送法第十五条第二項において準用する同法第六条各号に掲げる基準に適合すること。
4 國土交通大臣は、第三項の認定に係る乗継円滑化実施計画(第六項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定乗継円滑化実施計画」という。)が第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は同項の認定を受けた者が認定乗継円滑化実施計画に従つて乗継円滑化事業を実施していないと認めるとときは、その認定を取り消すことができる。
9 第三項の認定及び第六項の変更の認定に関する必要な事項は、国土交通省令で定める。(道路運送法の特例)

管理者の意見を聴く必要がないものとして国土交通省令で定める場合、又は公安委員会の意見を聽く必要がないものとして国土交通省令・内閣府令で定める場合は、この限りでない。
2 乗継円滑化事業を実施しようとする者がその乗継円滑化実施計画であつて国土交通省令で定める運行計画の改善に関する事項が定められたものについて前条第三項の認定を受けた場合において、当該乗継円滑化実施計画に定められた運行計画の変更について道路運送法第十五条の三第二項の規定による届出をしなければならないときは、同項の規定にかかわらず、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届出することをもつて足りる。
6 第三項の認定を受けた者は、当該認定に係る乗継円滑化実施計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。
5 国土交通大臣は、第三項の認定を受けた者は、遅滞なく、その旨を関係する市町村に通知するものとする。
7 第二項から第五項までの規定は、前項の認定について準用する。

第二十三条 乗継円滑化事業を実施しようとする者がその乗継円滑化実施計画について前条第三項(同条第七項において準用する場合を含む。)の認定を受けたときは、当該乗継円滑化実施計画に定められた乗継円滑化事業のうち、道路運送法第十五条第一項の認可を受け、又は同条第三項若しくは第四項の規定による届出をしなければならないものについては、これら
のとみなす。
2 乗継円滑化事業を実施しようとする者がその乗継円滑化実施計画であつて国土交通省令で定める運行計画の改善に関する事項が定められたものについて第二十二条第三項の認定を受けた場合において、当該乗継円滑化実施計画に定められた船舶運航計画の変更について海上運送法

のとみなす。
2 乗継円滑化事業を実施しようとする者がその乗継円滑化実施計画であつて国土交通省令で定める運行計画の改善に関する事項が定められたものについて第二十二条第三項の認定を受けた場合において、当該乗継円滑化実施計画に定められた船舶運航計画の変更について海上運送法
2 乗継円滑化事業を実施しようとする者がその乗継円滑化実施計画であつて国土交通省令で定めた運行計画にかかるわざ、第二十二条第三項の認定を受けた場合において、当該乗継円滑化実施計画に定められた船舶運航計画の変更について海上運送法
2 乗継円滑化事業を実施しようとする者がその乗継円滑化実施計画であつて国土交通省令で定めた運行計画にかかるわざ、第二十二条第三項の認定を受けた場合において、当該乗継円滑化実施計画に定められた船舶運航計画の変更について海上運送法

官報(号外)

第十一條の二第一項の認可を受け、又は同条第一項若しくは同法第十九条の五第一項後段の規定による届出をしなければならないときは、これらの規定にかかるらず、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。
(共通乗車船券)
第二十五条 乗継円滑化事業を実施しようとする者がその乗継円滑化実施計画について第二十二条第三項の認定を受けた場合において、当該乗継円滑化実施計画に定められた乗継円滑化事業として発行する共通乗車船券に係る運賃又は料金の割引を行おうとするときは、国土交通省令で定めるところにより、共同で、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることができる。

2 前項の規定による届出をした者は、鉄道事業法第十六条第三項後段、軌道法第十二条第二項、道路運送法第九条第三項後段又は海上運送法第八条第一項後段の規定により届出をしたもののみなす。

第六節 鉄道再生事業

(鉄道再生事業の実施)
第二十六条 地域公共交通総合連携計画において、鉄道再生事業に関する事項が定められたときは、当該地域公共交通総合連携計画を作成した市町村、廃止届出がされた鉄道事業を経営する鉄道事業者及び国土交通省令で定める者は、その全員の合意により、当該地域公共交通総合連携計画に即して鉄道再生事業を実施するための計画(以下「鉄道再生実施計画」という。)を作成し、これに基づき、当該鉄道再生事業を実施するものとする。

2 鉄道再生実施計画には、次に掲げる事項につ

いて定めるものとする。

一 鉄道再生事業を実施する路線**二 鉄道事業の経営の改善に関する事項****三 市町村その他の者による支援の内容****四 鉄道再生事業の実施予定期間**

五 前号の期間を経過した後における鉄道事業者の鉄道事業の廃止に関する判断の基準となるべき事項

六 前号に掲げるもののほか、鉄道再生事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

2 前号の期間を経過した後における鉄道事業者の鉄道事業の廃止に関する判断の基準となるべき事項

3 前号に掲げるもののほか、鉄道再生事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

4 前号に掲げるもののほか、鉄道再生事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

5 前号に掲げるもののほか、鉄道再生事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

6 前号に掲げるもののほか、鉄道再生事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

7 前号に掲げるもののほか、鉄道再生事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

8 前号に掲げるもののほか、鉄道再生事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

9 前号に掲げるもののほか、鉄道再生事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

10 前号に掲げるもののほか、鉄道再生事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

11 前号に掲げるもののほか、鉄道再生事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

12 前号に掲げるもののほか、鉄道再生事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

13 前号に掲げるもののほか、鉄道再生事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

14 前号に掲げるもののほか、鉄道再生事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

15 前号に掲げるもののほか、鉄道再生事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

16 前号に掲げるもののほか、鉁道再生事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

17 前号に掲げるもののほか、鉁道再生事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

18 前号に掲げるもののほか、鉁道再生事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

19 前号に掲げるもののほか、鉁道再生事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

20 前号に掲げるもののほか、鉁道再生事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

21 前号に掲げるもののほか、鉁道再生事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

22 前号に掲げるもののほか、鉁道再生事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

23 前号に掲げるもののほか、鉁道再生事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

24 前号に掲げるもののほか、鉁道再生事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

25 前号に掲げるもののほか、鉁道再生事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

26 前号に掲げるもののほか、鉁道再生事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

27 前号に掲げるもののほか、鉁道再生事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

第一項の合意がなされていない場合において、

前項の規定による届出に係る鉄道事業の全部又は一部を廃止しようとするときは、鉄道事業法第二十八条の二第一項の規定にかかるらず、廃止日の一月前までに、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。

2 市町村は、認定軌道運送高度化実施計画に定められた軌道運送高度化事業、認定道路運送高度化実施計画に定められた道路運送高度化事業、認定海上運送高度化実施計画に定められた乗継円滑化事業(以下「認定軌道運送高度化事業等」と総称する。)について、前項の規定による要請を受けた者が当該要請に応じないときは、その旨を国土交通大臣に通知することができる。

3 国土交通大臣は、前項の規定による通知があつた場合において、第一項の規定による要請を受けた者が正当な理由がなくてその要請に係る認定軌道運送高度化事業等を実施していないと認めるときは、当該要請を受けた者に対し、認定軌道運送高度化実施計画、認定海上運送高度化実施計画、認定道路運送高度化実施計画又は認定乗継円滑化実施計画に従つて当該認定軌道運送高度化事業等を実施すべきことを勧告することができる。

4 国土交通大臣は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置を講じない場合において、当該勧告を受けた者の事業について地域公共交通の活性化及び再生を阻害している事実があると認めるときは、当該勧告を受けた者に対し、当該勧告に係る措置を講ずるべきことを命ずることができる。

5 地方債についての配慮

6 地方公共団体が、地域公共交通総合連携計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公

共団体の財政事情が許す限り、特別の配慮をするものとする。
第四章 新地域旅客運送事業の円滑化
(新地域旅客運送事業計画の認定)
第三十条 新地域旅客運送事業を実施しようとする者(以下「新地域旅客運送事業者」という。)は、単独で又は共同して、その実施しようとする新地域旅客運送事業についての計画(以下「新地域旅客運送事業計画」という。)を作成し、これを国土交通大臣に提出して、その新地域旅客運送事業計画が地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適當なものである旨の認定を申請することができる。
二 新地域旅客運送事業計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。
一 新地域旅客運送事業を実施する区域
二 新地域旅客運送事業の目標
三 新地域旅客運送事業の内容
四 新地域旅客運送事業の実施時期
五 新地域旅客運送事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
六 前各号に掲げるもののほか、新地域旅客運送事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項
3 土地交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その新地域旅客運送事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
一 新地域旅客運送事業計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであること。
二 新地域旅客運送事業計画に定める事項が新地域旅客運送事業を確實に遂行するため適切
なものであること。
三 新地域旅客運送事業計画に定められた事業のうち、旅客鉄道事業に該当するものについては、当該事業の内容が鉄道事業法第五条第一項各号に掲げる基準に適合し、かつ、新地域旅客運送事業計画に定められた事業にも該当しないこと。
四 新地域旅客運送事業計画に定められた事業のうち、旅客軌道事業に該当するものについては、当該事業の内容が軌道法第三条の特許の基準に適合すること。
五 新地域旅客運送事業計画に定められた事業のうち、一般乗合旅客自動車運送事業に該当するものについては、当該事業の内容が道路運送法第六条各号に掲げる基準に適合し、かつ、新地域旅客運送事業者が同法第七条各号のいずれにも該当しないこと。
六 新地域旅客運送事業計画に定められた事業のうち、国内一般旅客定期航路事業に該当するものについては、当該事業の内容が海上運送法第四条各号に掲げる基準に適合し、かつ、新地域旅客運送事業者が同法第五条各号のいずれにも該当しないこと。
7 前項の認定をする場合において、軌道法第三条の特許を要するものについては、運輸審議会に諮るものとし、その他必要な手続は、政令で定める。
8 土地交通大臣は、第三項の認定に係る新地域旅客運送事業計画(第六項の変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定新地域旅客運送事業計画」という。)が第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は認定新地域旅客運送事業者が認定新地域旅客運送事業計画に従つて事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
9 第三項の認定及び第六項の変更の認定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。
5 土地交通大臣は、第三項の認定をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより関係する道路管理者に、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより関係する公安委員会に、それぞれ意見を聞くものとする。ただし、道路管理者の意見を聞く必要がないものとして
国土交通省令で定める場合、又は公安部委員会の意見を聞く必要がないものとして国土交通省令・内閣府令で定める場合は、この限りでない。
6 第三項の認定を受けた新地域旅客運送事業者は(以下「認定新地域旅客運送事業者」という。)は、当該認定に係る新地域旅客運送事業計画を受けなければならない。
7 第三項から第五項までの規定は、前項の認定について準用する。この場合において、第四項中「軌道法第三条の特許」とあるのは、「軌道法第十六条第一項(軌道の譲渡に係る部分に限る。)若しくは第二十二条ノ二の許可又は同法第二十二条の認可」と読み替えるものとする。
8 土地交通大臣は、第三項の認定に係る新地域旅客運送事業計画(第六項の変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定新地域旅客運送事業計画」といふ。)が第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は認定新地域旅客運送事業者が認定新地域旅客運送事業計画に従つて事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
9 第三項の認定及び第六項の変更の認定に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。
10 第三十一條 認定新地域旅客運送事業者は、单独で又は共同して、認定新地域旅客運送事業計画に定められた新地域旅客運送事業(以下「認定新地域旅客運送事業」という。)について、その一定貫した運送サービスに係る旅客の運賃及び料金(以下「運賃等」という。)を定め、国土交通省令で定める方法により、運賃等を公示しなければならない。
11 認定新地域旅客運送事業者は、第一項の規定による届出をした場合においては、国土交通省令で定める方法により、運賃等を公示しなければならない。
12 第三十二条 新地域旅客運送事業者がその新地域旅客運送事業計画について第三十条第三項の認定を受けたときは、当該新地域旅客運送事業計画に定められた事業のうち、鉄道事業法第三条第一項の許可若しくは同法第七条第一項の認可

を受け、又は同条第三項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可を受け、又は届出をしたものとみなす。

2 旅客鉄道事業を営む認定新地域旅客運送事業者がその認定新地域旅客運送事業計画に定められた事業のうち、軌道法第三条の特許を受けたものとみなす。

2 旅客鉄道事業を営む認定新地域旅客運送事業がその認定新地域旅客運送事業計画に定められた事業のうち、軌道法第三条の特許を受けたものとみなす。この規定により特許を受けたものとみなす。

3 旅客鉄道事業を営む認定新地域旅客運送事業計画に定められた事業のうち、軌道事業法第七条第一項、第二十六条第一項若しくは第二項若しくは第二十七条第一項の認可を受け、又は同法第七条第三項、第二十八条第一項若しくは第二十八条の二第一項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

3 旅客鉄道事業を営む認定新地域旅客運送事業者がその運賃等について前条第一項の規定による届出をしたときは、運賃等のうち、鉄道事業法第十六条第三項又は第四項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により届出をしたものとみなす。

4 旅客鉄道事業を営む認定新地域旅客運送事業者がその運賃等について前条第一項の規定による届出をしたときは、運賃等のうち、鉄道事業法第十六条第三項又は第四項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により届出をしたものとみなす。

3 第三十四条 新地域旅客運送事業者がその新地域旅客運送事業計画について第三十条第三項の認定を受けたときは、当該新地域旅客運送事業計画に定められた事業のうち、道路運送法第四条の規定による公告をしなければならないものについては、同項の規定により公告をしたものとみなす。

(軌道法の特例)

第三十三条 新地域旅客運送事業者がその新地域旅客運送事業計画について第三十条第三項の認定を受けたときは、当該新地域旅客運送事業計画に定められた事業のうち、海上運送法第三条の規定による届出をしなければならないものについては、同項の規定により届出をしたものとみなす。

(軌道法の特例)

第三十三条 新地域旅客運送事業者がその新地域旅客運送事業計画について第三十条第三項の認定を受けたときは、当該新地域旅客運送事業計画に定められた事業のうち、海上運送法第三条の規定による届出をしなければならないものについては、同項の規定により届出をしたものとみなす。

画に定められた事業のうち、軌道法第三条の特許を受けなければならないものについては、これらの規定により特許を受けたものとみなす。

2 旅客軌道事業を営む認定新地域旅客運送事業者がその認定新地域旅客運送事業計画に定められた事業のうち、軌道法第十五条、第十六条第一項(軌道の譲渡に係る部分に限る)若しくは第二十二条ノ二の許可又は同法第二十二条若しくは同法第二十六条に

おいて準用する鉄道事業法第二十七条第一項の認可を受けなければならないものについては、これらの規定により許可又は認可を受けたものとみなす。

3 旅客軌道事業を営む認定新地域旅客運送事業者がその運賃等について第三十一条第一項の規定による届出をしたときは、運賃等のうち、道路運送法第九条第三項又は第五項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により届出をしたものとみなす。

3 一般乗合旅客自動車運送事業を営む認定新地域旅客運送事業者がその運賃等について第三十一条第一項の規定による届出をしたときは、運賃等のうち、道路運送法第九条第三項又は第五項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により届出をしたものとみなす。

4 のとみなす。

4 一般乗合旅客自動車運送事業を営む認定新地域旅客運送事業者がその運賃等について第三十一条第三項の規定による公示をしたときは、運賃等のうち、道路運送法第十二条第一項又は第三項の規定による掲示をしなければならないものについては、これらの規定により掲示をしたるものとみなす。

(道路運送法の特例)

第三十四条 新地域旅客運送事業者がその新地域旅客運送事業計画について第三十条第三項の認定を受けたときは、当該新地域旅客運送事業計画に定められた事業のうち、道路運送法第四条第一項の許可若しくは同法第十五条第一項の認可を受け、又は同条第三項若しくは第四項の規定による届出をしなければならないものについては、同項の規定により許可を受け、又は届出をしたものとみなす。

(海上運送法の特例)

第三十五条 新地域旅客運送事業者がその新地域旅客運送事業計画について第三十条第三項の認定を受けたときは、当該新地域旅客運送事業計画に定められた事業のうち、海上運送法第三条の規定による届出をしなければならないものについては、同項の規定により届出をしたものとみなす。

3 国内一般旅客定期航路事業を営む認定新地域旅客運送事業者がその運賃等について第三十一条第一項の規定による届出をしたときは、運賃等のうち、海上運送法第八条第一項の規定による届出をしなければならないものについては、

業計画の変更について第三十条第七項において準用する同条第三項の認定を受けたときは、当該認定新地域旅客運送事業計画に定められた事業のうち、道路運送法第十五条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二条ノ二の許可を受け、又は同法第十九条の五第一項又は第二十条第二項の認定を受けたときには、当該認定新地域旅客運送事業計画に定められた事業のうち、軌道法第十五条、第十六条第一項若しくは第二十二条ノ二の許可を受け、又は同法第十九条の五第一項又は第二十条第二項の認定を受けたものとみなす。

2 国内一般旅客定期航路事業等を営む認定新地域旅客運送事業者がその認定新地域旅客運送事業計画の変更について第三十条第七項において準用する同条第三項の認定を受けたときは、当該認定新地域旅客運送事業計画に定められた事業のうち、海上運送法第十二条第一項若しくは第二十二条ノ二の許可を受け、又は同法第十九条の五第一項又は第二十条第二項の認定を受けた日から開始することができる。

同項の規定により届出をしたものとみなす。

4 国内一般旅客定期航路事業等を営む認定新地域旅客運送事業者がその運賃等について第三十一条第三項の規定による公示をしたときは、運賃等のうち、海上運送法第十条又は第十九条の六の二(同法第二十条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による公示をしなければならないものについては、これらの規定により公示をしたものとみなす。

(新地域旅客運送事業の円滑化についての配慮)
第三十六条 國土交通大臣は、認定新地域旅客運送事業についての鉄道営業法第一条、軌道法第十四条、船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二条第一項及び道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第四十条から第四十二条までの規定に基づく命令で定める車両又は船舶に係る保安上の技術基準の作成及びその運用に当たつては、当該認定新地域旅客運送事業の実施が地域公共交通の活性化及び再生に資することにかんがみ、当該認定新地域旅客運送事業に用いられる車両又は船舶の運行の安全の確保に支障のない範囲内において、当該認定新地域旅客運送事業の円滑化が図られるよう適切な配慮をするものとする。

第五章 雜則

(資金の確保)

第三十七条 国及び地方公共団体は、地域公共交通連携計画に定められた事業及び新地域旅客運送事業の推進を図るために必要な資金の確保を努めるものとする。
(報告の徴収)

第三十八条 國土交通大臣は、この法律の施行に

必要な限度において、認定軌道運送高度化事業

等を実施する者又は認定新地域旅客運送事業者に対し、それぞれ認定軌道運送高度化事業等又は認定新地域旅客運送事業の実施状況について

報告を求めることができる。

第三十九条 第三条第一項及び第三項から第五項までにおける主務大臣は、同条第二項第四号に掲げる事項については国土交通大臣とし、その他の事項については国土交通大臣及び総務大臣

とする。

2 第五条第七項及び第八項並びに第六条第六項における主務大臣は、国土交通大臣及び総務大臣とする。

(権限の委任)

第四十条 この法律による国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

(命令への委任)

第四十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、命令で定める。

(経過措置)

第四十二条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その経過措置を含む。)を定めることができる。

第六章 帰則

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第二十八条第四項の規定による命令に違反

した者

二 第三十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第四十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する同様の刑を科する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(検討)

第三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一百二十号中「(鉄道事業法の特例)」の下に「又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第号)第三十条第一項(鉄道事業法等の特例)」を加え、「同法第五条第四項」を都市鉄道等利便増進法第五条第四項に、「は該許可」を「又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第三十条第三項(新地域旅客運送事業計画の認定)の規定による新地域旅客運送事業計画の認定は当該許可に、「同法第十条第一項」を「都市鉄道等利便増進法第十条第一項」に改め、「(軌道法の特例)」

の下に「又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十条第一項若しくは第二項(軌道法の特例)若しくは第三十三条第一項(軌道法の特例)」を加え、「は該特許」を「又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第九条第三項(軌道運送高度化実施計画の認定)(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による軌道運送高度化実施計画の認定若しくは同法第三十条第三項の規定による新地域旅客運送事業計画の認定は当該特許」に改め、同表第一百二十号中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」を「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十五条(道路運送法の特例)」又は第三十四条第一項(道路運送法の特例)の規定により一般旅客自動車運送事業の許可又は事業計画の変更の認可を受けたものとみなされる場合における同法第十四条第三項(道路運送高度化実施計画の認定)(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による道路運送高度化実施計画の認定又は同法第三十条第三項(新地域旅客運送事業計画の認定)の規定による新地域旅客運送事業計画の認定は当該許可又は事業計画の変更の認可と、同法第二十三条第一項(道路運送法の特例)又は第三十四条第二項の規定により事業計画の変更の認可を受けたものとみなされる場合における同法第二十二条第三項(乗継円滑化実施計画の認定)(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による乗継円滑化実施計画の認定又は同法第三十条第七項において準用する同条第三項の規定による新地域旅客運送事業計画の認定は当該事業計画の変更の認可と、流通業務の総合化及び効率化の変更の認可と、同法第二十三条第一項(道路運送法の特例)又は第三十四条第二項の規定により事業計画の変更の認可を受けたものとみなされる場合における同法第二十二条第三項(乗継円滑化実施計画の認定)(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による乗継円滑化実施計画の認定又は同法第三十条第七項において準用する同条第三項の規定による新地域旅客運送事業計画の認定は当該事業計画の変更の認可と、流通業務の総合化及び効率化の変

促進に関する法律」に、「当該」を「当該」に改め、同表第百三十三号中

百三十三 船舶運航事業の許可

百三十三 船舶運航事業

送事業に該当し、同一の車両又は船舶を用いて

一貫した運送サービスを提供する新地域旅客運

送事業の円滑化を図るための鉄道事業法に係る

事業許可の特例等について定めようとするもの

で、その主な内容は次のとおりである。

二

議案の可決理由

地域公共交通の活性化及び再生を総合的、一

貫して、超えない範囲内において政令で定める日から

施行すること。

二十条(海上運送法の特例)又は第三十五条第一項(海上運送法の特例)の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けたものとみなされる場合における同法第十九条第三項(海上運送高度化実施計画の認定)(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による海上運送高度化実施計画の認定又は同法第三十条第三項(新地域旅客運送事業計画の認定)の規定による新地域旅客運送事業計画の認定は、当該許可とみなす。

の許可

を

る。

(国土交通省設置法の一部改正)

第四条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「(平成十七年法律第四十一号)」の下に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第号)」を加える。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

理由

地域公共交通の活性化及び再生を総合的、一体的かつ効率的に推進するため、主務大臣による基本方針の策定、地域の関係者の協議を踏まえた市町村による地域公共交通総合連携計画の作成及び地域公共交通特定事業の実施に必要な関係法律の特例のほか、複数の旅客運送事業に該当し、同一

(国土交通省設置法の一部改正)

第四条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「(平成十七年法律第四十一号)」の下に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第号)」を加える。

(国土交通省設置法の一部改正)

第四条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「(平成十七年法律第四十一号)」の下に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第号)」を加える。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

理由

地域公共交通の活性化及び再生を総合的、一体的かつ効率的に推進するため、主務大臣による基本方針の策定、地域の関係者の協議を踏まえた市町村による地域公共交通総合連携計画の作成及び地域公共交通特定事業の実施に必要な関係法律の特例のほか、複数の旅客運送事業に該当し、同一

の車両又は船舶を用いて一貫した運送サービスを提供する新地域旅客運送事業の円滑化を図るために鉄道事業法に係る事業許可の特例等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第十五条第一項中「(平成十七年法律第四十一号)」の下に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第号)」を加える。

(国土交通省設置法の一部改正)

第四条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「(平成十七年法律第四十一号)」の下に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第号)」を加える。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

理由

地域公共交通の活性化及び再生を総合的、一体的かつ効率的に推進するため、主務大臣による基本方針の策定、地域の関係者の協議を踏まえた市町村による地域公共交通総合連携計画の作成及び地域公共交通特定事業の実施に必要な関係法律の特例のほか、複数の旅客運送事業に該当し、同一

の車両又は船舶を用いて一貫した運送サービスを提供する新地域旅客運送事業の事業計画について、国土交通大臣の認定制度及び鉄道事業法

の特例等について定めようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成十九年度一般会計予算において、地域公共交通活性化・再生事業に係る経費二億六千六百万円が計上されている。

右報告する。

平成十九年四月十一日

衆議院議長 河野 洋平殿
国土交通委員長 塩谷 立

〔別紙〕

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 地域公共交通の活性化及び再生に向け、必要な環境の整備に努めること。また、地域公共交通の活性化及び再生に関する施策の策定及びその実施に当たっては、総割りで硬直的な対応ではなく、地方自治体の積極的な取組を支援すべく、一体的かつ効果的な支援策を講ずること。

二 地方の山間部や離島地域等においても、また、高齢者、障害者等の移動制約者に対して、自由かつ安全な移動により、社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるべきであるとの認識の下、あらゆる地域において、また、高齢者、障害者等の移動制約者について、移動上の利便性及び安全性の向上に努めること。

三 鉄道駅におけるバリアフリー化の重要性に鑑み、地方の乗降客数五千人未満の駅においても、地域が強く要望し、地元の協力を得られる駅等については、乗降客数に関わらず、バリアフリー化を推進するよう、必要な措置を講ずること。

四 バリアフリー化された鉄軌道車両導入について、地方自治体の積極的支援を促すため、国として必要な措置を講ずるよう努めること。

五 運輸部門における二酸化炭素の排出量が増加していることを踏まえ、国際的な枠組に基づき、その削減に向け適切な対策を講ずるよう、最大限の努力を行うこと。

六 市町村が地域公共交通総合連携計画を作成する場合にあつては、住民、地域交通の利用者その他の利害関係者の意見を適切に反映させるよう、また、地域公共交通総合連携計画を作成しようとする市町村が協議会を組織する場合に

あつては、その運営が適切なものとなるよう、必要な助言や指導を行うこと。

七 地方の鉄道及び路線バスの厳しい経営状況を踏まえ、地域における公共交通の維持が適切に図られるよう、必要な措置を講ずるよう努めるここと。

八 新地域旅客運送事業の円滑化を図るため車両又は船舶に係る保安上の技術基準の作成及びその運用について行われる配慮が、車両又は船舶の運行の安全の確保に支障のないよう、必要かつ十分なものとなるよう適切に措置すること。

九 地域公共交通の活性化及び再生を推進する上で必要となる情報を収集するとともに、市町村その他の関係者が情報を受け取れるよう、必要な措置を講ずるよう努めること。

漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成十九年三月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

(漁業法の一部改正)
第一条 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。
第二条に次の二項を加える。

3 この法律において「動力漁船」とは、推進機

関を備える船舶であつて次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 専ら漁業に従事する船舶

二 漁業に従事する船舶であつて漁獲物の保蔵又は製造の設備を有するもの

三 専ら漁場から漁獲物又はその製品を運搬する船舶

い。

一 現に当該指定漁業の許可又は起業の認可を受けている者(次号の申請に基づく許可)

又は起業の認可を受けている者にあつては、新技術の企業化により現にこの号の申請に基づく許可を受けている者と同程度の

漁業生産を確保することが可能となつたものとして農林水産省令で定める基準に適合するものに限り、当該指定漁業の許可の有效期間の満了日が前条第一項の規定により公示した許可又は起業の認可を申請すべき期間の末日以前である場合にあつては、当該許可の有効期間の満了日において当該指定漁業の許可又は起業の認可を受けていた者を含む。)が当該指定漁業の許可の有効期間(起業の認可を受けており又は受けている者にあつては、当該起業の認可に係る指定漁業の許可の有効期間)の満了日の到来のため当該許可又は起業の認可に係る船舶と同一の船舶についてした申請(母船式漁業にあつては、同一の船團に属する母船及び独航船等の全部について、当該許可又は起業の認可に係る母船又は独航船等と同一の母船又は独航船等についてした申請)

二 漁業生産力の発展に特に寄与すると農林水産大臣が認める試験研究又は新技術の企業化のために使用する船舶についてされた申請

第五十七条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第三号中「みたさない」を「満たさない」に改め、同項第四号中「足る資本」を「足りる資本その他他の経理的基礎」に改め、同項第五号中「虞」を「おそれ」に改める。

第五十八条の二第二項中「第四項」を「第五項」に改め、同項第三項を次のように改める。

3 農林水産大臣は、第一項の規定により許可又は起業の認可をしなければならない申請に係る船舶の隻数が前条第一項の規定により公示した船舶の隻数を超える場合において、その申請のうちに次に掲げる申請があるときは、前項の規定にかかわらず、その申請に対応して、次の順序に従つて、他の申請に優先して許可又は起業の認可をしなければならぬ

第五十八条の二第四項各号列記以外の部分中「申請の下に「のうち同項第一号に係るもの」を加え、同項第一号中「次項」を「第六項」に改め、同条第六項中「第四項」を「第三項第一号の農林

水産省令並びに第四項及び第五項に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 農林水産大臣は、第三項の規定により許可又は起業の認可をしなければならない申請のうち同項第二号に係るものに係る船舶の隻数が前条第一項の規定により公示した船舶の隻数から第三項第一号の申請に基づく許可又は起業の認可を受けた船舶の隻数を差し引いた隻数を超える場合には、同項の規定にかかわらず、同項第二号の申請に係る試験研究又は新技術の企業化の内容が漁業生産力の発展に寄与する程度を勘案して許可又は起業の認可の基準を定め、これに従つて許可又は起業の認可をしなければならない。

第六十二条の二第一項中「左の各号の一に」を「次の各号の一に」に改め、同条第二項中「左の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に改め、同項第四号中「認可が」の下に「次条第一項若しくは第二項又は」を加え、「第三十八条第一項又は」を削る。

第六十三条第一項中「第三十八条第一項、第三十九条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、「第三十八条第一項中「第十四条に規定する適格性を有する者でなくなつたとき」とあるのは「第五十六条第一項第一号又は第二号に該当することとなつたとき」とを削り、同条第四項中「第三十八条第一項」を削る。

第六十五条第七項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第七項中「第一項」とし、同項第四項中「第一項」を「第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項」を「第二項」に改め、

同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第十二条の二の次に次の二条を加える。
(適格性の喪失等による許可等の取消)

第六十二条の三農林水産大臣は、指定漁業の許可又は起業の認可を受けた者が第五十六条第一項第二号又は第五十七条第一項各号(第四号を除く。)のいずれかに該当することとなつたときは、当該指定漁業の許可又は起業の認可を取り消さなければならない。
2 農林水産大臣は、指定漁業の許可又は起業の認可を受けた者が第五十七条第一項第四号

に該当することとなつたときは、当該指定漁業の許可又は起業の認可を取り消すことができる。

3 前二項の規定による許可又は起業の認可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第六十三条第一項中「第三十八条第一項、第三十九条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、「第三十八条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、「第六号を第七号とし、第五号の次に次の二号を加える。

第四章中第七十四条の二を第七十四条の四とし、第七十四条の次に次の二条を加える。
(漁業監督官と漁業監督吏員の協力)
第七十四条の二 農林水産大臣は、検査上特に必要があると認めるときは、都道府県知事に對し、特定の事件につき、当該都道府県の漁業監督吏員を漁業監督官に協力させるべきことを求めることができる。この場合においては、当該漁業監督吏員は、検査に必要な範囲において、農林水産大臣の指揮監督を受けるものとする。

2 都道府県知事は、検査上特に必要があると認めるときは、農林水産大臣に対し、特定の事件につき、漁業監督官の協力を申請することができる。この場合においては、農林水産大臣は、適当と認めるときは、当該漁業監督官を協力させるものとする。
(漁業監督吏員と都道府県の区域)

第三百三十五条の二第一項中「第六十五条第一項」の下に「又は第二項」を加える。
第三百三十七条の三第一項第一号中「第六項及び第七項」を「第二項、第七項及び第八項」に改め、同項第二号中「第六十五条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「同項」を「同条第一項若しくは第二項」に改め、第六号を第七号とし、第五号の次に次の二号を加える。
第三百三十八条中「一に」を「いずれかに」に改め、第六号を第七号とし、第五号の次に次の二号を加える。

第六十五条第一項の規定による禁止に違

反して漁業を営み、又は同項の規定による

許可を受けないで漁業を営んだ者

第三百三十九条第一項中「第一項第四号」を「第二項第四号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第一項第四号」を「第二項第四号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同項を同条第七項とし、同条第八項とし、同条第六項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同項を同条第五項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項」を「第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同項を同条第三項とし、同条第二項を加え、同項を同条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「禁止」の下に「(前項の規定により漁業を営むことを禁止すること及び農林水産大臣又は都道府県知事の許可を受けた場合のほか、検査のため必要がある場合において、農林水産大臣の許可を受けたときは、当該都道府県の区域外においても、その職務を行うことができる。

なければならない」とすることを除く。」を加え、同項を同条第二項とし、同項の前に次の二項を加える。

農林水産大臣又は都道府県知事は、水資源の保護培養のために必要があると認めるときは、特定の種類の水産動植物であつて農林水産省令若しくは規則で定めるものの採捕を目的として営む漁業若しくは特定の漁業の方

二項、第七項及び第八項に改める。
第三十六条中「第五条から第七条までの規定に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第四条第一項の規定による禁止に違反した

て漁業を営み、又は同項の規定による許可を受けないで漁業を営んだ者

二 第五条から第七条までの規定に違反した

者

(施行期日)
附 則

業について、農林水産省令若しくは規則で定

るものにより営む漁業(水産動植物の採捕に係るものに限る)を禁止し、又はこれらの漁

道府県知事の許可を受けなければならないこ

ととすることができる。

第九条第一項中「第六十五条第一項」の下に

「又は第二項」を加え、「第四条」を「第四条第一項又は第二項」に、「基く」を「基づく」に改め。

第十三条第一項中「第六十五条第一項」の下に

「又は第二項」を加え、「第四条」を「第四条第一項又は第二項」に、「基く」を「基づく」に、「こえ

て」を「超えて」に改める。

第二十五条中「さく河魚類」を「溯河魚類」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「漁

業法第六十五条第一項」を「同法第六十五条第一項若しくは第二項」に、「第四条」を「第四条第一項若しくは第二項」に、「基く」を「基づく」に、「基

いて」を「基づいて」に改める。

第三十五条第一項中「第四条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第三十五条の二中「第六項及び第七項」を「第

この条及び附則第五条において「新漁業法」とい

う。)第五十七条第一項第四号に該当することとなつた場合における当該許可又は起業の認可の取消しについては、当該許可又は起業の認可の有効期間中は、新漁業法第六十二条の三第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(施行前にされた指定漁業の許可又は起業の認可の申請に関する経過措置)

第三条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前にされた旧漁業法第五十二条第一項の規定による許可又は旧漁業法第五十四条第一項から

第三項までの規定による起業の認可の申請であつて、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の際、許可又は起業の認可をするかどうかの処分がされていないものについての農林水産大臣が行う許可又は起業の認可については、な

お従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるものほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行後五年を経過した場合において、新漁業法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるとときは、新漁業法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第六条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

二 海洋水産資源開発促進法(昭和四十六年法律第六十号)第十七条第二項及び第十八条第一項

三 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)第三条第二項第四号、第七条第一項、第十一条第一項及び第十

六条第二項

(遊漁船業の適正化に関する法律の一部改正)

第五十二条第一項の規定による許可又は旧漁業法第五十四条第一項から第三項までの規定による起業の認可を受けている者及び前条ただし書に規定する規定の施行後に次条の規定に基づきな

お従前の例により許可又は起業の認可を受けた者が前条ただし書に規定する規定の施行の日以後に第一条の規定による改正後の漁業法(以下

別表第一漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の項第一号中「第六項及び第七項」を「第

二項、第七項及び第八項に改め、同項第二号

中「第六十五条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「同項」を「同条第一項若しくは第二項」

に改め、同表水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)の項中「第六項及び第七項」を

「第二項 第七項及び第八項に改める。

第七条 水路業務法(昭和二十五年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「基き」を「基づき」に改め、「第六十五条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「左の」を「次の」に改める。

(漁船法等の一部改正)

第八条 次に掲げる法律の規定中「第六十五条第一項」の下に「若しくは第二項」を、「第四条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

一 漁船法(昭和二十五年法律第二百七十八号)第四条第一項第一号及び第二号

二 海洋水産資源開発促進法(昭和四十六年法律第六十号)第十七条第二項及び第十八条第一項

三 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)第三条第二項第四号、第七条第一項、第十一条第一項及び第十

六条第二項

(遊漁船業の適正化に関する法律の一部改正)

第九条 遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第五号中「第六十五条第一項

〔第六十五条第二項〕に、「第四条第一項」を「第

四条第二項」に改める。

第六条第一項第五号中「第六十五条第一項

〔第六十五条第二項〕に、「第四条第一項」を「第

四条第二項」に改める。

理由

漁業生産力の向上等に資するため、指定漁業の許可等の適格性要件を見直すとともに、試験研究及び新技術の企業化のための操業に対する指定漁業の許可等の手続を新たに規定するほか、農林水産省令又は規則に違反した無許可操業等に対する規制に関する規定の整備等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び趣旨

本案は、水産資源の状況の悪化、漁業生産構造のせい弱化等水産業をめぐる情勢の変化に対応し、漁業生産力の向上等に資するため、漁船漁業の構造改革を推進するとともに、漁業取締りを強化する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 漁業法の一部改正

(一) 指定漁業の許可等の適格性要件の見直し
 指定漁業の許可又は起業の認可以下「許可等」という。の適格性要件として、当該漁業を営むに足りる資本を有することに加え、その他の経理的基礎を有することを追加すること。

(二) 試験研究又は新技術の企業化のための指定漁業の許可等の特例
 漁業生産力の発展に特に寄与すると農林水産大臣が認める試験研究又は新技術の企業化を行い漁業を営もうとする者について、他の新規参入者に優先して指定漁業の許可等を行うこと。

(三) 漁業調整に関する罰則の強化

漁業取締りその他漁業調整のために農林水産省令又は都道府県規則において禁止し、又は許可制とした特定の漁業について、これに違反して、これに違反して当該漁業を営んだ者に對する罰則を整備すること。

四

漁業監督吏員の権限行使区域の見直し
 司法警察員たる漁業監督吏員について、農林水産大臣の許可を受けたときは、その属する都道府県の区域外における捜査活動を可能とすること。

2 水産資源保護法の一部改正

水産資源の保護培養のために農林水産省令又は都道府県規則において禁止し、又は許可制とした特定の漁業について、これに違反して当該漁業を営んだ者に対する罰則を整備すること。

3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。ただし、指定漁業の許可等の適格性要件の見直しに関する規定については、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

二 議案の可決理由

本案は、漁業生産力の向上等に資するための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十九年四月十一日

衆議院議長 河野 洋平殿 農林水産委員長 西川 公也